本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（一〇）臺灣總督府令第五十號（大正十四年八月二十二日）

大正二年府令第三十二號臺灣國稅徵收規則施行規則中左ノ通改正ス

第九條中「酒類」ヲ「酒精」ニ改ム

第二十二條中第三號ヲ削ル

（書式中改正省略）

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（一一）臺灣總督府令第六十一號（大正十四年十月三十一日）

大正二年府令第三十二號臺灣國稅徵收規則施行規則中左ノ通改正ス

第十八條　滯納者又ハ滯納者ノ財產管轄區域外ニ在ルトキハ知事又ハ廳長ハ其ノ地ノ知事又ハ廳長ニ徵收囑託又ハ滯納處分ノ引繼ヲ爲スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國稅徵收法及其の改正に就きては第五編內國稅の說明に讓り、敢て再說せず。唯右の臺灣國稅徵收規則の施行に當り、其の附則第二項の規定に基き同年四月府令第三十一號を以て、右規則中區長の國稅徵收に關する規定を、臺東廳管轄區內に在りては卑南街を除きたる他の街庄社、花蓮港廳管轄內に在りては花蓮港街を除きたる他の街庄社に之を施行せざることと爲したり。之れ右兩廳管下住民は右兩街を除く外殆んど蕃人にして、他地方民と同一の法令の下に立たしむる能はざる事情あるに依るものなり。但し右の特別規定は大正九年二月に至り、府令第十號を以て大正九年三月三十一日限り之を廢止することと爲したり。

次に臺灣國稅徵收規則第六條に於て、官租の徵收に就き當分の內同規則を準用する旨規定し、又大正二年四月府令第四十一號を以て、區長は其の區內の官租及官設埤圳の水租の徵收を爲すべしと定めしが、更に大正五年五月府令第三十六號を以て、區長に於て地租、官租及官設埤圳の水租を徵收したるときは、其の徵收金額の百分の二に相當する金額を區長に交付することと爲したり。其の後大正九年九月に至り地方行政組織の改正に伴ひ、右大正二年府令第四十一號中『區長』とあるを『市、街庄內又ハ區內』と改め、大正五年府令第三十六號中『區長』とあるを『市、街庄又ハ區長』と改めたり。然るに大正十年六月に至り府令第百十二號を以て市、街庄又は區長に於て徵收する國庫金の種目竝交付金に就き左の如く定め、同時に前述大正二年府令第四十一號及大正五年府令第三十六號は之を廢止したり。

臺灣總督府令第百十二號（大正十年六月七日）

第一條　市、街庄又ハ區長ハ其ノ市、街庄內又ハ區內ノ左記諸收入金ノ徵收ヲ爲スヘシ

一　第三種ノ所得ニ係ル所得稅

二　官租

三　官設埤圳ノ水租

第二條　地租及前條諸收入金ノ徵收ニ對シテハ徵收金額ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ其ノ市、街庄又ハ區長ニ交付ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年府令第四十一號及大正五年府令第三十六號ハ之ヲ廢止ス

右は其の後大正十一年二月府令第十號を以て第一條に『四　地所拂下代』なる一號を加へ、更に同年三月府令第四十一號を以て第一條中第三號を削り、以て大正の末年に及びたり。

第三項　間接國稅犯則者處分

第一目　臺灣間接國稅犯則者處分規則の制定

內地に於ては夙に明治二十三年九月間接國稅犯則者處分法を制定し、間接國稅の犯則處分に關しては之を行政官廳の審理に委ぬるの方法を設けたるも、臺灣に於ては領有以後姑く此の制度を缺きたり。然るに間接國稅の犯則を一々司法裁判所の處分に附するは事務の簡捷を得る所以に非ざるのみならず、其の他不利なる點尠からざるを以て、明治四十年十一月に至り律令第十一號を以て新たに臺灣間接國稅犯則者處分規則を制定し、間接國稅犯則者の處分に關しては間接國稅犯則者處分法に依ることと爲したり。其の全文左の如し。

臺灣間接國稅犯則者處分規則（明治四十年十一月一日律令第十一號）

第一條　臺灣間接國稅ノ種類ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二條　臺灣間接國稅犯則者ノ處分ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ニ依ル但シ同法ニ依リ收稅官吏及稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三條　此ノ規則ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

此ノ規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右と同時に府令第八十九號を以て左の如く臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則を制定し、臺灣間接國稅の種類其の他處分規則の施行上に就き必要なる事項を定めたり。

臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則（明治四十年十一月一日臺灣總督府令第八十九號）

第一條　臺灣間接國稅ト稱スルハ左ノ國稅トス

一　製茶稅
二　砂糖消費稅
三　骨牌稅
四　織物消費稅
五　酒造稅

第二條　間接國稅犯則者處分法中收稅官吏ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ廳ノ收稅官吏又ハ稅關官吏トシ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ廳長又ハ稅關長トス

第三條　間接國稅犯則者處分法中市町村吏員トアルハ之ヲ街庄社長トス

第四條　收稅官吏又ハ稅關官吏物件帳簿書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者又ハ街庄社長ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

第五條　差押目錄ニハ物件ノ名稱數量帳簿書類ノ名稱箇數差押ノ場所及時所持者ノ住所又ハ居所氏名ヲ記載スヘシ

第六條　收稅官吏又ハ稅關官吏物件帳簿書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ街庄社長役場ニ送致スルトキハ差押目錄ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第七條　收稅官吏又ハ稅關官吏街庄社長ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第八條　廳長又ハ稅關長間接國稅犯則者處分法第七條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ、物件ノ名稱數量、公賣ノ事由、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ

第九條　廳長又ハ稅關長差押物件ノ公賣代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第十條　收稅官吏又ハ稅關官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル顚末書ニハ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ノ事實、場所及時竝供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第十一條　間接國稅犯則者處分法第十四條ニ依ル通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ

第十二條　通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ爲シ其ノ領收證ヲ徵スヘシ但シ配達證明郵便ヲ以テ送達ヲ爲スコトヲ得

第十三條　廳長又ハ稅關長間接國稅犯則者處分法第十九條ニ依リ犯則ノ心證ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七條ニ依リ供託シタル金額アルトキハ供託受領證ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ證スヘキ書面ヲ添附シ之ヲ差押當時ノ物件所有者ニ交付スヘシ

第十四條　收稅官吏又ハ稅關官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スニ當リ通譯ヲ介シタルトキハ間接國稅犯則者處分法第十條ニ依リ作成スル顚末書ヲ通譯ニ讀ミ聞カセ之ニ署名捺印セシムヘシ其ノ通譯署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十五條　犯則事件ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ

文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

第十六條　收稅官吏又ハ稅關官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件又ハ沒收物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第十七條　廳長又ハ稅關長ハ間接國稅犯則者處分法第四條ニ依リ收稅官吏又ハ稅關官吏ノ携帶スヘキ證票ヲ別記樣式ニ依リ調製シ當該官吏ニ交付スヘシ

附　則

此ノ規則ハ臺灣間接國稅犯則者處分規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（樣式省略）

臺灣間接國稅犯則者處分規則は其の後何等の改正なく、大正十二年一月一日其の廢止の時に及びたるも、同施行規則は其の間次の如く數次の改正を見たり。

（一）臺灣總督府令第三十號（明治四十一年七月二日）

明治四十年十一月一府令第八十九號臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ二號ヲ加フ

六　石油消費稅

七　印紙稅

第四條中「所有者」ヲ「所有者所持者」ニ改ム

（二）臺灣總督府令第二號（大正元年七月三十一日）

明治四十年十一月一府令第八十九號臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則中左ノ通改正ス

第二條中「收稅官吏ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ」ノ下ニ「臺灣總督府及」ヲ加フ

第三條第四條及第七條中「街庄社長」ヲ「街庄社區長若ハ區書記」ニ改ム

第六條中「街庄社長役場」ヲ「街庄社區長役場」ニ改ム

第十七條　間接國稅犯則者處分法第四條ニ依リ收稅官吏ノ携帶スヘキ證票ハ別記樣式ニ依ルヘシ

別記樣式ヲ別記ノ如ク改ム（樣式省略）

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（三） 臺灣總督府令第六十八號（大正二年六月二十一日）

明治四十年十一月府令第八十九號臺灣間接國稅犯則者處分規則中左ノ通改正ス

第一條中左ノ一號ヲ加フ

八　賣藥印紙稅

附　則

本令ハ臺灣賣藥印紙稅規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（四） 臺灣總督府令第九十三號（大正二年十月二十六日）

明治四十年十一月府令第八十九號臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則中左ノ通改正ス

第二條第八條第九條及第十三條中「廳長又ハ稅關長」ヲ「廳長稅關長又ハ臺灣總督府收稅官吏出張所長」ニ改ム

附　則

本令ハ大正二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

（五） 臺灣總督府令第六十二號（大正九年八月三十日）

明治四十年十一月府令第八十九號臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則中左ノ通改正ス

「廳長」ヲ「知事又ハ廳長」ニ「街庄社區長若ハ區書記」ヲ「街庄長區長街庄吏員若ハ區書記」ニ「街庄社區長役場」ヲ「街庄役場若ハ區長役場」ニ改ム

附　則

本令ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（六） 臺灣總督府令第百四十一號（大正十一年七月一日）

明治四十年十一月府令第八十九號臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則中左ノ通改正ス

第一條中「酒造稅」ヲ「酒精稅」ニ改ム

第二條中「廳」ヲ「州廳」ニ改ム

別記樣式中「何廳」ヲ「何州廳」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ酒造稅ニ關スル犯罪事件ニ付テハ仍舊令ニ依ル

第二目　間接國稅犯則者處分法の施行

上述の如く臺灣に於ける間接國稅の犯則者處分は、明治四十年律令第十一號臺灣間接國稅犯則者處分規則に基き之を施行し來りたるも、大正十一年に至り內地臺灣間法令統一の趣旨に依り、同年十二月勅令第五百二十六號を以て、大正十二年一月一日より間接國稅犯則者處分法を臺灣に施行することと爲し、且臺灣に於ける間接國稅として製茶稅以下八種目を定めたり。卽ち左の如し。

勅令第五百二十六號（大正十一年十二月二十九日）

第一條　間接國稅犯則者處分法ハ之ヲ臺灣ニ施行ス但シ同法中稅務監督局トアルハ臺灣總督府、稅務署トアルハ州廳又ハ稅關收稅官吏トアルハ臺灣總督府州又ハ廳ノ收稅官吏又ハ稅關官吏、稅務署長トアルハ知事廳長又ハ稅關長、市町村吏員トアルハ市街庄ノ官吏又ハ吏員、市町村トアルハ市街庄、市制町村制トアルハ臺灣市制臺灣街庄制トス

第二條　間接國稅犯則者處分法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ左ノ國稅トス

一　製茶稅
二　砂糖消費稅
三　骨牌稅
四　織物消費稅
五　酒精稅

六　石油消費稅
七　印紙稅
八　賣藥印紙稅
附　則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右に伴ひ大正十二年一月府令第十三號を以て間接國稅犯則者處分法施行に關する件を制定し、大體間接國稅犯則者處分法施行規則に依ることとし、同時に曩の臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則は之を廢止したり。其の全文左の如し。

臺灣總督府令第十三號（大正十二年一月一日）

第一條　間接國稅犯則者處分法ノ施行ニ關シテハ明治三十三年勅令第五十二號間接國稅犯則者處分法施行規則第一條及第十四條ノ規定ヲ除クノ外同令ニ依ル但シ同令中收稅官吏トアルハ臺灣總督府州及廳ノ收稅官吏又ハ稅關官吏稅務署長トアルハ知事廳長又ハ稅關長市町村トアルハ市街庄トス

第二條　間接國稅犯則者處分法第四條ニ依リ收稅官吏ノ携帶スヘキ證票ハ別記樣式ニ依ルヘシ

附　則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年府令第八十九號臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則ハ之ヲ廢止ス

（樣式省略）

右は其の後何等の改正なくして大正の末年に及びたり。

第四項　租稅收入

既に述べたるが如く明治二十八年七月我領有の當初に於て租稅竭免の諭示を發し、海關諸稅及官租を除くの外同年度全島に於ける各種租稅を悉く竭免することと爲し、次で翌明治二十九年三月公平晝一を旨とし各種稅法を釐革すべき方針を聲明したり。爾來此の方針に基き、努めて社會經濟の實情に則して租稅制度を改廢したるものなるも、今租稅收入增減の大勢、各種租稅の重要性の變遷及歲入上に於ける租稅收入の地位の變化等に就き若干を考察し、以て臺灣に於ける租稅收入の概觀たらしむべし。但し臺灣總督府特別會計の歲計上租稅收入中には關稅（海關稅・噸稅收入を包含し（但し明治四十四年度乃至大正八年度間は海關稅收入を、又大正元年度迄は噸稅收入を夫々包含せず）、內國稅中登錄稅印紙稅等の印紙收入に屬するものを除外するを以て、以下の記述に於ける數額も便宜姑らく之に從ふことと爲したり。

先づ租稅收入增減の大勢に關しては、明治二十九年度に於ける租稅收入總額（歲入決算額）は百三十六萬餘圓にして、其の後多少の弛張ありと雖も概して增加の趨勢に在りて、明治三十五年度には二百二十三萬餘圓、同四十年度には五百七十九萬餘圓となり、同四十二年度には遂に千萬圓臺を突破し千六萬餘圓、大正元年度には千三百四十六萬餘圓に達したり。大正四年度には再び七百九十二萬餘圓に減少し、大正六年度に至りても尙ほ九百九十六萬餘圓にを突破し千二百五十九萬餘圓となり、大正九年度には二正十年度には二千百二十三萬餘圓に減じ、爾後千七百萬度には再び增加して二千百九十一萬餘圓に達したり。

而して右の如き租稅收入中重要なるものとして擧ぐべきは先づ地租なり。卽ち地租は明治二十

九年度には租稅收入總額（海關稅を除く、以下明治四十三年度迄同じ）の五割五分強を占め、第一位に在りたり。然るに明治三十後明治四十年度迄は同じく三割九分強乃至五割五分強を占め、第一位に在りたり。然るに明治三十四年度より創設の砂糖消費稅は、同年度既に一割九分強を占めて地租・製茶稅に次ぎて第三位に在りしも、翌三十五年度には一躍三割四分強に達して地租に次ぎ第二位となり、同四十一年度には遂に之を凌駕して四割四分強を占めて第一位となり、爾後年に依り多少ありしと雖も大正三年度迄常に第一位を續け、就中明治四十三年度の如きは七割強に達し、之に次ぐ地租は僅かに一割七分強にして、他の諸稅の割合は當然云ふに足らざるものに止まりたり。而して斯かる現象を生じたるは臺灣に於ける製糖事業の勃興に基くと雖も、尙ほ重大なる事由は內地消費の砂糖に對する消費稅も之を臺灣總督府收入に歸屬せしめたるに在り。斯くて世論は漸く之を非とし、砂糖消費稅は當然其の消費地の收入たらしむべしとの論議擡頭し來り、遂に大正四年度以降之が實行を見るに至り、玆に臺灣租稅收入上に於ける砂糖消費稅の地位は俄然降下し、同年度に在りては租稅收入總額の一割一分強となりたり。之に因りて數年來其の優位を砂糖消費稅に讓り居たる地租は、同年再び租稅收入總額の四割五分強を占めて第一位となりたり。地租は其の後所得稅・酒稅等の進出に因り多少其の割合を減じたるも、大正九年度に於て所得稅に、同十年度に於て酒稅に其の優位を讓りたる外、昭和元年度迄常に第一位を續けたり。

我領有の當初明治二十九年度に於て其の稅額地租に次で第二位に在りしは樟腦稅にして、租稅收入總額の二割九分強を占めたるも、樟腦專賣の開始に因りて明治三十二年度限り姿を消し、明治三十年創設早々二割一分強を占めて第二位に在りし製茶稅も、其の後漸次重要性を減じ、明治三十七年度を限りとして一割以下に顚落し、鑛區稅亦明治三十一年度二割一分強を以て第二位に在りしも、翌年度には一分にも滿たず、其の後も殆んど云ふに足らずして終始したり。右に反し明治四十年度創設の酒稅は當初は殆んど云ふに足らざりしが、大正元年度始めて一割強に達し、砂糖消費稅・地租に次で第三位を占め、同四年度には二割三分強にて地租に次ぎ第二位に昇り、同十年度には二割七分強にて遂に第一位となり、同十一年度には二割六分強にて一分餘の差を以て第一位を地租に讓り（同年度を限り專賣開始の爲め酒稅廢止）、翌年度之に代り創設の酒精稅は二割強を以て地租に次ぎて第二位を占め、爾後大正の末年迄一割六分強乃至二割三分強にて二・三・四位の間に在り、又明治四十三年度創設の所得稅も當初は微々たる稅額に止まりしと雖も、大正四年度には砂糖消費稅著減の影響もありて一割強を以て第四位となり、翌五年度には一割四分強にて地租・酒稅に次ぎて第三位に昇り、大正九年度には一般經濟界好況の影響に因りて三割一分強を占め、二割一分強の地租を引離して遂に第一位となりたり。尙ほ、大正七年度以降臨時に創設せられたる戰時利得稅は翌八年度には二割一分強を占め、地租・酒稅に次ぎ第三位に在りたるも、翌年度には大戰終熄の結果激減したり。

以上の外關稅に就きては特に一言せざるべからず。卽ち關稅は我領有以後之を海關稅の名を以て呼び、輸出稅及輸入稅を包含し歲計上內地稅と別款を爲して之を取扱ひしが、明治四十二年度以降輸入稅は之を內地に移管し、同四十四年度以降輸出稅は之を廢止したり。此の期間に於て同稅は明治二十九年度、歲入總額の六分強を占め、其の後も明治四十二・三兩年度の急減を除き五分乃至八分を占め、其の稅額も租稅收入の大宗たる地租に肉薄或は匹敵し、特に明治三十二年度以降數年間は遙に之を凌駕したり。大正九年度以降再び臺灣の直接賦課徵收となりたる以後は之を關稅と稱し、歲計

上一般租稅と同項に置きたり。同年度に於ける關稅は所得稅・地租・酒稅等に次で第四位に在り、租稅收入總額の一割七分を占めたるも、大正十一年度には二割强にて地租・酒稅に次ぎ第三位、大正十四年度には一割七分にて地租に次ぎて第二位に在り、大正の末年迄常に二・三位の順位を占めたり。

最後に租稅收入の歲入上に於ける地位に就き概觀するに、先づ明治二十九年度に於ける租稅收入總額（但し海關稅を除く）は百三十六萬餘圓にして、之を同年度歲入總額九百六十五萬餘圓に比較するに其の一割四分强に當り、明治三十・三十一年度には租稅收入の占むる割合は稍增加し、夫々一割六分强、一割七分强を示したるも、同三十二年度には數年來阿片專賣其の他の實施に依り激增しつつありし官業及官有財產收入の增加に主因し、稅額百九十七萬餘圓を以て一割一分强となり、同三十三・四年度の如きは遂に一割以下に降下したり。其の後多少の弛張ありしと雖も、明治三十八年度には稅額五百六十六萬餘圓を以て二割二分强、明治四十一年度には二割一分强を占め、爾後大正三年度迄は引續き二割以上を占め、殊に明治四十三年度には稅額千七百二十八萬餘圓を以て三割一分强を占めたり。然るに大正四年度以降再び其の割合を減じ、大正九年度の二割强を除くの外大正の末年迄常に一割四分强乃至一割七分强を占むるに止まりたり。而して租稅收入の歲入上に於ける地位に斯かる變化を生ぜしめたる原因は、租稅收入夫れ自身の增減以外主として官業及官有財產收入の消長補充金及公債金の存廢、前年度剩餘金の增減等に在りと雖も、今一々之を詳說せず。

以上說く所を以てすれば臺灣租稅收入の歲入上に於ける地位は必ずしも大なりと云ふべからず。然し乍ら明治三十一年度以降大正の末年迄常に歲入總額の三割七分强乃至六割一分强を占めたる官業及官有財產收入の五割一分强乃至八割六分强が專賣收入なる事實、而して專賣益金は概して消費稅の別箇の形式なることを想へば、臺灣財政の中心が常に租稅に存せしことは之を否定すべからず。今領有以後大正末年に至る每年度決算に依り各種內國稅の收入額を揭ぐれば左の如し。

累年臺灣內國稅收入額表

稅目	明治二十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
地租	七五二、六九九円	八三五、六五〇円	七八二、〇六八円	八四一、九五五円	九二二、九三三円	八九七、二九九円	八九七、二二九円
契稅	—	三〇、六一五	八五、六七二	一二五、四二三	九二、二三五	二九、七五四	九六、〇三三
鑛區稅	一〇、六〇三	一七、六七五	二〇、六四四四	二〇、二八一	二一、二八一	二九、九九九	二九、一五四
製茶稅	—	四三、一四三	四〇、一九八	三九二、七一四	三八三、一九〇	四〇五、二六七	四三〇、九六〇
糖業稅	二〇一、二九八	二四二、〇〇四	二六〇、七一四	二二四、八三	一七八、一四四	二〇七、五六八	六三
庶車稅	—	—	—	—	三、七一〇	二四三	—
砂糖消費稅	—	—	—	—	—	三七二、一九〇	七七七、九四三
樟腦稅	三九九、一三七	三五三、六四五	四二九、八〇〇	三七九、一八八	—	—	—
合計	一、三六三、七三六	一、八九一、七三一	一、九七九、〇八五	一、九七二、三三	一、六一三、四五九	一、八八二、一四七	二、二三二、三七二

稅目	明治三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度
地租	九三三、二三一円	一、九五五、七七〇円	二、九七五、七三五円	二、九八三、五五二円	三、〇〇六、一九五円	三、〇四一、七四六円
契稅	九四四、二四三	一〇一、四一三	四一、〇一五	三、〇八七	四、〇七一	四、五〇五
土地登記稅	—	—	六七、一六八	五〇八、三一〇	四六六、〇一八	四六六、七二五
登錄稅	—	—	—	—	五一、八四九	九、四七三
鑛區稅	三八、〇一六	四一、〇六二	五二、八四六	五二、八四六	四七、三三	五二、四二〇
臺灣銀行券發行稅	—	—	五二、八三一	四三七	一三、六〇四	六、一〇八
製茶稅	四八一、七八六	四三七、三二九	—	—	—	—
合計	一、三七五、二三五	二、一六一、一四五	三、一四七、七三五	三、四八三、五五二	三、五七一、七四六	三、六〇一、一五六

	糖業税	砂糖消費税	毛織物消費税	織物消費税	石油消費税	酒税	合計
	三円	七六一、七八九	—	—	—	—	二、二九八、〇八八
	—円	一、四五四、〇五〇	三一、一〇三	二三、九三五	八八、四三〇	—	四、一一三、九九一
	—円	一、八六六、五四五	—	二三八、二六四	—	—	五、七一三、五八二
	—円	二、三九九、九八七	—	一七五、八二二	—	—	六、五二七、三二四
	—円	二、〇〇〇、八七六	—	一八〇、四七五	—	一三一、八一〇	六、二六四、二七六
	—円	三、五〇二、〇〇四	—	一九五、一六二	六〇、三〇一	四九九、九一三	八、二四四、一一五

税目	明治四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	大正元年度	同二年度	同三年度
地租	三、〇七八、九一三円	三、一〇八、七一三円	三、一三三、七七一円	三、一〇五、二三九円	三、〇七三、五一三円	三、〇八七、三八三円
所得税	—	四〇四、二四七	四六〇、六二八	七四七、四四一	三四八、一三八	三八六、三八六
契税	五、五九三	二	—	—	—	—
土地登記税	四七二、六八三	五三四、六五七	八三一、八八〇	一、一〇六、七四一	七一九、五三〇	六七八、四八一
登錄税	二九、五〇五	八六、〇五二	一〇一、一四一	七二、〇四三	七一、六七二	六七、二四七
鑛區税	五七、二〇〇	五二、九三三	五五、四五〇	六七、七五三	八二、七九七	九八、一五九
臺灣銀行券發行税	三九、五五七	一五、六四八	六三三	七、八〇九	一、三七二	—
製茶税	四三五、六一三	四四一、七六八	四七二、四九五	四四二、六九四	四三四、四五三	四三八、六七三
砂糖消費税	五、四六七、八六三	三、一一七、七二四	一〇、七二五、五八〇	七、四八五、七一二	五、六二四、九五二	五、三〇九、〇五五
織物消費税	一九一、七九〇	二一一、四四三	一九六、一三一	一七二、四五七	一五七、五八二	一〇三、七〇九
石油消費税	六七、四六二	五九、一七一	六九、九六四	七二、四〇三	七九、三三六	五六、七四七
酒税	六四六、二三三	七八四、七〇七	一、〇九三、二六二	一、三六二、九七一	一、五四六、四六五	一、六六八、一七三
賣藥印紙税	—	—	—	—	二、三一〇	一七、七七六
合計	一〇、四九二、四三一	一七、八一七、〇六四	一七、一三〇、八九五	一四、六四三、二六二	一三、一六一、〇一〇	一一、九二一、七八八

税目	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度
地租	三、五八六、四五三円	三、六三三、九六八円	三、六六八、三七〇円	三、七一七、四七〇円	五、一九一、四六三円	五、二六五、一〇八円
所得税	七九八、四二五	一、三三一、二四一	二、〇七二、七六八	一、六四九、九二五	三、一五六、〇一七	七、五六二、一九六
戰時利得税	—	—	—	一、二五六、六八四	四、一四四、五五〇	二、二一〇、九六〇
土地登記税	六八六、五八五	八一〇、二二九	九三二、六二九	一、一〇四、六一六	一、八七六、四一三	一、七三六、九五三
登錄税	八〇、七二九	七四、三五七	一七二、〇七七	一七二、四〇九	四五七、八一一	五五三、九一〇
鑛區税	八八、三一一	一〇三、九五三	一七八、二一一	二五二、八〇一	二九九、五〇九	三二六、七二六
臺灣銀行券發行税	—	七、五九六	八五、〇一九	七五、〇五三	四一、六六六	六三、三四〇
製茶税	四九〇、七二八	四九〇、五三一	五〇三、三二八	五一八、八〇九	四三八、八九〇	二七四、三六六
砂糖消費税	九〇七、八五四	九二八、一七三	一、二〇二、五四五	一、六三五、八〇九	一、四〇〇、七六八	一、二一一、〇五三
織物消費税	九四、二三三	一三六、九九四	一〇五、九六八	一七六、一九六	一七九、一二七	一六六、五九一
石油消費税	五三、五五五	三二、四九八	四〇、八五三	四七、三七一	六〇、六七五	六〇、二〇三
酒税	一、八八四、九八四	二、七五五、四四六	二、〇九〇、七三七	三、二四六、一九四	四、四三〇、五四二	五、〇〇九、二六四
賣藥印紙税	一九、七七八	二五、八七八	三七、三三六	四五、八五三	六三、八四三	五九、〇四一
骨牌税	—	—	—	一、一八八	九七二	一、七三九
合計	八、六九一、六五五	一〇、三一九、八二四	一一、〇八八、七三一	一三、九〇〇、三七七	二一、七四二、二五六	二三、五〇一、四四九

税目		大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
地租		五、二六四、〇五九円	五、二六四、五〇二円	五、三六一、八九三円	五、四三七、三九五円	五、四四六、〇一三円	五、四八四、四九一円
所得税	第一種	一、六七一、〇二二	九一三、八三三	一、五七五、三三五	二、一九〇、〇〇三	一、四五二、二一九	一、三三八、一四八
	第二種	五一、四八二	五一、七九二	四九、九〇三	二六七、六二三	一六七、九六七	二〇一、六二九
	第三種	一、五九二、四一八	一、四〇七、八五二	一、〇九八、二一五	一、〇七八、五〇五	八七三、〇三五	一、一三一、五六三
	計	三、三一四、九二二	二、三七三、四七七	二、七二三、四四三	三、五三六、一三一	二、四九三、二二三	二、六五一、三四二

戰時利得稅	円 四〇三	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
土地登記稅	一、八四四、六〇一	一、一三三、〇五三	—	—	—	—
登錄稅	二七六、八一五	五六〇、五五〇	一、七八九、一九〇	一、六四五、五六〇	二、一一六、四九六	二、〇〇六、八九八
鑛區稅	二五二、七三七	二三九、七二七	二二六、二五一	二二四、〇七七	二四〇、一九七	二三〇、六八七
臺灣銀行券發行稅	一七、七九六	四、六九五	六〇、六七四	二二七、九〇七	五七七、二六六	二六〇、〇二八
製茶稅	三三二、六六六	三六二、九一九	三九三、七七一	三八五、三三六	三九五、六四五	四一四、一三三
砂糖消費稅	一、七四七、六四一	一、五三二、一〇二	一、五八五、九三七	一、七八二、六〇三	二、三五八、五三三	二、四一〇、一四一
織物消費稅	一六九、九六六	一六二、三三四	三〇七、六〇三	二二五、七六〇	二〇五、四八八	一〇二、〇七三
石油消費稅	六六、四四二	六三、五四六	三、九六二	—	—	—
酒稅	五、八七四、一五五	五、〇七九、三八五	六六三	四、六一七	—	—
酒精稅	—	—	三、六三七、九八五	二、八三六、二六六	三、二九六、五三二	五、一九六、三八一
賣藥印紙稅	五四、二八八	五二、七五二	四二、五四一	五二、〇六七	五八、九八三	—
骨牌稅	一、九五七	八五八	一、五〇六	一、一七九	四、四一二	三、二六六
合計	一九、二二八、四四七	一六、八四九、九〇〇	一六、一三五、四一九	一六、三四八、八九八	一七、一九二、七七七	一八、七五九、四四〇

（備考）印紙稅は其の收入額不明に付之を除外す。

第二款　地租

第一項　序說

我領有の當初明治二十八年七月租稅蠲免の諭示を發して、海關諸稅及官租を除くの外同年度の各種租稅を蠲免したること前述の如し。而して地租に關しては翌二十九年八月臺灣地租規則を制定し、同年度より之を徵收したり。然し乍ら右は一時應急的に舊慣に依り之を徵收することと爲したるに過ぎずして、固より賦課の公平適實を期したるものに非ず。依て多大の經費と歲月とを顧みず土地に關する根本的調査に著手し、併せて從來弊害尠からざりし大租權を整理することとし、之が完了を俟ちて明治三十七年十一月に至り更めて臺灣地租規則を制定し、同年度下半期分より新規則に依り地租を徵收したり。右に依れば田・畑・養魚池に限りて之を賦課するものなりしが、其の後大正四年二月に至り新たに建物敷地に對しても大正四年度より地租を徵收することと爲したり。臺灣地租規則は其の後に於ける經濟界の實情の推移に伴ひ、負擔の公平を圖り、併せて財政需要に呼應して稅率其の他に關して若干の改正を加へ、以て大正の末年に及びたり。以下、項を分ちて之を概說すべし。

第二項　領有當初の地租制度

第一目　臺灣地租規則の制定

我領有以前に於ける行政に關する重要書類は、領有當初の兵燹に罹り又は匪賊の掠奪に遭ひ、或は舊政府官吏の隱匿する所となりて、殆んど散逸して殘す所なく、從つて玆に民政を創始し地租を徵收せんとするも、何等據るべきものなき實情に在りたり。故に止むを得ざる機宜の處置として、明治二十九年八月律令第五號を以て臺灣地租規則を制定公布し、專ら人民の申告に依賴し、舊慣に依りて地租を徵收することと爲したり。其の全文左の如し。

臺灣地租規則（明治二十九年八月十六日律令第五號）

第一條　地租ハ舊慣ニ依リ明治二十九年ヨリ之ヲ徵收ス

第二條　地租ヲ逋脫シタル者ハ其納額五倍ニ相當スル罰金ニ處ス

第三條　本規則ノ施行細則ハ府令ヲ以テ之ヲ定ム

右規則の規定に基き、同年八月府令第二十八號を以て同規則施行細則を左の如く定めたり。

臺灣地租規則施行細則（明治二十九年八月二十四日臺灣總督府令第二十八號）

第一條　田園ノ地租ハ從來ノ則別ニ依リ每甲錢糧ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　地租ハ年ノ豐凶ニ依リテ增減セス

第三條　地租ハ小租戶ヨリ徵收ス

第四條　地方官ハ左ニ定ムル期限內ニ於テ適宜納期ヲ限定シ之ヲ告示スヘシ

一前期　其年七月一日ヨリ　其年分半額

一後期　其年九月三十日マテ　殘半額

其年十二月一日ヨリ　翌年二月末日マテ

地方ノ狀況ニ依リ本項期限ノ變更ヲ要スルトキハ總督ノ指揮ヲ請フヘシ

第五條　田園ノ地盤丈量ハ魯班尺一丈二尺五寸ヲ弋トシ方二十五弋ヲ一甲トス

第六條　田園ノ等級ハ地味ノ沃瘠耕耘ノ難易水利運輸ノ便否等ヲ審査シ尙其土地ノ情況ニ應シテ之ヲ定ム

第七條　開墾成功シタルトキハ第一號書式ニ依リ開墾地ヲ調查シ開墾地賦租願書ヲ差出スヘシ

第八條　開墾成功其他拂下又ハ買上ニ係ル地租ノ收除ハ其年六月三十日以前許可又ハ命令ヲ受ケタルモノハ全年分其七月一日以後ニ係ルモノハ其年分ノ半額ヲ收除ス但拂下買上ニ係ルモノハ第二號書式ニ依リ賦租願書又ハ除租願書ヲ差出スヘシ

第九條　地租ヲ定メ又ハ地租ヲ減免スルトキハ其地目甲數及實地ノ現形ヲ畫キ四至ヲ詳記シ之ヲ願書ニ添附スヘシ

第十條　納租人他ノ管轄ニ住居スルトキハ田園所在地ヘ納租代理人ヲ定メ第三號書式ニ依リ雙方連署ノ書面ヲ差出スヘシ

（書式省略）

斯くて從來地租を納付せしものは其の同額を所定期限迄に我政府に納付すべきものとし、其の際清國政府より受領せる地租の領收證を携帶すべきことを命じたり。而して明治二十九年度に於て徵收したる總額は金七十五萬二千六百餘圓に達したり。之れ殘存の舊記によりて概略豫定したる金八十七萬九千餘圓には及ばざるも、最初或は殆んど徵收の見込なしとせられたるに比すれば、意外の好成績なりと云はざるべからず。蓋し此の好成績を得たるは、人民が地租を納むるは自己の業主權を確保する所以なることを了得したるもの多きに依るなるべし。玆に於て右に基きて新たに地租の徵收簿を作成し、爾後之を基礎として年々の地租を徵收することと爲したり。參考の爲に舊慣の地租率卽ち劉銘傳の改正に依る田園の地租率を掲ぐること左の如し。

則別	田	園	則別	田	園
上則	四·七四六圓	三·八八一圓	七則	一·四八〇圓	一·四八〇圓
中則	三·八八一	三·二〇〇	六則	一·二六九	一·二六九
下則	三·二〇〇	二·五六〇	五則	一·〇五七	一·〇五七
下下則	二·五六〇	二·〇四八	四則	〇·八四六	〇·八四六
上沙則	二·〇四八	一·四三四	三則	〇·六三四	〇·六三四
中沙則	一·四三四	一·〇二五	二則	〇·四二三	〇·四二三
下沙則	一·〇〇五	〇·六一五			

臺灣地租規則は其の後何等の改正なく明治三十七年に於ける地租制度確立の時に及びたるも、同施行細則は其の間明治三十年七月府令第三十六號及明治三十四年三月府令第十七號の兩度の改正を見たり。右の中三十年七月の改正は地租免除に關する特別法の制定に伴ふ改正なるを以て便宜上之を後述することとし、明治三十四年に於ける改正全文を示すこと次の如し。

臺灣總督府令第十七號（明治三十四年三月三十日）

明治二十九年府令第二十八號臺灣地租規則施行細則左ノ通改正ス

第一條　地租ハ舊來ノ定率ヲ以テ田畑（茶園ヲ除ク）及從來地租ヲ負擔シタル土地ニ就キ之ヲ徵收ス

第二條　地租ハ年ノ豐凶ニ依リ增減セス

第三條　地租ハ土地臺帳ニ登錄シタル業主ヨリ徵收ス但出典又ハ質入ニ係ル土地ニ付テハ典主又ハ質取主ヨリ又典主業主及質取主以外ノ者ニ於テ地租ヲ納ムルノ舊慣アル土地ニ付テハ其者ヨリ之ヲ徵收ス

前項但書ノ場合ニ於テモ地租ハ土地臺帳ニ登錄シタル者ヨリ徵收ス

第四條　地方長官ハ左ニ揭クル期間內ニ於テ適宜納期ヲ限定シ之ヲ告示スヘシ

前期　其年五月一日ヨリ其年九月三十日マテ　其年分半額

後期　其年十月一日ヨリ翌年二月末日マテ　殘半額

地方ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ前期ニ於テ全年分ヲ徵收スルコトヲ得

第五條　無租地ヲ有租地ト爲シタルトキハ地味ノ沃瘠耕耘ノ難易水利運輸ノ便否等ヲ審査シ則別ヲ撰定シ其地租ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ許可又ハ命令アルトキハ其時其他ハ事業成功ノ時ヲ以テ區分シ其年六月三十日以前ニ係ルモノハ全年分其年七月一日以後ニ係ルモノハ半年分ノ地租ヲ徵收ス但賦租ノ時期ニ付別段ノ規定アルモノハ此限ニアラス

第六條　地租ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ免除ス

一　國有地トナリタルトキ

二　道路、溝渠、河川、堤防、鐵道用地及用惡水路トナリタルトキ

前項ノ土地ハ其許可又ハ命令ノ時ヲ以テ區分シ其年六月三十日以前ニ係ルモノハ全年分其年七月一日以後ニ係ルモノハ半年分ノ地租ヲ免除ス

第七條　第五條第六條ノ場合ハ第一號書式ニ依リ賦除租願書ヲ地方官廳ニ差出スヘシ但國有トナリタル土地ニ付テハ除租願書ヲ要セス直ニ地方官廳ニ於テ除租ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條　天災ニ罹リ荒地トナリタル有租地ニ對シテハ被害ノ淺深ニ依リ荒地免租出願ノ年ヨリ五箇年以內ノ免租年期ヲ付與シ年期明ニ至リ原地租ヲ徵收ス

第九條　荒地免租年期明ニ至リ尙荒地ノ形狀ヲ存スルモノハ更ニ五箇年以內ノ免租繼年期ヲ付與シ年期明ニ至リ原地租ヲ徵收ス

第十條　第八條及第九條ノ免租年期付與ヲ請ハントスル者ハ第二號書式ニ依リ地方官廳ニ願出ツヘシ

第十一條　地租ヲ定メ又ハ地租ヲ免除スルトキ若ハ荒地トナリタル場合ニ於テハ其願書ニ實地ノ現形ヲ盡キ四至ヲ詳記シタル圖面ヲ添付スヘシ但土地臺帳ニ登錄シタル土地ハ一地番內幾分荒地トナリタルモノノ外圖面ヲ要セス

第十二條　納租人他ノ辨務署內ニ居住スルトキハ土地所在地ヘ納租代理人ヲ定メ第三號書式ニ依リ地方官廳ニ屆出ツヘシ

納租代理人異動セシトキ又ハ其住所氏名ヲ變更シタルトキハ前項ニ準シ屆出ツヘシ

附　則

第十三條　此規則ハ明治三十四年四月一日ヨリ施行ス

第十四條　地盤丈量ニ用キル尺度及地積ノ名稱命位ハ臺灣土地調査規則第二條及第三條ノ規定ニ依ル

第十五條　臺灣地籍規則ヲ施行セサル地域内ニ於テハ第三條ノ納租人ハ從來ノ例ニ依ル

第十六條　臺灣地籍規則ヲ施行セサル地域内ニ於テ納租人異動セシトキ又ハ其住所氏名ヲ變更シタルトキハ第四號書式ニ依リ地方官廳ニ届出ツヘシ但契稅規則ニ依リ契尾ノ下付ヲ受ケタルトキハ本條ノ届出ヲ要セス

第十七條　澎湖廳ノ地租ニ關シテハ當分ノ内此規則ニ依ラス從來ノ例ニ依ル

（書式省略）

右は施行數年の經驗に鑑み、且つ當時實施中なりし土地調査事業の進捗に伴ひ、地租事務運用上其の賦課減免等に就き一層詳細なる規定を必要としたるに因るものなり。

第二目　地租の免除

地租の免除に關しては前揭明治二十九年八月府令第二十八號臺灣地租規則施行細則第八條に於て、除租願書を提出するときは買上に係る地租は、其年六月三十日以前命令を受けたるものは全年分其七月一日以後に係るものは其の年分の半額を免除するの規定あるのみなりしが、翌三十年三月に至り律令第三號を以て、明治二十九年勅令第三百十一號臺灣官有森林原野及產物特別處分令第一條第二號に依り賣渡したる土地は、其の翌年より二十箇年の後に非ざれば地租を賦課せざることを明かにしたり。蓋し臺灣從來の慣例に依れば一旦地租を賦課したる土地は、其の後如何なる地目に變換するも決して其の地租を免除することなく、依然として舊地目に依りて地租を徵收するを原則としたるを以て、其の不合理を匡し產業を奬勵するの一資と爲したるものなり。次で同年七月律令第七號を以て鐵道用地地租免除規則を制定公布し、旅客及荷物運輸營業の目的を以て敷設する鐵道用地の地租は之を免除することと爲したり。之れ云ふ迄もなく交通運輸機關の發達を助長せんとする目的に出づるものなり。其の全文左の如し。

臺灣私設鐵道用地地租免除規則（明治三十年七月二日律令第七號）

第一條　旅客及荷物運輸營業ノ目的ヲ以テ敷設スル鐵道用地ハ其地租ヲ免除ス

第二條　左ニ揭クルモノヲ以テ鐵道用地トス

第一　線路ニ當ル敷地但其幅員ハ築堤切取架橋等工事ノ必要ニ應シテ定ムルモノトス

第二　停車場及之ニ附屬スル車庫貨物庫等ノ建築用ニ供スル土地

第三　前項ノ構內ニ常住ヲ要スル驛長車長及機關方等ノ家宅番人小屋等ノ建築用ニ供スル土地

第四　鐵道布設又ハ運輸ニ要スル車輛器具ヲ製作修繕スル器械場及同上ノ資材器具ヲ貯藏スル倉庫ノ建築用ニ供スル線路ニ沿ヒタル土地

而して地租免除に關する右二規定の施行に伴ひ、曩に一言せる如く同年七月府令第三十六號を以て臺灣地租規則施行細則中左の如く改正したり。

臺灣總督府令第三十六號明治三十年七月二十七日）

明治二十九年八月府令第二十八號臺灣地租規則施行細則第七條第八條中左ノ通改正ス

第七條　開墾成功シタルトキハ第一號書式ニ依リ賦租願書ヲ差出スヘシ但明治三十年三月律令第三號ニ該當スルモノハ此限ニアラス

開墾成功地ノ地租ハ其年六月三十日以前ニ成功シタルモノハ全年分ヲ其七月一日以後ニ係ルモノハ半年分ヲ徵收ス但前項但書ノ場合ハ免租年期滿限ノ翌年分ヨリ徵收ス

第八條　田園ノ鐵道用地道路敷地其他官有地トナリ又ハ官有地其他免租地ノ有租地トナリタルトキハ第二號書式ニ準シ賦除租願書ヲ差出スヘシ

前項地租ハ其年六月三十日以前許可又ハ命令ヲ受ケタルモノハ全年分ヲ其七月一日以後ニ係ルモノハ半年分ヲ收除ス

既述の如く地租は領有の當初機宜の處置に依りて全く人民の申告にのみ基きて之を賦課せしを以て、此の結果として動もすれば賦課漏の土地あるは止むを得ざる所なり。然るに斯かる土地にして後日申告せしものに對しては、純理よりすれば既往に遡りて之を追徵すべきものなりと雖も、斯くては勢ひ隱蔽を敢てせしむるの弊なしとせざるを以て、此の弊を避け成るべく速に整理を完了せしむる爲め、明治三十三年七月律令第十一號を以て地租賦課漏に係る土地に對しては當分の內發見の年より其の地租を賦課徵收することとし、公布の日より之を施行したり。

第三項　土地調査事業

第一目　土地調査の計畫

我國が臺灣を領有し、茲に民政を創始せんとするに當り、各種租稅の制度を確立するは固より緊要の事たりしが、就中土地に對する課稅は其の最も重要事に屬したり。前述の如く光緒十四年（明治二十一年）大略完了せる劉銘傳に依る清賦事業は、從來の紛糾せる土地制度を改革したる有意義なる大事業なりしが、占領當時の兵燹に罹り、又は匪賊の掠奪、舊政府の隱匿等に依りて、土地に關する重要なる簿冊は殆んど亡失して殘す所なかりき。

抑々地租の徵收たるや、先づ正確なる土地臺帳及名寄帳等に依りて其の所有者の氏名負擔額等を詳かにするに非ずんば、之を行ふを得ざるは云ふ迄もなき所なり。而して之を編成せんとするに當りて、唯所有者をして自己の所有たることを申告せしむるのみにて、之を實地に對照し調査することなくんば、詐欺不實の申告を摘發し、脫漏を豫防する能はず。之れ政府が領有草創にして萬難を排して土地の調査に著手せし所以なり。然し乍ら改隸日尙ほ淺きに、如何にして能く人民靜謐の間に此の事業を遂行し得べきや、蓋し當局者の苦心の存せし所なりとす。劉銘傳の清賦事業の如きも增稅の目的に出でたるものにして、之が爲に人民の怨嗟を招きたること尠からざりしが、今復た新政府にして再び土地の調査を行ふを聞かば、從來の歷史上本事業の同一の目的に出づることを邪推すべきは、恐らく避け難き所たるべし。依て政府は這回の土地調査が租稅誅求の目的に出づるに非ずして只管地籍を確定し、一に人民の福祉を增進するに在る旨を宣明するに努めたり。卽ち其の具體策としては僻遠の地に至る迄揭示し、又各地に巡回講演を爲し、或は有力地主の子弟を募りて土地調査の業務を習得せしめて、專ら其の趣旨の徹底普及を圖りたり。

而して土地調査事業の計畫に當り其の主眼とする所は凡そ三あり。其の第一は土地の種類を區分するに在り。卽ち土地を其の使用又は自然の形狀に依りて田・畑・山林原野・道路・溝渠等に分類整理するものなり。其の第二は地形を調査するに在り。卽ち水陸の分布・廣袤を測定し、山嶽・河川・池沼及び凡ゆる地物を實査して之を圖上に現はし、以て國土の實際を判然たらしむるものなり。其の第三は土地に關する權利の所在を瞭かにするに在り。

土地調査事業は之を分つて外業及內業と爲す。外業班は實地の調査及測量に關する事務に軼掌し、內業班は簿冊の調製整理に從ふものとす。外業班の調査事務としては、堡界・庄界を正し、地主中より任命せる委員に庄內の見取圖を作らしめ、之に依りて土地申告書及之に附屬する證據書類を取纏

め、更に實地各筆毎に地目・境界・地位等級・業主を調査し、假地番を附して、概況圖を作成す。而して申告書には土地從來の權利關係大租・小租・永租等の負擔額を記入せしめ、且又證據書類を添へ、尙大體に各筆の生產力を調査記入せしむ。次に內業班に在りては、主として外業班より廻送せる原圖に基きて庄圖及堡圖を作成し、又受理せる申告書を整理し、此等に依りて地籍帳・土地臺帳・地租名寄帳・官租名寄帳・土地業主查定名簿等を作成するものとす。

土地調查事業に要する經費豫算に就ては、先づ明治三十一年九月其の事業開始に當りて總督府經費中十二萬二千圓を分ち、之を翌三十二年三月迄の經費に充てしが、次で三十二年度以降本事業を五箇年繼續とし、事業費三百萬圓を公債より支辨し、其の年割額を明治三十二年度五十萬圓、明治三十三年度六十萬圓、明治三十四年度六十萬圓、明治三十五年度百萬圓、明治三十六年度三十萬圓と定めたり。斯くて民政部の調查に據り舊政府淸丈に係る簿冊に於ける甲數を合計四十三萬千八百九十二甲と し、之に二割の增加を來すものとの見込を以て八萬六千三百七十八甲を加へ、五十一萬八千二百七十甲餘を以て調查總甲數と推定して此の計畫を立てたり。然るに明治三十三年度に至り、既往の成績に徵し、將來の進行を計り、大いに事業を擴充するの必要を認め、更に豫算を變更して費額增加の要求を爲すこととしたり。其の理由とする所に依るに、既に事業に著手したる臺北縣下の調查實績に徵し、其の新舊甲數を比較するに平均五割九分五厘餘の增加を見たるも、之を以て今後著手すべき臺中・臺南兩縣下の情況を觀察するに舊政府の淸丈は南部に赴くに從ひ漸次精密を缺き、或は全く調查を中止したる地方も尠からず。且又蕃界附近に在りては爾後新に開發せられたる事實あるを以て、此等の事情を綜合するに、全島を通じて六割五分の增加を來すと爲すは敢て過當の計算に非ず。故に舊政府淸丈に係る簿冊に依る前揭總甲數四十三萬千八百九十二甲に加ふるに其の六割五分を以てすれば、實に七十一萬二千六百二十甲に達し、之を前記五十一萬八千二百七十甲に比すれば十九萬四千三百五十甲を增加す。當初の計畫に依れば五十一萬八千二百七十甲に對する所要費額三百萬圓なるを以て、一甲當りの費用は五圓七十八錢八厘餘に相當す。依て之を增加甲數十九萬四千三百五十に乘ずれば百十二萬三千八百九十七圓となる。之れ經費增額を要する所以の一なり。又最初の豫定計畫に依れば調查員一箇年の功程は千四百四十甲なりしも、實施の成績に依れば一人一日約六甲に當り、其の負擔過重なるのみならず、事業の改良進步の爲め一層の精密を期することとなり、且又明治三十四年度以降著手すべき臺中・臺南兩縣下の地勢より推すときは、平均一日の功程は五甲を超ゆべからず。今從前の計畫により六甲を以て豫定の全島總甲數七十一萬二千六百二十甲を除すれば、十一萬八千七百七十人の延人員を得、又五甲を以て除すれば同十四萬二千五百二十四人にして、其の差二萬三千七百五十四人は卽ち一日平均の功程を一甲減じたるが爲に新に增加を要する人員なり。而して一甲の調查費は五圓七十八錢八厘を要する計算なるを以て、五甲の所要費額は二十八圓九十四錢となり、之に前記不足の人員數を乘ずれば六十八萬七千四百餘圓となる。之れ事業の改良進步の爲め經費の增額を要する所以の二なり。更に從來の計畫に依れば地籍の測量を主とせしが故に其の地圖を調製するも地籍臺帳に附屬する一地域の經界圖に止まりたり。然るに右と同時に民政軍政に關する施設上、地形圖の必要を痛感したるを以て、之が作成の爲め地籍測量と併行して三角測量を施行するの計畫を立て、明治三十二年十二月以降之に要する技手の養成に著手し、三十三年八月より實地作業を開始したり。此の計畫は三十五年度を期して完成せしむべきものなりしが、其

の費用一方里に付三百二十五圓七十三錢餘を要する見込にして、全島千二百方里の總經費三十九萬八百七十七圓とす。之れ經費の增額を要する所以の第三なり。尙ほ本事業は五箇年の繼續にして明治三十六年度中に終了すべき計畫なるも、其の整理をして遺憾なからしめ、以て有終の美を濟さんが爲には、局員の一部を殘存し、三十七年度上半期を以て其の整理に當らしむるを要すべく、其の經費として亦二十萬圓を要す。之れ經費の增額を要する所以の第四なり。以上新に增額を要すべきものを總計すれば二百四十萬圓に達し、之を既定繼續費總額三百萬圓に加ふれば、實に五百四十萬圓となる。然るに此の經費增額の要求は中央政府の都合に依りて第十五回帝國議會に提出するに至らずして止みしを以て、明治三十四年度は既定年割額六十萬圓に三十萬圓を加へて九十萬圓として事業を經營することと爲し、第十六回帝國議會の協贊を經、明治三十五年三月追加豫算として公布せられたり。而して其の施業計畫としては臺北縣下の殘部、臺中縣下に亙りて甲數十七萬餘甲を査了すべき計畫を立てしも、後之を縮少して十四萬四千餘甲を調査する計畫と爲したり。

第二目　土地調査に關する法令の制定及改正

土地調査事業の計畫を立つるや、之が根據法規として明治三十一年七月律令第十三號を以て臺灣地籍規則を制定公布し、以て土地の名稱を定め、地方廳に土地臺帳及地圖を備へて土地に關する諸事項を登錄することと爲したり。右臺灣地籍規則の全文は次の如し。

臺灣地籍規則（明治三十一年七月十七日律令第十三號）

第一條　土地ノ名稱ヲ分テ左ノ種目トス

一　田畑建物敷地鹽田鑛泉地養魚池
二　山林原野池沼牧場
三　祠廟敷地宗祠敷地墳墓地鐵道用地公園地練兵場射的場砲臺用地燈臺用地用惡水路
四　道路溝渠
五　河川堤防
六　雜種地

第二條　地方廳ニ土地臺帳及地圖ヲ備ヘ土地ニ關スル事項ヲ登錄ス
登錄ヲ要スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三條　土地臺帳ノ謄本又ハ一覽ヲ要スル者ハ其所管地方廳ニ請求スルコトヲ得

附　則

第四條　此規則施行ノ區域及時期其他施行ニ關スル必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

右と同時に律令第十四號を以て臺灣土地調査規則を制定し、土地臺帳及地圖を調製する爲め業主をして各自の土地を申告せしめ、其の地盤を丈量することと爲し、申告を爲さざる土地の業主權は之を國庫に歸屬せしむることと爲したり。而して土地の業主・境界及種目等の決定は事頗る重大なるを以て、別に各地方廳に設けられたる地方土地調査委員會に於て之を査定することと爲し、此の査定に不服ある者は之亦此の爲に設けられたる高等土地調査委員會に申立て、其の裁決を求むることを得しめたり。唯高等土地調査委員會の裁決を經たる事項に關しては訴訟を提起するを得ざるものとしたり。臺灣土地調査規則の全文次の如し。

臺灣土地調査規則（明治三十一年七月十七日律令第十四號）

第一條　土地臺帳及地圖ヲ調製スル爲業主ヲシテ各自其土地ヲ申告セシメ其地盤ヲ丈量ス

第二條　地盤ノ丈量ニ用キル尺度ハ明治二十四年法律第三號度量衡法ノ規定ヲ準用シ其尺度一丈三尺ヲ以テ一戈トス

第三條　地積ノ名稱、命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

絲　甲ノ万分ノ一
毫　甲ノ千分ノ一
厘　甲ノ百分ノ一
分　甲ノ十分ノ一
甲　二十五戈平方

第四條　地盤ヲ丈量スルニ當リ必要ト認ムル場合ニ於テハ業主若ハ其代理人ヲシテ實地ニ立會ハシムルコトヲ得

第五條　土地ノ業主及境界、種目ハ地方土地調査委員會ニ於テ之ヲ査定ス
前項地方土地調査委員會ノ査定ニ對シ不服アル者ハ高等土地調査委員會ニ申立テ其裁決ヲ受クヘシ
高等土地調査委員會ノ組織權限ハ別ニ之ヲ定ム
地方土地調査委員會ノ組織ハ臺灣總督之ヲ定ム

第六條　第四條ノ立會ヲ爲ササル者ハ地方土地調査委員會ノ査定ニ對シテ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七條　土地ノ申告ヲ爲ササル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ仍其土地ニ對シ業主タルノ權利ヲ沒收ス

第八條　虛僞ノ申告ヲ爲シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條　第四條ノ立會ヲ爲ササル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

第十條　此規則施行ノ區域及時期其他施行ニ關スル必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

右に伴ひ同年九月府令第九十一號を以て同規則施行細則を左の如く定めたり。

臺灣土地調査規則施行細則（明治三十一年九月九日臺灣總督府令第九十一號）

第一條　業主ハ證據書類ノ寫ヲ添ヘ第一號樣式ノ申告書ヲ臨時臺灣土地調査局支局ニ提出スヘシ
官租地ハ佃戶ヨリ其證據書類ノ寫ヲ添ヘ第二號樣式ニ依リ直接之ヲ保管スル官衙ヨリ申告スヘシ
官衙ノ保管ニ屬スル官有地ハ第三號樣式ニ依リ申告スヘシ

第二條　一街庄社又ハ數街庄社ヲ通シテ二名以上ノ委員ヲ選定シ土地調査ニ關スル諸般ノ事務ヲ處辨セシムヘシ

第三條　土地申告者ハ其土地一區域毎ニ四至ノ境界ニ地目、地番及業主姓名ヲ記載シタル標杭ヲ建設スヘシ

第四條　實地ニ立會ヲ命セラレタル者ハ其土地ニ關スル書類ヲ携帶スヘシ

第五條　地方土地調査委員會ニ於テ査定シタル土地ノ業主及境界種目査定書ハ地方長官ヨリ第二條ノ委員ニ下付スヘシ

第六條　地方土地調査委員會ノ査定ニ對シ高等土地調査委員會ニ不服ヲ申立ルトキハ書面ヲ以テスヘシ
前項書面ニハ其證憑トナルヘキ書類若ハ參照書類ヲ添付スヘシ

第七條　申告書提出後土地ノ賣買讓與其他ノ事由ニ依リ申告書記載ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其都度之ヲ屆出ヘシ

第八條　官租地ノ佃戶第一條第二項ニ定メタル申告書ヲ臨時臺灣土地調査局支局ノ指定シタル期限内ニ提出セサルトキハ五日以上二十五日以下ノ罰金ニ處シ仍其佃戶權ヲ沒收ス

（樣式省略）

更に右と同時に土地申告者及委員心得の達あり。卽ち土地申告者は豫め土地の事情に通ずるものの中より委員を選定し、各申告地の狀況を明細に通告し、他日實地調査の際支障なからしめんこと

を期し、又委員は申告書取纏めと同時に各申告地の略圖を調製し實地案内の用に供せしめ、更に調査に當りては常に調査員に附隨して諸般の事務を處辨せしむることとしたり。

以上諸規則の公布と共に、調査事業執行の機關として同年九月勅令第二百一號を以て臨時臺灣土地調査局官制を公布し、茲に土地調査の事業を開始することと爲したり。

臺灣土地調査規則は後明治三十三年三月に至り律令第九號を以て、第五條第二項に『但査定後六十日ヲ經過シタルトキハ不服ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス』なる但書を加へ、又第七條を『申告ヲ爲ササル土地ノ業主權ハ國庫ニ屬ス』と改められ、之に伴ひて同年四月府令第三十四號を以て同規則施行細則中左の如く改正したり。

臺灣總督府令第三十四號（明治三十三年四月五日）

明治三十一年九月府令第九十一號臺灣土地調査規則施行細則中左ノ通改正ス

第一條　土地ヲ申告スル者ハ別記樣式ニ準據シ土地申告書ヲ調製シ臨時臺灣土地調査局派出所ニ提出スヘシ但官租地ハ佃戸ヨリ官衙ノ保管ニ屬スル土地ハ直接之ヲ保管スル官衙ヨリ申告スヘシ

質入シタル土地ヲ申告スル場合ハ質權者ノ連署ヲ要ス若業主又ハ其所在不明ナルトキハ質權者ヨリ其事實ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ申告スヘシ

第一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第一條ノ二　前條ノ申告者及連署者ハ其土地ニ關スル證據書類及參照書類ヲ提出スヘシ但證據書類若ハ參照書類ヲ有セサル者ハ其土地ニ關スル事由ヲ記載シタル書面ヲ作リ土地申告書ニ添付スヘシ

申告者及連署者以外ノ者ニ於テ前項ノ證據書類若ハ參照書類ヲ所持スル者アルトキハ其所持者ハ之カ提出ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條　官租地ノ佃戸ニシテ申告書ヲ提出セサルトキハ其土地ノ佃戸權ヲ拋棄シタルモノト看做ス

第九條　第一條ノ二ニ違背シタル者ハ五圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

（樣式省略）

更に明治三十六年十一月に至り律令第六號を以て臺灣土地調査規則に左の如き改正を加へたり。

律令第六號（明治三十六年十一月十七日）

臺灣土地調査規則第五條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第五條ノ二　地方土地調査委員會ノ査定ノ確定シタル事項又ハ高等土地調査委員會ノ裁決ヲ經タル事項ニ對シテハ左ノ場合ニ於テ高等土地調査委員會ニ再審ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ罰セラルヘキ行爲ニ付テノ判決カ確定トナリタルトキニ限ル

一　査定又ハ裁決ヲ受ケタル業主若ハ其ノ代理人カ罰セラルヘキ行爲ヲ申告又ハ不服申立ニ關シテ爲シタルトキ

二　査定又ハ裁決ノ憑據ト爲リタル證書カ僞造又ハ變造ナリシトキ

第五條ノ三　査定ノ確定又ハ裁決アリタル日ヨリ起算シテ一箇年ノ滿了後ハ再審ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス」

前項ノ期間ハ明治三十六年十一月十七日以前ニ確定シタル査定及裁決ニ付テハ明治三十六年十一月十七日ヨリ起算ス

第三目　土地調査の實施

前述の如き計畫に基き明治三十一年九月より土地調査事業に著手せしが、本調査事業の實施に當りては、當時島内未だ必ずしも靜穩ならず、其の不穩なる村落及蕃地に接する地方に在りては調査特に困難を極め、爲に事業遲々として進まず、且又土地の面積も亦當初の見込よりも遙に廣大なりしが

當該從事全員の奮闘努力によりて、明治三十六年八月には先づ外業の調査事務を、次いで同年九月には同測量事務を、翌年九月に至りては一切の内業を完了し、地方委員會の査定をも終了することを得たり。今其の進捗の經過を略述すること左の如し。

先づ明治三十一年七月府令第五十五號を以て臺灣土地調査規則を同年八月一日より臺北縣に施行する旨を公布し、茲に調査事業に着手せしが、次いで明治三十三年二月府令第十二號を以て同年三月一日より同規則を宜蘭廳に施行することとし、同年三月府令第三十二號を以て宜蘭廳に臨時臺灣土地調査局宜蘭支局を置きたり。又明治三十四年三月府令第九號を以て同年四月一日より臺中・臺南兩縣下に同規則を施行することと爲し、同年府令第五十三號を以て臺中縣に臨時臺灣土地調査局臺中支局を置きたり。然るに同年十一月府令第六十六號を以て地方行政制度を改革し、從來の三縣四廳を廢し、新に二十廳を置くことと爲し、次いで同年十二月府令第百十號を以て臺中に臨時臺灣土地調査局臺中出張所を置き、苗栗・臺中・彰化・南投・斗六各廳管内に於ける土地調査に關する事務を取扱はしめ、同年七月府令第四十九號を以て右の内より斗六廳を削り、更に明治三十五年七月府令第五十號を以て臺南に臨時臺灣土地調査局臺南出張所を置き、斗六・嘉義・鹽水港・臺南・蕃薯寮・鳳山・阿猴・恒春各廳管内に於ける土地調査に關する事務を取扱はしめたり。

第四目　土地調査の完成

土地調査事業開始以來明治三十四年三月迄二年七箇月間に調査を實施したるは臺北縣下の過半及宜蘭廳下の全體にして、二十六堡、八百九街庄に渉り、調査概算總甲數十二萬九千百餘甲、筆數三十八萬七千百四十九筆に及び、三角測量は新竹以南彰化に至る地域中約七十方里を完成し、更に申告書以下各種の圖表帳簿を調製し、土地臺帳・地租名寄帳・地籍帳等八百六十二冊、地圖は二十二堡五百六十八街庄に渉り庄圖千四百十五枚を調製し、面積を算出したる積算帳の筆數十三萬八千三百六十一筆に達したり。又右の如き調査を經て地方土地委員會の査定を爲し告示したるもの、臺北縣下の文山・擺接の二堡あり。而して明治三十四年度に於ては更に十二萬七千四百餘甲を調査し、開始以來の總計二十五萬六千五百餘甲に達し、全島に於て調査を要する總面積の三分の一を超過し、又三角測量に至りては四百八十方里を完成し、同じく施行を要すべき總面積の過半を成就したり。更に圖籍の整理は二十堡・二百七十四街庄、土地臺帳・地圖の完成したるもの帳簿二千四百四十六冊、地圖二千二部、又面積を積算したる功程は二十二萬三百六十六筆、庄圖の調製七千四百十三枚に達し、臺北縣下の興直堡外二堡、宜蘭廳下の本城堡以下十二堡を査定したり。三十五年度に至りては調査事業更に一段の進捗を見、調査概數甲數三十六萬四千二百餘甲にして、之に前年迄に査了せる甲數を合すれば實に六十二萬七百餘甲に達し、其の餘す所僅かに十萬甲内外に過ぎず。三角測量は前年度著手したる臺南恒春地方を完了したる外、更に臺東及澎湖島を測定し、其の面積約四百七十方里に及びたり。又宜蘭・基隆・桃子園等に施業し、併せて水準測量に着手したり。圖簿完成して地方土地調査委員會に提出したるもの二十七堡、土地臺帳其の他地方廳に引繼を了したるもの五廳十五堡に及び、地方土地調査委員會に於て査定を了したるもの十六堡、臺北・基隆・桃子園・新竹の四廳管内は悉皆地籍規則の施行を見るに至れり。

右の如く明治三十一年九月事業開始以來同三十五年三月迄三年七箇月間に於て調査を了りたる

は、二十五萬六千五百餘甲なりしも、明治三十五年度一箇年間に於て査了したるもの三十六萬四千二百餘甲に達するの好成績を擧げ得たるは、從業員の技倆練達したるに依ると雖も、又此の年土地調査規程の改正を行ひ、過去の實驗に徵し、便宜を講じ、繁を省き簡に就きたる結果、大いに事務を進捗せしめたり。更に臺北・宜蘭地方は夏秋の霖雨あり、新竹・苗栗は冬季の颱風ありしも、南部に進むに從ひ、此等の障碍なく本事業の遂行を妨げたる匪賊の出沒も三十四年十二月の掃蕩以來全く安寧に歸し、且又南路一帶の地勢は測量作業を容易ならしめたることも尠からず。加之各調査班の成績を考査し優等者を賞揚し、班位を上下せし一事も功程進行上資する所ありしは疑ふべからず。斯くして明治三十六年十月に至り先づ地籍調査の外業を完了せしが、其の最後の年度の精算甲數は十五萬七千百餘甲にして、結局事業開始以來調査したる精算總甲數は七十七萬七千八百四十九甲、總筆數百六十四萬七千三百七十四筆に達し、全島百九十八堡里、二千七百二十五街庄に亙る地籍調査を完成したるものとす。又三角測量は三十六年度に入りてより二百二十方里を成就し、同年六月を以て全く終了することを得しが、其の測量開始以來實測したる總面積は實に千二百四十方里に達したり。次に內業整理としては簿書・庄圖を調製して地方土地調査委員會に提出したるは、苗栗・臺中・南投・彰化廳の一部十九堡、及び斗六・嘉義・鹽水港・臺南・鳳山・蕃薯寮・阿猴・恒春八廳の全部百三十五堡里にして、委員會の査定を了り、其の調製したる土地臺帳以下諸帳簿及庄圖を前記十二廳に引繼ぎたり。事業開始以來引繼を了したる土地臺帳以下諸帳簿の總數は二萬三千三百八十九冊、庄圖の總數は三萬七千八百六十八枚に達し、玆に全島十八廳、百九十八堡里に亙り悉く其の査定を終結するを得たるものとす。

第四項　大租權の整理

第一目　大租權の沿革

臺灣に於ける土地調査の附帶事業として一言せざるべからざるは大租權の整理事業なりとす。抑々往昔支那本土住民の臺灣に移住するや、其の中の有力者は官府又は蕃人より直接土地の開墾權を得、個人を集合して開拓に從はしめ、業成るの後之を貸付けて佃戶より大租と稱して年々其の收穫の一部を徵收したり。前者を大租戶、後者を小租戶と稱し、大租戶の大租徵收權を大租權と稱す。大租戶は卽ち純然たる土地の業主にして、官府に對して正供を出すの義務を負ひたるものとす。然るに時代の經過と共に大租戶は漸次土地に對する實權を失ひ、土地に對する業主權は其の占有者たる佃戶に歸し、彼等は自由に土地を他に小作せしめて之より小租と稱して地代を徵收し、其の一部を以て大租戶に支拂ふに至りたり。右の如く土地の直接關係者と納稅義務者とは其の人を異にし、爲に土地の所有は果して何人に屬するや、必ずしも明瞭ならず、且又大租權者に隱田逋稅の多くして國家の財源を蠹蝕すること尠からざるものあるに至れり。其の實情斯くの如きにより、舊政府當局者屢之が弊害を察して改廢を企てたるも、遂に之を行ふ能はざりしが、光緒十四年（明治二十一年）に至り時の巡撫劉銘傳は田に就き賦を問ふの制を樹て、遂に小租戶を以て土地の業主たるものと公認し、其の大租の四割を輕減し、納稅の義務を小租戶に負擔せしむることと爲したり。斯くして大租戶は原則として小租戶より年々一定の租穀を收受することを得る收益權を有すれども、土地其のものに對しては何等の權利なく、小租戶は大租戶の承諾なくして自由に其の權利を他に讓渡し、又は個人を招く

ことを得、又第三者が土地を毀損し、若くは小租戸が其の土地の性質を變更するも、大租戸は何等の請求權を有せざることを明かにしたり。

以上之を要するに、大租權なるものは小租戸に對する一種の收益權たるに止り、既に土地に對する實權を包含せざるものなり。當初大租戸が土地の實權を握りたる時代に於ては、大租戸たるの位置は一の物權を爲したるは疑なしと雖も、而も大租戸が其の土地に對する實權と其の實權の效力に依り土地を給出し、佃戸より一定の租穀を受くるの權利とは明かに區別あり。彼の實權は固より物權なりと雖も、收租の權は契約の結果として生じたる債權なりとす。而して之に反し小租戸は土地に對する實權を有す。卽ち小租權の內容として(一)小租戸は土地の占有を有す(二)完全なる土地の使用收益の權利を有す(三)他人が不法に其の土地を毀損し又は奪取するときは、小租戸は何人に對しても占有又は本權の訴を以て、損害賠償若くは土地の返還を請求することを得(四)小租戸の權利には制限なく、又自己の意思に依り權利を移轉する場合の外其の權利を喪失することなし(五)小租戸は土地の丈單を有するものなり。而して小租戸は大租戸に對して大租を納付すべき義務、政府に對して正供を納付すべき義務を有す。

第二目　大租名寄帳の調製

大租權の弊害たるや上述の如くなるを以て、土地の所有權を完全ならしめ土地制度を確立せしむるには、曩の劉銘傳の改革に一步を進めて、斷然大租權を廢絕せしむるを不可缺の要件と爲したり。然し乍ら斯くの如く久しきを經て發達し來り、既に人民の權利及財產と密接して社會一種の制度を形成して玆に至れるものを、曾て舊政府の試みたるが如く、唯一片の法令を發して直ちに廢絕せしめんとするは妥當なる處置と云ふべからず。依て政府は土地調查事業を好機とし、土地調查局をして旁ら之が調查に當らしめ、相當の補償金を與へて之を消滅せしむるに決したり。

大租の調查を爲すには大租權者たる大租戸及び大租負擔者たる小租戸卽ち土地業主の双方より之を申告せしめて公平を期せざるべからず。然し乍ら之を申告せしめんには巨多の勞費と歲月とを要すべきを以て、先づ土地調查の際土地業主たる小租戸をして其の申告に併せて大租の負擔額を申告せしめ、同時に大租の名稱·品種及大租權者の住所氏名を併記せしむることとし、之に依りて大租名寄帳を調製することとしたり。

大租の申告は先づ其の何れの土地の負擔なるやを明確にし、且つ現に納付するものを申告せしめ其の名稱は大租·蕃租·地基租其の他舊來慣用の稱呼に從ひ、品種は穀·糖·蕃薯·金·銀·錢等各其の約定する所の種目を揭げ、數量は穀は合に、糖·蕃薯は斤に、銀は毫に（重量なるときは厘位）、貨幣は尖に止め、以下は四捨五入の法を用ふ。

抑々舊政府の調製したる簿冊は其の調查の杜撰なるのみならず、領臺前後多く散佚して土地の權利を確保するに由なく、人民は何れも不安の念を抱きたる時に方り、土地調查事業を擧行したるを以て、爭ひて業主權の申告を爲したるにより、大租の取調も豫期以上の好結果を見るを得たり。斯くて此の申告に基き大租名寄帳を調製せしが、右は卽ち權利者の住所·氏名及土名·地番·地目·種類（大租·地基租の類）·租額·筆數等を揭げ合計を爲し、目錄及庄堡計を附して街·庄社毎に編冊するものとす。

大租名寄帳調製後、大租權者と認めたるものと大租義務者と認めたるものとの間に業主權を爭ふ

ものを生じたり。此等は地方土地調査委員會の査定、高等土地調査委員會の裁決、或は當事者間の和解等に依りて解決せしめ、此の爲め大租名寄帳より削除したるもの、三千四百六十四甲餘、筆數二千五百五十に達せり。又大租及車工穀として登錄したる大租額の內、車工穀なるものは實は租穀の運搬賃にして純然たる大租に非ず。從つて大租權賣買に代價を算出するときは之を除去する慣行あること判明したるを以て、關係業主より大租及車工穀の內譯を申立てしめ、車工穀に相當する租穀を名寄帳より控除したり。其の品種は穀は千五百四十四石、銀は八元餘なりとす。

第三目　大租權の確定

右の如くにして大租名寄帳を調製し、大租權に關する調査を了したるを以て、愈明治三十六年十二月律令第九號を以て「大租權確定ニ關スル件」を制定し、同年府令第七十六號を以て同年十二月五日より施行したり。其の全文左の如し。

大租權確定ニ關スル件（明治三十六年十二月五日律令第九號）

第一條　本令ニ於テ大租權ト稱スルハ業主權ニ對スル大租權ヲ謂フ

第二條　臺灣總督ハ地方廳ニ大租名寄帳ヲ備ヘ臺灣土地調査規則ニ依リ丈量シタル土地ノ大租權者ヲ公示スヘシ

第三條　大租名寄帳ニハ左ノ事項ヲ登錄ス

一　大租權者ノ氏名住所但シ社團又ハ財團ナルトキハ其ノ名稱及管理人ノ氏名住所

二　土地ノ所在地番地目

三　大租ノ名稱及其ノ租額

四　大租權者ノ負擔ニ屬スル地租額及官大租額

第四條　大租名寄帳ニ脫漏又ハ錯誤アリト認メタル者ハ公示ノ初日ヨリ九十日以內ニ地方廳ヲ經由シテ臺灣總督ニ其ノ登錄又ハ更正ヲ申請スルコトヲ得

第五條　登錄又ハ更正ノ申請書ニハ證據書類ヲ添付シ利害關係人ト連署スヘシ若證據書類ヲ添付スルコト能ハサルトキ又ハ連署スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ詳記スヘシ

第六條　登錄又ハ更正ノ申請ニシテ第四條ノ期間經過後地方廳ニ到達シタルモノハ之ヲ無效トス

第七條　大租名寄帳ノ登錄事項ハ第四條ノ期間滿了ニ因リテ確定ス但シ登錄又ハ更正ノ申請ニ係ルモノハ臺灣總督ノ決定ニ因リテ確定シ法院ニ繫屬中ノモノハ其ノ判決ニ因リテ確定ス

第八條　臺灣總督ノ決定ニ因リ確定シタル大租名寄帳ノ登錄事項ニ對シテハ左ノ場合ニ於テ臺灣總督ニ再審ノ申立ヲ爲シ決定ヲ受クルコトヲ得但シ罰セラルヘキ行爲ニ付テノ判決カ確定トナリタルトキニ限ル

一　決定ヲ受ケタル者カ罰セラルヘキ行爲ヲ登錄又ハ更正ノ申請ニ關シテ爲シタル證書カ僞造又ハ變造ナリシトキ

二　決定ノ憑據ト爲リタル證書カ僞造又ハ變造ナリシトキ

第九條　再審ノ申立ハ決定アリタル日ヨリ起算シテ一箇年ノ滿了後ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十條　第七條及第八條ノ規定ニ依ル臺灣總督ノ決定ハ大租權調査委員會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

大租權調査委員會ノ組織及議事ニ關スル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十一條　大租名寄帳ノ登錄事項ニ付テハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス但シ大租ノ取立ノミヲ目的トスル訴訟ノ提起ヲ妨ケス

第十二條　本令施行後ハ大租權ヲ設定シ又ハ其ノ租額ヲ增加スルコトヲ得ス

第十三條　大租權ニシテ明治二十八年五月八日以降本令發布ノ日マテ之カ行使ヲ爲ササルモノハ消滅ス

第十四條　本令ニ規定スルモノノ外必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

本令ノ施行期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

右に伴ひ同年十二月府令第七十七號を以て之が施行規則を公布せしが、本規則は其の後實施上の必要に應じ其の一部に改正を加へられたり。今其の改正を經たる規則の全文を擧ぐれば左の如し。

明治三十六年律令第九號施行規則（明治三十六年十二月五日臺灣總督府令第七十七號）

第一條　大租名寄帳ヲ公示スヘキ地域及時期ハ其ノ時時府報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第二條　大租名寄帳ニ登錄シタル大租權者ノ住所ハ臺灣土地調査規則ニ依リ地盤ヲ丈量シタル時ノ行政區域ニ依ル但シ臺灣總督ノ決定又ハ法院ノ判決ニ依リ登錄又ハ更正スヘキ住所ハ此ノ限ニアラス

第三條　大租名寄帳ニ登錄シタル又ハ登錄スヘキ土地ノ所在及地番地目ハ臺灣土地調査規則ニ基キ調査シタルモノニ依ル

第四條　大租名寄帳ニ登錄シタル又ハ登錄スヘキ大租額ノ計量ニ用ウル度量衡ノ名稱命位ハ本島ニ於ケル舊來慣用ノモノニ依ル

第四條ノ二（本條追加）　大租名寄帳ニ登錄シタル又ハ登錄スヘキ抽的大租ノ租額ハ平年ノ納額ニ依ル（三十六年府令第八十一號を以て）

第五條　大租權者及其ノ利害關係人ハ地方廳ニ於テ土地臺帳、地租名寄帳及地圖ヲ閱覽スルコトヲ得但シ廳長ハ地域ニ依リテ圖册ヲ區分シ閱覽セシムヘキ日割ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ廳報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第六條　登錄又ハ更正ノ申請書ニハ土地ノ所在地番及申請ノ目的理由竝申請者連署者ノ氏名住所ヲ記載シ之ニ捺印スヘシ

第七條　大租權ノ登錄又ハ大租ノ目的地品種ノ更正若ハ租額ノ增加ヲ目的トスル申請書ニハ左ノ各號ノ者ノ連署ヲ要ス

一　大租權者

二　大租權ニ對シ典權又ハ胎權ヲ有スル者

三　現在ノ大租負擔者

大租權者ノ更正、大租權ノ創除又ハ大租額ノ減少ヲ目的トスル申請ニハ前項第一號及第二號ノ者ノ連署ヲ要ス

第八條　代理人ヨリ提出スル登錄又ハ更正ノ申請書ニハ代理委任狀ヲ添付スヘシ

第九條　登錄又ハ更正ノ申請書ニハ申請事項ニ關スル上手契其ノ他一切ノ證據書類ヲ添付スヘシ

第十條　爭ニ係ル事項ノ登錄又ハ更正ヲ目的トスル申請アリタルトキハ其ノ都度之ヲ其ノ相手方ニ通知スヘシ

第十一條　登錄又ハ更正ノ申請ニ係ル事項ノ審査上必要アル場合ニ於テハ何人ト雖官廳ノ召喚ニ應シ實地ニ立會シ又ハ證據書類ヲ提出シ若ハ證人及鑑定人ト爲ルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル登錄又ハ更正ノ申請ハ之ヲ却下スヘシ

一　第六條乃至第九條ノ要件ヲ具備セサルモノ

二　地方廳ヲ經由セサルモノ

三　規定ノ期間經過後地方廳ニ到達シタルモノ

四　大租名寄帳ニ登錄スヘカラサル事項ノ登錄ヲ目的トスルモノ

五　大租名寄帳ニ登錄シタル事項ヲ登錄スヘカラサル事項ニ更正スルコトヲ目的トスルモノ

第十三條　登錄又ハ更正ノ申請ニ對スル決定ハ地方廳ニ於テ之ヲ公示ス（三十七年府令第四十八號を以て改正）

第十四條　大租名寄帳ノ登錄事項ニシテ法院ニ繫屬中ノモノハ此ノ規則施行ノ日ヨリ五十日以內ニ原告ヨリ地方廳ヲ經由シテ臺灣總督ニ其ノ土地ノ所在及地番ヲ表示シタル屆書ヲ差出スヘシ

明治三十六年律令第九號施行前判決アリタルモノハ勝訴者ヨリ前項ノ屆出ヲ爲スヘシ但シ此ノ場合ニ於

テハ判決ノ正本又ハ謄本ヲ添付スヘシ

第十五條　臺灣總督ノ決定又ハ法院ノ判決ニ因リ大租名寄帳ニ異動ヲ生シタルトキハ地方廳ニ於テ之ヲ整理スヘシ

第十六條　再審ノ申立ハ地方廳ヲ經由シテ之ヲ爲スヘシ

再審ノ申立ニ付テハ第六條乃至第十三條及第十五條ノ規定ヲ準用ス

第十七條　第十一條又ハ第十四條ニ違背シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

又領有以來鐵道の敷設、官衙・學校・病院の建設、道路・河川の改修其の他諸種の公用に供する爲め、政府に於て買收又は獻納に依り取得したる土地尠からず。由來臺灣の土地には業主權を有するものの外、其の土地に對して大租・地基租等の權利を有するものありて、此等は業主權の何人に歸するを問はず之を主張し得るも、獨り政府に對しては一切之を主張し得ざるを舊來の慣習としたり。之れ修理を以てすれば必ずしも妥當ならざるものあるも、一般の確信する所なり。依て明治三十六年十二月律令第十一號を以て、同令施行前政府の業主權を取得したる土地に對する大租權は、其の大租・蕃租・地基租其の他如何なる名稱を有するに拘らず、政府に對して總て之を主張することを得ざる旨を明かにし、以て舊政府以來の慣行の事例を確實ならしめたり。其の全文左の如し。

律令第十一號（明治三十六年十二月十日）

政府ニ於テ既ニ業主權ヲ取得シタル土地ニ關シテハ何等ノ名稱ヲ有スルヲ拘ラス大租權ヲ主張スルコトヲ得ス

斯くして、右の如く土地調査の際申告書に記載せしめたるものを基礎として調製したる大租名寄帳を各地方廳に備へ、臺灣土地調査規則に依りて丈量したる土地の大租を公示したり。大租名寄帳は總督府告示を發し、逐次各島十八廳に於て之を公示し、大租權利者及大租權上に權利を有するもののみならず、廣く一般關係業主をして閱覽せしめたり。之れ前述の如く、大租名寄帳は義務者一方の申告に據り、大租戶よりは何等の申告を徵せざりしにより、之を一般大租戶に公示し脫漏又は錯誤に對する救濟を圖ると共に、他方永年權利行使の事實なきものと雖も、其の租額の判明せしものは成るべく申告を爲さしめ登錄したるを以て、明治三十六年律令第九號第十三條の規定に依り消滅せしものも亦尠からざるべく、更に申告以後の大租額の異動は加除修正を要するを以てなり。而して右調査の結果に據れば大租權利者の數は大租權上に典胎權を有するものを合して三萬九千七百九十九名、之に關係業主を加ふれば三十三萬九千九百三十四名の多きに達したり。然るに大租權者は概ね義務者たる業主あるを知るのみにして、土地の那邊にあるを知らず、業主も亦未だ新地番を熟知せざるにより、名寄帳登錄の事項を十分に會得する能はず。依て土地申告書をも併せて閱覽せしめたり。斯くして大租名寄帳の公示は律令第九號第四條の申請期間滿了前に遺憾なく公示を終ることを得たり。

大租名寄帳の登錄又は更正の申請書は、明治三十六年律令第九號第四條の規定に依り地方廳に提出すべきものなるも、便宜上大租名寄帳閱覽所に於て之を受理せしに、其の期間內に提出したるもの四萬三千有餘件に達したり。申請書は土地調査局に於て審査し、之を大租權調査委員會に提出し其の決定を仰ぐものとす。然し乍ら申請に係る大租は果して申請地番に該當するや否や、及び其の記載の事由・立證方法の不備なるもの、又は紛爭事件の双方の主張不充分にして曲直の辨じ難きもの尠からず。此等は努めて實地に就き査覈し、紛爭事件は律令第九號第十二條第十三條に該當するの疑

なきものは成るべく調停を爲し、類別一括して調書を作成したり。申請事件の内三萬五千七百餘件は其の申立の事實を提出の證據書類に徴して確認し得べきのみならず、義務者たる業主典主其の他の利害關係人に於ても亦其の事實を認め連署申請したるものにして、何れも明白なる原因に基き名寄帳登錄事項の加除修正を請ふものなり。其の主なる事項は大租の增減額、大租權の登錄又は削除大租權者の更正等なり。又紛爭事件は五千六百五十八件にして、或は大租權の得喪を爭ひ、權利行使の有無を論じ、又大租の增減を要求する等を主たる爭點とす。自餘の千七百有餘件は或は重複、或は申請すべからざる事項なるを發見し、若くは紛爭調停の結果に依り、申請者より夫々取下を申出でたるものなり。

明治三十七年七月二十一日を以て大租權調査委員會を開き、土地調査局審査の原案通り議決したるを以て、右決定に基き大租名寄帳に加除修正を爲し、同年八月十五日より各廳（臺東、澎湖の兩廳を除く）に於て公示し、斯くて大租權の所在を確定したり。

第四目　大租權の處分

大租權の所在を確定するには、前述の如く之を處分せんとする前提なるを以て、明治三十七年五月に至り律令第六號を以て「大租權整理ニ關スル件」を公布し、前年律令第九號を以て確定したる大租權を消滅せしめ、之に對して大租權者又は其の相續人に補償金を交付することと爲し、同年六月一日より之を施行したり。其の全文左の如し。

大租權整理ニ關スル件（明治三十七年五月二十日律令第六號）

第一條　明治三十六年律令第九號ニ依リ確定シタル大租權ハ消滅ス

本令施行後確定シタル大租權ハ本令施行ノ日ニ於テ確定シタルモノト看做ス其ノ未タ確定セサル間ハ之ヲ行使スルコトヲ得ス

第二條　政府ハ前條ニ依リ消滅シタル大租權ニ對シ大租權者又ハ其ノ相續人ニ補償金ヲ交付ス

第三條　補償金ハ臺灣事業公債法ニ依リ發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ公債證書ヲ以テ交付スルコトヲ得サル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第四條　補償金額ハ大租額ニ臺灣總督ノ定ムル所ノ率ヲ乘シテ算定ス

第五條　抽的大租ハ平年ノ納額ヲ以テ前條ノ大租額トス

第六條　臺灣總督ハ確定シタル大租權者及其ノ補償金額ヲ公示スヘシ

第七條　補償金ヲ受ケントスル者ハ前條公示ノ初日ヨリ六箇月以內ニ臺灣總督ニ其ノ請求書ヲ提出スヘシ

第八條　前條ノ期間內ニ請求書ヲ提出セサル者ハ補償金ヲ受クルコトヲ得ス

第九條　大租權者ハ明治三十七年分ノ大租ニ付キテハ月割ヲ以テ六箇月分ヲ取立ツルコトヲ得但シ二期ニ取立ツルモノハ其ノ上半期分ヲ取立ツルコトヲ得

第十條　本令ニ規定スルモノノ外必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

本令ハ明治三十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

次いで同年六月臺灣總督府令第五十一號を以て右施行規則を公布したり。卽ち左の如し。

明治三十七年律令第六號施行規則（明治三十七年六月十四日臺灣總督府令第五十一號）

第一條　確定シタル大租權者及其ノ補償金額ハ第一號樣式ノ大租權補償金臺帳ニ依リ地方廳ニ於テ之ヲ公示ス

前項公示ノ期日ハ府報ヲ以テ之ヲ告示ス

第二條　補償金ノ請求書ハ大租權者又ハ其ノ相續人ニ於テ第二號樣式ニ依リ地方廳ヲ經由シテ臺灣總督ニ提出スヘシ

第三條　前條ノ大租權者ニシテ明治三十六年律令第九號第四條ノ期間經過後明治三十七年五月三十一日前其ノ權利ヲ承繼シタル者ハ請求書ニ其ノ事實ヲ認ムヘキ證據書類ヲ添附スヘシ前條ノ相續人ヨリ請求書ヲ提出スルトキ亦同シ

前項ノ證據書類ヲ添附スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ詳記シタル書面ヲ添附スヘシ

第四條　大租權上ニ典權胎權又ハ大租權ヲ有スル者ハ明治三十七年律令第六號第七條ノ期間內ニ第三號樣式ニ依リ地方廳ニ其ノ權利ヲ疏明シタル屆書ヲ提出スヘシ

第五條　地方廳ニ於テ請求書ヲ受理シタルトキハ大租權補償金臺帳ニ對照審査シ仍第三條ニ該當スルモノハ關係人ニ就キ其ノ承繼又ハ相續ノ事實ヲ調査シ相違ナシト認メタルトキハ欄外ニ該臺帳ノ登錄番號ヲ記入シ翌月五日マテニ前月分ヲ取纏メ臺灣總督ニ進達スヘシ

第六條　補償金ハ明治三十七年第六號第七條ノ期間經過後地方廳ニ於テ之ヲ交付ス

第七條　地方廳ハ請求者及第四條ノ權利者ニ第四號樣式ニ依リ補償金ヲ交付スヘキ時期ヲ通知スヘシ

第八條　補償金ハ保正ヲシテ人違ナキコトヲ證明セシメ第五號樣式ノ領收證書ト引換ニ之ヲ交付スヘシ

第九條　請求書及領收證書ノ署名者ハ其ノ記名ノ下ニ一定ノ印章ヲ押捺スヘシ

第十條　請求者ノ相續人ニ於テ補償金ヲ受領セントスルトキハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ補償金ヲ金庫ニ供託スヘシ（明治三十八年三月府令第十七號ヲ以テ改正）

一　補償金ノ交付ニ付爭アルモノ

二　第三債務者トシテ差押ヘラレタルモノ

三　權利者不在又ハ其ノ他ノ事故ノ爲明治三十八年三月三十一日マテニ交付シ能ハサルモノ

四　法院ニ繫屬中ニシテ明治三十八年三月三十一日マテニ判決確定セサルモノ

五　法院ニ於テ判決確定セルモ明治三十八年三月三十一日マテニ明治三十七年律令第六號第七條ノ期間滿了セサルモノ

（樣式省略）

右の如く補償金は臺灣事業公債法に依り發行する公債證書を以て之を交付し、公債證書を以て交付するを得ざる端數は現金を以て之を交付するものなるが、玆に問題となりしは補償金の算定率をいかにすべきやの一事なりとす。凡そ權利の消滅に對して補償すべき金額は該權利の價値に依りて之を算定せざるべからず。依つて大租權の賣買實例に就て見るに、固より賣買は各當事者の自由協定に依り其の價格に多少の相違あるは當然なるのみならず、地方によりても亦多大の差違あり。蓋し本島の地勢は大甲濁水の二溪を以て自ら南北中の三域に分れ、舊政府の時、北部は臺北に、中部は彰化に、南部は臺南に知府衙門ありて之を分轄し、交通取引其の他皆其の地域內に限局せられ農產物の價格も亦著しき懸隔あり、從つて大租權の價格に於ても三者の區分を生じたり。而して又小租價格の約二分の一を以て大租價格の標準と爲すことは一般人民の確信する所なり。依て別に最近五箇年間平均の小租賣買價格の二分の一を以て大租權の價格と見做し、之に各地に於ける大租權賣買實例及各地方派出所に於て人民の意見を參酌して見込價格を調查し、三者の半額を平均したるものを以て粗納大租權補償金の算定率を定むることと爲したり。粗納大租權補償金額算定率查定表を示せば左の如し。

粗納大租權補償金額算定率查定表

地域別	廳名	銀一元當石數 賣買實例價格	派出所見込價格	小租賣買價格の半額	銀一元當石數 平均	一石當代銀	同上換算金額
北部	臺北	○・六三石	○・五四石	○・七四石			
	基隆	○・一〇六	○・〇五〇	○・〇八二			
	宜蘭	○・〇七六	○・〇八三	○・一一〇			
	深坑	—	○・〇六〇	○・〇八〇			
	桃園	○・〇五八	○・〇五〇	○・〇八二			
	新竹	○・〇七四	○・〇八〇	○・〇九二	○・〇七二	一四・二八六	一三・一四三
	平均	○・〇六五	○・〇六三	○・〇八七			
中部	苗栗	○・一一五	○・一〇〇	○・一〇八			
	臺中	○・一四一	○・一二四	○・一三二			
	彰化	○・一七五	○・一九〇	○・二二六			
	南投	○・一四五	○・一五〇	○・二三〇	○・一一〇	九・〇九一	八・三六四
	平均	○・一五〇	○・一四一	○・一七四	○・一五五		
南部	斗六	○・二一八	○・一九九	○・二二六			
	嘉義	○・二一二	○・二三一	○・一五四			
	鹽水港	○・二一〇	○・一八八	○・一七八			
	臺南	○・一九〇	—	○・一五六			
	蕃薯寮	○・一三六	○・一一三	○・一八六			
	鳳山	○・一六七	○・一三三	○・二〇六	○・一七〇	一四・二八六	一三・一四三
	阿猴	○・二三五	○・一五三	○・一八〇			
	恒春	—	—	—			

（備考）小租賣買價格の半額は其の一元當石數の倍額を掲ぐ。

而して籾以外の農產物又は金銀錢等を以てする大租は其の數極めて少く、之が賣買も稀有なるを以て、一般價格の標準として採るに足らず。依て右の籾納大租權に對する算定率と籾の市價との割合を求め、之により籾納以外の大租權の補償金額算定率查定表を調製したり。卽ち左の如し。

籾納以外の大租權補償金額算定率查定表

地域別		品種	單位	平均銀額	同上換算金額	補償金算定率查定額
北部	金銀錢	糖	一圓	一元	一圓	六圓・四二一
	銀錢		一元	—	—	五・九〇八
	銀錢		一兩	—	—	九・八七六
	錢		一千文	○・八九六	○・九二〇	五・二九一
	烏		一百斤	六・四三七	五・九二二	三一・六八九
部	豆	豆	一石	○・六六六	○・六一三	三・二八〇
	土	豆	一石	四・六五〇	四・二七八	二二・八九二
	蓖	糖	一百斤	五・三〇六	四・八八二	二六・一二四
中部	金銀	糖	一圓	一圓	一圓・〇〇〇	四・五五八
	銀錢		一元	—	○・九二〇	四・一九三
	銀錢		一兩	—	一・五三八	七・〇〇九
	錢		一千文	○・八九六	○・八一二	三・七〇一
	烏		一百斤	六・四三七	五・四七五	二〇・七九四

部	蕃薯	土豆	胡麻	魚
	一百斤	一石	一石	一百斤
圓	二・〇二八	一・一二二	二七・〇三〇	三八・八二三
元	一・〇〇〇	三・三八三	五・六五四	三・一一八	一四・三四〇	一二・一一二	二〇・一三七	九・三九四	一・八七二	五・五三一	一〇・六七八	一二・二二五	一五・七四六	六三・四二五	一二・〇四五	七・三二〇	九・九五二	一・三六三	四七・〇九四
兩	〇・五三四	二・六六五	七・一一七	一〇・二二二	一・〇〇〇	〇・九二〇	一・五三八	〇・八四八	四・六八〇	三・九五三	六・五七二	三・〇六六	〇・六一一	一・八〇五	三・四八五	三・九九〇	五・一三九	二〇・七〇〇	三・九三一	二・三八九	三・二四八	〇・四四五	一五・三七〇
錢	〇・五八〇	二・八九七	七・七三六	一一・一一一	—	—	—	〇・九二二	五・〇八七	四・二九七	七・一四三	三・三三三	〇・六六四	一・九六二	三・七八八	四・三三七	五・五八六	二二・五〇〇	四・二七三	二・五九七	三・五三〇	〇・四八四	一六・七〇七
文	〇・三八〇	一・四六二	四・六二六	六・六六六	—	—	—	〇・六〇二	三・二四〇	二・五六二	四・六二三	二・〇〇二	〇・四二〇	一・二六〇	二・三四〇	〇・二八〇	三・四二〇	〇・八五七	二・三〇〇	一・六七二	二・〇四〇	〇・二八〇	一〇・〇五〇
圓	〇・一九〇	〇・七三一	二・三一〇	二・六六六	—	—	—	〇・一二〇	〇・六四〇	〇・五二〇	一・二三二	〇・四〇〇	〇・一六八	〇・三五〇	〇・七八〇	〇・八六八	一・一四〇	四・四〇〇	〇・七八〇	〇・四九〇	〇・七八〇	〇・一四〇	二・六二五

部	菁薯	魚	葱	蒜
	一百斤	一百斤	一百斤	一百斤
圓	四・六九六	四・三二〇	一三・二三六	一三・二三六
元	九・一六七	八・四三四	二五・八四二	二五・八四二
兩	〇・九〇〇	〇・八二八	二・五三七	二・五三七
錢	二・六六一	二・四四八	七・五〇一	七・五〇一

（備　考）本表中の農産物は中央市場に於ける市價にして、生産地相場に比し約二割高價なり。而して金銀錢の三種は其の價格に高低差違あるものに非ざるを以て、自餘のものより其算定率の二割を高めたり。

然るに大租權者にして其の收得する大租額の中より其の附帶地に對する地租又は官大租を納付するものは、其の納付額を控除したる殘額に對して補償すべき理なり。依て地租又は官大租を包含する大租總額に對する其の地租及地租附加稅と官大租との合計額の歩合を算出し、其の歩合を前揭の查定額に乘じ、以て該大租權の補償金の算定率と爲すを至當とす。其の歩合左の如し。

地租又は官大租を包含する大租實收額歩合

地域別	換算金合計額	大租額中に包含する地租又は官大租合計額	差引實收額	平均實收歩合額
南部	四一二、九〇五、四〇九円	一七五、四八四、七九九円	二三七、四二〇、六一〇円	〇・五七五

（備　考）一、大租額中に地租又は官大租を包含するものは北部・中部に稀有なるを以て之を省き、其の最も多き南部を以て歩合を定む。

二、換算したる每品の內譯數量金額は揭載を略す。

補償金の算定率を查定するに當りて、銀兩又は銀圓を以て表示したる數額は、兩にありては明治二十九年七月臺灣總督府令第二十三號に準據し、一兩に付金一圓五十三錢八厘に、元は同三十一年以降六箇年間の平均に係る圓銀公定價格に基き、一元に付金九十二錢に換算したり。

右の如き査定に基き、明治三十七年六月府令第五十二號を以て大租權補償金算定率を制定したり。

卽ち左の如し。

臺灣總督府令第五十二號（明治三十七年六月二十一日）

明治三十七年律令第六號第四條ニ依リ大租權補償金算定率左ノ通相定ム

廳名	品種	單位	地租又ハ官大租ヲ包含セサルモノ	地租又ハ官大租ヲ包含スルモノ
臺北廳	粟	一石	金十三圓十四錢三厘	金七圓五十五錢七厘
基隆廳	金	一圓	金六圓四十二錢一厘	金三圓六十九錢二厘
宜蘭廳	銀	一元	金五圓九十錢八厘	金三圓三十九錢七厘
深坑廳	錢	一千文	金九圓八十七錢六厘	金五圓六十七錢八厘
桃仔園廳	烏糖	一百斤	金五圓二十九錢一厘	金三圓四錢二厘
新竹廳	蕃薯	一百斤	金三十一圓六十八錢九厘	金十八圓二十二錢一厘
管內	土豆	一石	金三圓二十八錢	金一圓八十八錢六厘
臺南廳	粟	一石	金二十二圓八十九錢二厘	金十三圓十六錢三厘
中投廳	金	一圓	金二十六圓十二錢四厘	金十五圓二錢一厘
栗化廳	銀	一元	金八圓三十六錢四厘	金四圓八十錢九厘
苗彰管內	烏糖	一百斤	金四圓五十五錢八厘	金二圓六十二錢一厘
	錢	一千文	金四圓十九錢三厘	金二圓四十一錢一厘
	銀	一兩	金七圓九厘	金四圓三錢一厘
	銀	一元	金三圓七十錢一厘	金二圓十二錢八厘
	錢	一千文	金二十圓七十九錢四厘	金十一圓九十五錢七厘
	蕃薯	一百斤	金二圓二錢八厘	金一圓十六錢六厘

廳名	品種	單位	地租又ハ官大租ヲ包含セサルモノ	地租又ハ官大租ヲ包含スルモノ
斗六廳	土豆	一石	金十圓十二錢二厘	金五圓八十二錢
嘉義廳	胡麻	一百斤	金二十七圓三錢	金十五圓五十四錢二厘
臺南廳	魚	一百斤	金三十八圓八十二錢三厘	金二十二圓三十二錢三厘
鹽水港廳	油	一石	金五圓四十一錢一厘	金三圓十一錢一厘
蕃薯寮廳	茅草	一百斤	金三圓六十七錢七厘	金二圓十一錢一厘
阿猴廳	麥	一石	金三圓三十八錢三厘	金一圓九十四錢五厘
恒春廳	黍	一石	金五圓六十五錢四厘	金三圓二十五錢一厘
管內	黃麻	一百斤	金三圓十一錢八厘	金一圓七十九錢三厘
鳳山廳	苧麻	一百斤	金十四圓三十四錢	金八圓二十四錢六厘
蕃薯寮廳	胡麻	一石	金十二圓十一錢二厘	金六圓九十六錢四厘
阿猴廳	豆	一石	金二十圓十三錢七厘	金十一圓五十七錢九厘
蕃薯寮廳	土豆	一石	金九圓三十九錢四厘	金五圓四十錢二厘
水南廳	蕃薯	一百斤	金一圓八十七錢二厘	金一圓七錢六厘
山豬廳	檢豆	一石	金五圓五十三錢一厘	金三圓十八錢
蕃薯寮廳	蕃薯	一百斤	金十圓六十七錢八厘	金六圓十四錢
水南廳	蕃薯	一百斤	金十二圓二十二錢五厘	金七圓二錢九厘
山豬廳	蔗汁	一百斤	金十五圓七十四錢六厘	金九圓五錢四厘
蕃薯寮廳	白糖	一百斤	金六十三圓四十二錢五厘	金三十六圓四十六錢九厘
水南廳	烏糖	一百斤	金十二圓四錢五厘	金六圓九十二錢六厘
山豬廳	白糖	一百斤	金七圓三十二錢	金四圓二十錢九厘
蕃薯寮廳	米	一石	金九圓九十五錢二厘	金五圓七十二錢二厘
水南廳	錢	一千文	金一圓三十六錢三厘	金七十八錢四厘
山豬廳	銀	一兩	金四十七圓九錢四厘	金二十七圓七錢九厘
蕃薯寮廳	銀	一元		
水南廳	金	一圓		
山豬廳	粟	一石		
蕃薯寮廳	油	一石		
水南廳	茅草	一百斤		
山豬廳	麥	一石		
蕃薯寮廳	黍	一石		
水南廳	黃麻	一百斤		
山豬廳	苧麻	一百斤		
蕃薯寮廳	胡麻	一石		
水南廳	豆	一石		
山豬廳	土豆	一石		
蕃薯寮廳	蕃薯	一百斤		
水南廳	檢豆	一石		
山豬廳	蕃薯	一百斤		
蕃薯寮廳	蔗汁	一百斤		
水南廳	白糖	一百斤		
山豬廳	烏糖	一百斤		
蕃薯寮廳	白糖	一百斤		
水南廳	米	一石		
山豬廳	錢	一千文		
蕃薯寮廳	銀	一兩		
水南廳	銀	一元		
山豬廳	金	一圓		
蕃薯寮廳	粟	一石		
水南廳	油	一石		
山豬廳	茅草	一百斤		
蕃薯寮廳	麥	一石		
水南廳	黍	一石		
山豬廳	黃麻	一百斤		
蕃薯寮廳	苧麻	一百斤		
水南廳	胡麻	一石		
山豬廳	豆	一石		
蕃薯寮廳	土豆	一石		
水南廳	蕃薯	一百斤		
山豬廳	檢豆	一石		
蕃薯寮廳	蕃薯	一百斤		
水南廳	蔗汁	一百斤		
山豬廳	白糖	一百斤		
蕃薯寮廳	烏糖	一百斤		
水南廳	白糖	一百斤		
山豬廳	米	一石		
蕃薯寮廳	錢	一千文		
水南廳	銀	一兩		
山豬廳	銀	一元		
蕃薯寮廳	金	一圓		
水南廳	粟	一石		

菁仔	一百斤	金十三圓二十三錢六厘
魚	一百斤	金二十五圓八十四錢二厘
葱	一百斤	金二圓五十三錢七厘
蒜	一百斤	金七圓五十錢一厘	金四圓三十一錢三厘

斯くして大租權補償金臺帳を調製し、明治三十七年八月告示第百八號を以て各廳（臺東・澎湖の兩廳を除く）に於て之を公示したり。補償金の請求は臺帳公示の日より六箇月以內に之を爲すべき規定なるも、請求書審査の便宜上成るべく三箇月以內に取纏を了するの必要を認め、地方廳に於て適宜の日割を定め保正甲長をして關係人民に傳達し、順次廳に到りて臺帳を閱覽すると同時に請求書を提出せしめたり。又明治三十六年十二月律令第九號により確定すべき大租權者は、同令第四條の期間滿了の日の現在に於て確定するものなるを以て、該期間滿了後大租權消滅に至る間に其の權利を承繼し又は大租權消滅以降補償金請求權を相續したるものあるときは、其の承繼人若くは相續人より請求書を提出し得べきは勿論なり。此等の事實に就きては關係者に就き最も愼重の調査を爲し、調書を作製して請求書に添附せしむ。又大租權上に大租權又は典權・胎權を有する者より府令第五十一號第四條の屆出ありたるときは、大租權者との間に於ける補償金の分配方を協定せしめ、協議調はざるときは地方廳に於て之を調停し、其の協定額を屆出でしめ、補償金請求に就き爭を生じたるときは之を調査し、其の顚末を記述して請求書に添附せしめたり。

斯くして明治三十八年二月十五日より三月三十一日を期して愈々補償金を交付したり。其の交付公債證書の種類は七種にして、額面總額四百餘萬圓、價格百圓に付金九十圓の割とし、總金三百六十七萬二千四百二十六圓餘、端數現金十萬七千四十二圓餘、外に請求者なき補償金二千四百六十三圓餘にして、其の人員五百三十八人を算へたり。今廳別交付金額を示すこと左の如し。

交付公債證書種類・枚數及端數現金表

廳名	公債證書 五千圓	千圓	五百圓	百圓	五十圓	十圓	價格	端數現金	補償金額
臺北	三枚	一四六枚	一二枚	一、〇五四枚	六四九枚	二、六〇三枚	五〇、一二九・五〇円	二二、六四五・六三円	五二三、九四一・二五円
基隆	三	二九	一〇	三七	一〇七	四八六	七九、七五五・〇〇	二、九二九・八六	八二、二七七・八六
宜蘭	一	二九	五	二〇	九	三九	八九、三七四・五〇	二、四七三・三九	九一、八四七・八九
深坑	一	八	四	二六	三	一〇	一五、三八五・五〇	一、三二・二六	一六、五一七・七六
桃仔園	二	一三	九三	七三四	五八六	一、三五四	一五八、七六六・〇〇	三、三七・三三	三五八、〇〇三・三三
新竹	二	五三	九八	六八二	五七七	二、〇三八	二〇三、九一四・〇〇	七、一四〇・九三	二一〇、〇五四・九三
苗栗	五	五三	二四	二八一	一八一	七七七	一二九、九七五・五〇	五、七三三・五二	一三五、七〇七・〇二
臺中	一六	一〇九	一三	九五七	五〇三	一、八五四	三七一、二五〇・〇〇	一三、〇九八・八六	三八七、一六三・八六
彰化	一九	二三三	二〇〇	二、〇六三	一、〇五三	四、三三三	七三三、五三四・〇〇	二四、六〇九・八六	七六五、六四三・八六
南投	四	三一	一九	三三〇	一八八	七七七	一二四、七〇〇・〇〇	三、二九五・一二	一二七、九九五・一二
斗六	一	七四	七二	二六八三	二九六六	一、〇五九	一八五、七六六・〇〇	八、六二二・三八四	二〇二七、七五四・三八四
南投	四	三九	四一	四九九	二三三	九二	一八、六〇九・〇〇	五、二五五・五七二	一九一、〇五一・五七二
嘉義	一六	二九	四一	四九九	二三三	九二	一七一、〇〇九・〇〇	一五、四三五・六七九	一八六、四三四・六七九
鹽水港	二	五一	四五	四一〇	二五七	一、八九〇	四四四、五〇五・〇〇	一、〇〇九・八二四	四五五、五一四・八二四
臺南	二	一四	一六	九九	六〇	二二三	一三五・〇〇	一、三五〇・六〇六	一、四八五・六〇六
蕃薯寮	一	一七	一〇	四七三	四〇	二九	二三五・〇〇	二、九八・二三四	二、三三三・二三四
臺東	二	五六	一四	六四	二〇	八三	一九九、三五〇・〇〇	二、九七二・〇六	二〇一、三二二・〇六
鳳山	二	五六	一六	六四	一〇	四三	一九、七三五・〇〇	二、五七二・〇六	二二、三〇七・〇六
阿猴	八	八三	一六	四三	二六八	七八	二二九、七三五・〇〇	二、五七二・〇六	二三一、三〇七・〇六

	恒春					計	
	一五二	一、二三六	九六九	八、九六五	五、六六七	三、九六五	一八、五六六
枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
円	一、四一七・五〇	一九・六二	一〇七、〇四二・六〇	三、七七九、四九九・二〇			

（備考）本表中には府令第五十一號第十一條に依り金庫に供託したる補償金を包含す。

凡そ以上の如くにして大租權の整理を完了し、茲に臺灣土地制度上に一大革新を見たるのみならず、之が補償金として交付したる多額の金圓は流通して百般企業の資本となり、殖産興業上に促進する所蓋し尠少ならざるものありたり。然し乍ら一般に未だ公債證書の性質・效用を熟知せず、之を利用する方法に暗き爲め、總督府は特に之が保護に就き意を加ふる所あり。卽ち先づ大租權整理の律令發布せらるるや、總督より地方廳に內訓し、補償金として交付すべき公債證書の性質・效用を關係者に周知せしめ、且其取締方を注意する所ありしが、幾くならずして格外廉價を以て買占を圖り、若は誘惑せられ投賣を企つる者あるの聞えありしを以て、地方廳をして懇篤說示し、且賣却又は擔保に供する必要あるときは臺灣銀行をして相當價格を以て之に應じ、地方廳は之に對する便宜の措置を執り又警察官を戒めて其の買占を爲すの疑あるものの取締を爲さしめ、以て大租權者の困窮に陷ると、公債證書の信用を害することを豫防し、將來に於ける一般有價證券の融通を圓滑ならしめんことを期したり。

第五項　地租制度の確立

第一目　地租制度確立の方針

我領有後に於ける地租の徵收は上述の如く全く止むを得ざる事情により一時機宜の處置に從ひたるものにして、固より不正確且不公平なりしを免れず。政府が領有當初の大事業として、多大の困難を顧みずして土地の調査及大租權の整理を斷行したるは、之に基きより完全公平なる地租制度を確立せんとする趣旨に出でたるものに外ならず。依て明治三十六年に至りて遂に之が改正の議を決し、其の根本方針を左の如く定めたり。

（一）地租を賦課するは田・畑及養魚池とす。

（二）地位の優劣に依り地目毎に土地の階級を分ち、甲數に應じ地租を賦課す。

（三）地位等級は收穫を基礎とし、地味の良否・水利及運輸交通の便否・蟲害旱害風水害等の有無・勞力の過不足・耕作の難易・小作料の高低等を酌量して之を定む。

（四）地租率は金利及土地賣買價格を參酌し、土地の階級に應じ收益を根據として之を定む。

右の如く、田・畑・養魚池に對してのみ課稅し、他の地目に及ぼさざることとしたるは、一は舊來の慣例に從ひたるものなれども、事實亦他の地目に對しては課稅の必要なかりしにも因れり。蓋し旣に述べたるが如き土地調査事業の成績より之を見るに地籍調査を施行したる地積の十分の八は田・畑・養魚池にして、其の他に於て稍地租を賦課すべき性質を有する土地としては、建物敷地・山林・原野・池沼及鹽田等あり。然るに臺灣の舊慣として建物と其の敷地とは全く不可分のものとして價格を有するも賦課の根據を得難く、且又家屋稅を地方稅を以て、土地のみを分離して之に地租を賦課せんとするも賦課の根據を得難く、且又家屋稅を地方稅として賦課せるを以て、之を地租に換ふるは必ずしも得策に非ざるのみならず、强ひて賦課するも納稅人の多數なるに比して稅額僅少なるを以て、徵稅上の手數を償ふに足らず。旁以て建物敷地には地租を賦課せざることと爲したるものなり。次に鹽田は食鹽專賣規則の支配の下に在り、又山林・原

野は殆ど荒蕪地と同一狀態にありて何等收益の見るべきものなく、更に池沼の如きに至りては耕地の灌漑に供する溜池の類なるを以て、夫々之を課稅範圍外に置くことと爲したるものとす。

次に其の地租率は舊時の如く區々に互るを廢し、收益を審査して地目毎に等位を定め、全島の土地を總括して一律の下に地租を賦課し、以て其の負擔に輕重なからしめんとしたり。卽ち土地の收穫を根據として其の等位を定め、夫に應じて一甲當り地租率を算定せんとするものにして（一）土地の良否（二）收穫の多寡（三）小租（小作料）の多寡（四）米其他農產物の價格（五）量衡器の容量及斤量（六）時銀の種類及價格（七）小租戶及佃戶收得步合（八）籾玄米摺步合（九）上忙下忙收穫步合（十）土地賣買價格（十一）貸借金利等に亙りて詳細なる調査を遂げ、專ら負擔の公平を期し、更に舊來の地租率及內地の地租率との均衡に特に意を須ひ、其の課稅標準額を田に在りては六乃至八步、畑は五乃至七步、養魚池は四乃至八步とし、田畑は各〻十等則、養魚池は七等則に分ち、各別の租率を定めたり。今其の算定表を示せば左の如し。

地租率算定表

地目	等則	收穫金 最高	收穫金 最低	收穫金 平均	地租率步合	地租金	地租率	各則收穫差間	各則地租率差間
		円	円	円		円		円	円
田	一則	二四〇・〇〇〇	二〇六・〇〇〇	二三三・〇〇〇	八步	一七・八四〇		—	—
	二則	二〇五・〇〇〇	一八六・〇〇〇	一九六・〇〇〇	八步	一五・六八〇		二七・〇〇〇	二・二〇〇
	三則	一八五・〇〇〇	一六一・〇〇〇	一七一・〇〇〇	七步五厘	一三・八二五		二五・〇〇〇	二・〇〇〇
	四則	一五五・〇〇〇	一三六・〇〇〇	一四六・〇〇〇	七步五厘	一〇・九五〇		二五・〇〇〇	二・〇〇〇
	五則	一三五・〇〇〇	一一二・〇〇〇	一二三・〇〇〇	七步	八・六一〇		二三・〇〇〇	二・三〇〇
	六則	一一〇・〇〇〇	九一・〇〇〇	一〇一・〇〇〇	七步	七・〇七〇		二二・〇〇〇	一・六〇〇
	七則	九〇・〇〇〇	七二・〇〇〇	八一・〇〇〇	七步	五・六七〇		二〇・〇〇〇	一・四〇〇

地目	等則	收穫金 最高	收穫金 最低	收穫金 平均	地租率步合	地租金	地租率	各則收穫差間	各則地租率差間
		円	円	円		円		円	円
畑	一則	二〇〇・〇〇〇	一七一・〇〇〇	一八六・〇〇〇	七步	一三・〇二〇		—	—
	二則	一七五・〇〇〇	一四五・〇〇〇	一六〇・〇〇〇	七步	一一・〇〇〇		二八・〇〇〇	二・〇〇〇
	三則	一四五・〇〇〇	一二〇・〇〇〇	一三二・〇〇〇	六步五厘	八・六四五		二八・〇〇〇	二・〇〇〇
	四則	一一五・〇〇〇	九六・〇〇〇	一〇六・〇〇〇	六步五厘	七・〇二五		二六・〇〇〇	二・〇〇〇
	五則	八五・〇〇〇	七一・〇〇〇	七八・〇〇〇	六步	四・六八〇		二八・〇〇〇	二・〇〇〇
	六則	六五・〇〇〇	五四・〇〇〇	五九・〇〇〇	六步	三・五四〇		一九・〇〇〇	一・四〇〇
	七則	四五・〇〇〇	三六・〇〇〇	四一・〇〇〇	六步	二・四六〇		一八・〇〇〇	一・四〇〇
	八則	三〇・〇〇〇	二四・〇〇〇	二七・〇〇〇	六步	一・六二〇		一四・〇〇〇	一・〇〇〇
	九則	一六・〇〇〇	一三・〇〇〇	一四・五〇〇	六步五厘	九一〇		一二・五〇〇	一・〇〇〇
	十則	一〇・〇〇〇	八・〇〇〇	九・〇〇〇	六步五厘	五六五		五・五〇〇	〇・五〇〇

地目	等則	收穫金 最高	收穫金 最低	收穫金 平均	地租率步合	地租金	地租率	各則收穫差間	各則地租率差間
		円	円	円		円		円	円
畑	一則	二〇〇・〇〇〇	一七一・〇〇〇	一八六・〇〇〇	七步	一三・〇二〇		—	—
	二則	一七五・〇〇〇	一四五・〇〇〇	一六〇・〇〇〇	七步	一一・〇〇〇		二八・〇〇〇	二・〇〇〇
	三則	一四五・〇〇〇	一二〇・〇〇〇	一三二・〇〇〇	六步五厘	八・六四五		二八・〇〇〇	二・〇〇〇
	四則	一一五・〇〇〇	九六・〇〇〇	一〇六・〇〇〇	六步五厘	七・〇二五		二六・〇〇〇	二・〇〇〇
	五則	八五・〇〇〇	七一・〇〇〇	七八・〇〇〇	六步	四・六八〇		二八・〇〇〇	二・〇〇〇
	六則	六五・〇〇〇	五四・〇〇〇	五九・〇〇〇	六步	三・五四〇		一九・〇〇〇	一・四〇〇
	七則	四五・〇〇〇	三六・〇〇〇	四一・〇〇〇	六步	二・四六〇		一八・〇〇〇	一・四〇〇
	八則	三〇・〇〇〇	二四・〇〇〇	二七・〇〇〇	六步	一・六二〇		一四・〇〇〇	一・〇〇〇
	九則	一六・〇〇〇	一三・〇〇〇	一四・五〇〇	六步五厘	九一〇		一二・五〇〇	一・〇〇〇
	十則	一〇・〇〇〇	八・〇〇〇	九・〇〇〇	六步五厘	五六五		五・五〇〇	〇・五〇〇

地目	等則	收穫金 最高	收穫金 最低	收穫金 平均	地租率步合	地租金	地租率	各則收穫差間	各則地租率差間
		円	円	円		円		円	円
畑	一則	二〇〇・〇〇〇	一七一・〇〇〇	一八六・〇〇〇	七步	一三・〇二〇		—	—
	二則	一七五・〇〇〇	一四五・〇〇〇	一六〇・〇〇〇	七步	一一・〇〇〇		二八・〇〇〇	二・〇〇〇
	三則	一四五・〇〇〇	一二〇・〇〇〇	一三二・〇〇〇	六步五厘	八・六四五		二八・〇〇〇	二・〇〇〇
	四則	一一五・〇〇〇	九六・〇〇〇	一〇六・〇〇〇	六步五厘	七・〇二五		二六・〇〇〇	二・〇〇〇
	五則	八五・〇〇〇	七一・〇〇〇	七八・〇〇〇	六步	四・六八〇		二八・〇〇〇	二・〇〇〇
	六則	六五・〇〇〇	五四・〇〇〇	五九・〇〇〇	六步	三・五四〇		一九・〇〇〇	一・四〇〇
	七則	四五・〇〇〇	三六・〇〇〇	四一・〇〇〇	六步	二・四六〇		一八・〇〇〇	一・四〇〇
	八則	三〇・〇〇〇	二四・〇〇〇	二七・〇〇〇	六步	一・六二〇		一四・〇〇〇	一・〇〇〇
	九則	一六・〇〇〇	一三・〇〇〇	一四・五〇〇	六步五厘	九一〇		一二・五〇〇	一・〇〇〇
	十則	一〇・〇〇〇	八・〇〇〇	九・〇〇〇	六步五厘	五六五		五・五〇〇	〇・五〇〇

地目	等則	收穫金 最高	收穫金 最低	收穫金 平均	地租率步合	地租金	地租率	各則收穫差間	各則地租率差間
		円	円	円		円		円	円
養魚池	一則	七〇・〇〇〇	五六・〇〇〇	六三・〇〇〇	六步五厘	四・〇九五		—	—
	二則	六五・〇〇〇	五二・〇〇〇	五八・五〇〇	六步五厘	三・八一〇		四・五〇〇	〇・三五〇
	三則	六〇・〇〇〇	四八・〇〇〇	五四・〇〇〇	六步	三・二四〇		四・五〇〇	〇・三五〇
	四則	五五・〇〇〇	四四・〇〇〇	四九・五〇〇	六步	二・九七〇		四・五〇〇	〇・三五〇
	五則	五〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	四五・〇〇〇	六步	二・七〇〇		四・五〇〇	〇・三五〇
	六則	四五・〇〇〇	三六・〇〇〇	四〇・五〇〇	六步	二・四三〇		四・五〇〇	〇・三五〇
	七則	四〇・〇〇〇	三二・〇〇〇	三六・〇〇〇	六步	二・一六〇		四・五〇〇	〇・三五〇

又新舊田畑地租率を比較するに、其の增減左の如し。

田畑地租率新舊比較表

地目	舊等則	新等則	舊地租 地租	舊地租 附加税	舊地租 大租	舊地租 計	新地租 地租	新地租 附加税	新地租 計	比較増減（△）
田	上則	一則	円 四・七四六	円 三・一六四	円 一二・六〇九	円 二〇・五一九	円 一七・八〇〇	円 三・五六〇	円 二一・三六〇	円 〇・八四一
	上則	二則	四・七四六	三・一六四	一一・七三六	一九・六四六	一五・六〇〇	三・一二〇	一八・七二〇	△ 〇・九二六
	上則	三則	四・七四六	三・一六四	一一・七三六	一九・六四六	一二・八〇〇	二・五六〇	一五・三六〇	△ 四・二八六
	中則	四則	三・八八一	二・五八四	一一・六二五	一八・〇九三	一〇・九〇〇	二・一八〇	一三・〇八〇	△ 五・〇一三
	中則	五則	三・八八一	二・五八四	九・二四二	一五・七一〇	八・六〇〇	一・七二〇	一〇・三二〇	△ 五・三九〇
	下則	六則	三・二〇〇	二・一三三	一〇・一三四	一五・四六七	七・〇〇〇	一・四〇〇	八・四〇〇	△ 七・〇六七
	下下則	七則	二・五六〇	一・七〇七	六・四七二	一〇・七三九	五・六〇〇	一・一二〇	六・七二〇	△ 四・〇一九
	上沙則	八則	二・〇四八	一・三六五	七・七五九	一一・一七二	四・〇〇〇	〇・八〇〇	四・八〇〇	△ 六・三七二
	中沙則・七七則	九則	一・四三四	〇・九五六	三・五五九	五・九四九	三・一〇〇	〇・六二〇	三・七二〇	△ 二・二二九
	六六則・五五則	十則	一・〇二五	〇・六八三	二・九四九	四・六五七	一・五〇〇	〇・三〇〇	一・八〇〇	△ 二・八五七
畑	上則	一則	三・八八一	二・五八七	九・四五九	一五・九二七	一三・〇〇〇	二・六〇〇	一五・六〇〇	△ 〇・三二七
	上則	二則	三・八八一	二・五八七	九・四一九	一五・八八七	一一・〇〇〇	二・二〇〇	一三・二〇〇	△ 二・六八七
	中則	三則	三・二〇〇	二・一三三	九・〇六五	一四・三九八	八・六〇〇	一・七二〇	一〇・三二〇	△ 四・〇七八
	中則	四則	三・二〇〇	二・一三三	八・六一三	一三・九四六	七・三〇〇	一・四六〇	八・七六〇	△ 五・一八六
	下則	五則	二・五六〇	一・七〇七	六・二四三	一〇・五一〇	五・七〇〇	一・一四〇	六・八四〇	△ 三・六七〇
	下則	六則	二・五六〇	一・七〇七	六・一九八	一〇・四六五	四・六〇〇	〇・九二〇	五・五二〇	△ 四・九四五
	下下則	七則	二・〇四八	一・三六五	四・一二〇	七・五三三	三・四〇〇	〇・六八〇	四・〇八〇	△ 三・四五三
	上沙則	八則	一・四三四	〇・九五六	一・一〇一	三・四九一	二・六〇〇	〇・五二〇	三・一二〇	△ 〇・三七一
	中沙則	九則	一・〇二五	〇・六八三	一・八二三	三・五三一	一・六〇〇	〇・三二〇	一・九二〇	△ 一・六〇一
	下沙則・四四則・三三則・二二則	十則	〇・六一五	〇・四一〇	一・八九八	二・九二三	〇・六〇〇	〇・一二〇	〇・七二〇	△ 二・二〇三

（備考）新舊地租中附加税とあるは地方税に屬する地租附加税にして、改隷の當初は最高限度三分の二、地租改正と共に西部臺灣を五分の一に改正したり。

由是觀之、地租率は舊政府時代に比すれば高率となりしも、前述の如く大租權を整理し從來の大租を消滅せしめたるを以て、總體としての負擔は輕減せられたるものとす。唯從來大租を負擔せざりしもの、又は新に開墾せられたる土地にありては多少の增税を來したり。然し乍ら今試に之を內地の地租に比較するに、殆ど其の三分の一內外に過ぎず。

第二目　臺灣地租規則の制定

右に述べたるが如き方針に基き明治三十七年十一月に至り律令第十二號を以て臺灣地租規則を制定公布し、明治三十七年下半期分より新規則によりて地租を徴收することと爲し、同時に明治二十九年律令第五號（臺灣地租規則）・同三十年律令第三號（臺灣官有森林原野及產物特別處分令に依り賣渡したる土地の地租に關する件）・同年律令第七號（鐵道用地地租免除規則）・同三十一年律令第十三號（鐵道地籍規則）・同第十四號（臺灣土地調査規則）・同三十三年律令第十一號（賦課漏の地租に關する件）等は之を廢止したり。右臺灣地租規則

の全文を示すこと次の如し。

臺灣地租規則（明治三十七年十一月十日律令第十二號）

第一條　土地ノ地目ヲ左ノ通定ム

一　田、畑、養魚池

二　建物敷地、鹽田、鑛泉地、池沼、山林原野、牧場

三　祠廟敷地、墳墓地、鐵道用地、公園地、練兵場、射的場、砲臺用地、燈臺用地

四　道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路、河川、隄防

五　雜種地

第二條　土地ハ地目ヲ定メ地盤ヲ測量シ一區域毎ニ地番ヲ付ス但シ第一條第四號ニ揭クル土地ハ此ノ限ニ在ラス

地目ヲ變換シ若ハ區域ヲ變更シタルトキハ其ノ地目若ハ地番ヲ更正シ地盤ニ增減ヲ生シタルトキハ地盤ヲ測量ス

第三條　地積ハ左ニ揭クル名稱命位ニ依ル

絲　甲ノ萬分ノ一

毫　甲ノ千分ノ一

厘　甲ノ百分ノ一

分　甲ノ十分ノ一

甲　二千九百三十四坪但シ一坪六尺平方

第四條　地方廳ニ土地臺帳及地圖ヲ備ヘ土地ニ關スル事項ヲ登錄ス

土地臺帳及地圖ノ閱覽又ハ其ノ謄本ノ下付ヲ要スル者ハ其ノ所管地方廳ニ請求スルコトヲ得

第五條　田畑及養魚池ニハ地租ヲ賦課ス但シ國庫ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條　地租ハ土地ノ等則ヲ詮定シ甲數ニ應シ左ノ租率ニ依リ之ヲ賦課ス

一　田

等則	一箇年一甲ノ租率
一則	金十七圓八十錢
二則	金十五圓六十錢
三則	金十二圓八十錢
四則	金十圓九十錢
五則	金八圓六十錢
六則	金七圓
七則	金五圓六十錢
八則	金四圓
九則	金三圓十錢
十則	金一圓五十錢

二　畑

等則	一箇年一甲ノ租率
一則	金十三圓
二則	金十一圓
三則	金八圓六十錢
四則	金七圓三十錢
五則	金五圓七十錢
六則	金四圓六十錢

七　則　金三圓四十錢
八　則　金二圓六十錢
九　則　金一圓六十錢
十　則　金六十錢

三　養魚池

等　則　一箇年一甲ノ租率
一　則　金九圓三十錢
二　則　金七圓五十錢
三　則　金五圓八十錢
四　則　金三圓五十錢
五　則　金二圓三十錢
六　則　金一圓十錢
七　則　金四十錢

第七條　地租ヲ課セサル土地ニシテ地租ヲ課スル土地トナリタルトキハ其ノ翌年ヨリ地租ヲ徵收ス
地租ヲ課スル土地ニシテ他ノ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキハ其ノ翌年ヨリ地租ヲ修正ス
地租ヲ課スル土地ニシテ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキハ其ノ翌年ヨリ地租ヲ徵收セス

第八條　地租ヲ課スル土地ニシテ天災ニ罹リ土地ノ形狀ヲ變シ若ハ作土ヲ損害シタルトキハ被害ノ情況ニ應シ十箇年以內ノ荒地免租年期ヲ付與スルコトヲ得
荒地免租年期ヲ付與シタルモノハ滿期年ノ翌年ニ至リ原地租ニ復ス但シ他ノ地租ヲ課スル土地トナリタルモノハ滿期年ノ翌年ヨリ地租ヲ修正ス

第九條　左ニ揭クルモノハ其ノ土地ノ情況ニ應シ十箇年以內ノ開墾免租年期ヲ付與スルコトヲ得

一　第一條第二號乃至第五號ノ土地ニシテ特ニ勞費ヲ加ヘテ地租ヲ課スル土地トナシタルモノ
二　海面水面海埔浮洲等ニ勞費ヲ加ヘテ地租ヲ課スル土地トナシタルモノ

開墾免租年期ヲ付與シタルモノハ滿期年ノ翌年ヨリ地租ヲ徵收ス

第十條　前三條ニ依リ新ニ地租ヲ徵收シ又ハ地租ヲ修正スヘキトキハ土地ノ收益其ノ他ノ情況ヲ審査シ等則ヲ詮定ス

第十一條　地租ハ業主ヨリ徵收ス但シ出典ニ係ル土地ハ典主ヨリ之ヲ徵收ス
業主又ハ典主カ社團財團又ハ公業ナルトキハ地租ハ其ノ管理人ヨリ之ヲ徵收ス
業主、典主及管理人ハ土地臺帳ニ登錄シタルモノニ依ル

第十二條　地租ノ納期ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十三條　納租者地租ヲ逋脫シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ自首シタル者ハ刑ヲ免ス

第十四條　地租ヲ逋脫シタルトキハ發覺ノ年ヨリ地租ヲ賦課又ハ修正シ仍逋脫シタル地租ヲ追徵ス

第十五條　此ノ規則ニ規定スルモノノ外必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

明治三十七年分ノ地租ハ明治三十七年下半年分ヨリ徵收ス

明治二十九年律令第五號明治三十年律令第三號明治三十年律令第七號明治三十一年律令第十三號明治三十一年律令第十四號及明治三十三年律令第十一號ハ之ヲ廢止ス

臺灣總督ハ當分ノ內澎湖廳及臺東廳ニ此ノ規則ヲ施行セサルコトヲ得此ノ場合ニ於テ地租ハ從來ノ例ニ依リ之ヲ賦課ス

右の附則第三項の規定に基き、同年十一月府令第八十號を以て『明治三十七年律令第十二號臺灣地租規則ハ當分ノ內之ヲ澎湖廳及臺東廳ニ施行セス』と公布したり（明治四十二年府令第七十五號廢位置及管

轄區域の改正に因りて、花蓮港廳も亦臺灣地租規則不施行地となる）。之れ既に述べたるが如く、此等の地方は爾餘の地方と從來其の地租賦課法を異にし、且つ土地調査の施行に當りても地籍調査・圖根細部の測量等を爲さざりしを以て、尙ほ當分の內引續き舊慣に依りて地租を賦課することと爲したるものなり。

右臺灣地租規則の施行に伴ひ、同年十二月府令第八十八號を以て同規則施行規則を公布したり。

臺灣地租規則施行規則（明治三十七年十二月二十日臺灣總督府令第八十八號）

第一條　地目及業主同一ニシテ連續シタル土地ハ之ヲ一區域トス但シ一區域中自然ノ區劃ヲ爲シタル土地及出典ニ係ル土地アルトキハ之ヲ別區域トス

第二條　地番ハ一土名毎ニ土名ナキトキハ一街庄毎ニ起番ス

第三條　畦畔又ハ崖岸等ヲ以テ一區域ノ境界トスル場合ハ其ノ畦畔又ハ崖岸等ノ中央ヲ以テ境界トス但シ之ニ反シタル證據アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條　土地臺帳及地圖ハ左ノ事項ヲ登錄ス

土地臺帳

一　座落
二　地番
三　等則
四　地目
五　甲數
六　地租
七　業主、典主及管理人ノ住所氏名

地圖

一　座落
二　地番
三　地目
四　境界

臺灣地租規則第一條第四號ノ土地ハ土地臺帳ニ登錄セス

第五條　業主又ハ典主カ社團、財團又ハ公業ナルトキハ管理人ヲ定ムヘシ

第六條　土地臺帳及地圖ノ閱覽又ハ其ノ謄本ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ第一號書式ノ願書ヲ地方廳ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テハ左ノ手數料ヲ納付スヘシ

一　土地臺帳又ハ地圖ノ閱覽　一回ニ付金五錢
二　土地臺帳ノ謄本　一地番ニ付金五錢
三　地圖ノ謄本　一地番ニ付金二十錢

前項ノ謄本ハ別ニ規定アル場合ノ外業主、典主及管理人ニ非サレハ之ヲ下付セス

第七條　土地ノ等則及地租ハ一地番毎ニ之ヲ定ム

地租ノ算出上一錢未滿ノ端數ヲ生シタル場合ニ於テ五厘未滿ハ切捨テ五厘以上ハ切上ケ一錢トシテ計算ス但シ一地番ノ地租ニシテ一錢未滿ノモノハ一錢トシテ計算ス

第八條　左ノ場合ニ於テハ六十日以內ニ第二號書式ニ依リ地方廳ニ申告スヘシ但シ第十二條ニ依リ出願スルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　地目ヲ變換シ臺灣地租規則第七條ニ該當スルトキ
二　地租ヲ課セサル地目ニシテ他ノ地租ヲ課セサル地目トナリタルトキ
三　臺灣地租規則第八條第一項ノ場合ニ於テ河海トナリタルトキ

四　荒地免租年期ヲ付與シタル土地ニシテ年期滿了ニ至リ他ノ地目トナリタルトキ

五　開墾免租年期ヲ付與シタル土地ニシテ年期滿了ニ至リ他ノ地目トナリタルトキ

第九條　臺灣地租規則第八條ニ依リ荒地免租年期ノ付與ヲ請ハムトスルトキハ被害後九十日以內ニ第三號書式ノ願書ヲ地方廳ニ差出スヘシ

荒地免租年期中再免租年期ヲ付與シタルトキハ前ニ付與シタル免租年期ハ消滅ス

荒地免租年期ハ被害ノ翌年ヨリ起算シ年期間地租ヲ徵收セス

第十條　前條ノ場合ニ於テ河海トナリタル土地ハ荒地免租年期ヲ付與セス

第十一條　荒地免租年期內ニ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキハ滿期年ニ至リ地目ヲ變換シタルモノトス

第十二條　臺灣地租規則第九條ニ依リ開墾免租年期ノ付與ヲ請ハムトスルトキハ第四號書式ノ願書ヲ地方廳ニ差出スヘシ

開墾免租年期ハ成功ノ翌年ヨリ起算シ年期間地租ヲ徵收セス但シ政府ニ於テ賣渡又ハ下渡ヲ爲シタル土地ニ付テハ其ノ賣渡又ハ下渡ヲ爲シタル年ノ翌年ヨリ起算ス

第十三條　開墾免租年期內他ノ地租ヲ課スル土地トナリタルトキ及地租ヲ課セサル土地トナリタルトキハ滿期年ニ至リ地目ヲ變換シタルモノトス

第十四條　土地ノ分割ヲ必要トスルトキ又ハ一地番ノ土地中一部分左ノ事項ニ該當スルトキハ第五號書式ニ依リ地方廳ニ申告スヘシ

一　地目ヲ變換スルトキ

二　荒地免租年期付與ヲ出願スルトキ

三　業主權ヲ移轉スルトキ

四　出典スルトキ

第十五條　數地番ノ土地ヲ合併セムトスルトキハ第六號書式ニ依リ地方廳ニ申告スヘシ但シ第一條ニ依リ一區域トナラサルモノ及等則ノ異ナルモノハ合併スルコトヲ得ス

第十六條　土地臺帳ニ登錄ナキ土地ヲ開墾シ若ハ海面、水面、海埔、浮洲等ヲ埋立開墾シタルトキ拂下又ハ下渡ヲ受ケタルモノハ其ノ時ヨリ其ノ他ハ成功ノ時ヨリ六十日以內ニ第七號書式ニ依リ地方廳ニ申告スヘシ但シ第十二條ニ依リ出願シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　土地臺帳ニ登錄ナキ土地ニ關シ第十二條及第十六條ニ依リ申告若ハ出願スルトキハ業主及典主タルコトヲ證スヘキ書類ヲ提出スヘシ但シ證據書類ハ當該官吏檢閱ノ上之ヲ還付ス

第十八條　土地臺帳ニ登錄ナキ土地ニ關シ申告若ハ出願スルトキハ地形圖ヲ申告書若ハ願書ニ添付スヘシ

第十九條　左ノ場合ニ於テハ地盤ヲ測量ス

一　土地臺帳ニ登錄ナキ土地ニ關シ申告若ハ出願シタルトキ

二　土地ノ分割ヲ申告シタルトキ

三　荒地免租年期滿了ノトキ

四　測量ノ誤謬ヲ發見シタルトキ

第二十條　地盤ノ測量ニ依リ土地臺帳ニ登錄シタル甲數ニ增減ヲ生シタルトキハ翌年ヨリ地租ヲ更正ス但シ臺灣地租規則第七條及第八條第二項ニ該當スル場合ハ其ノ地租ヲ徵收又ハ修正スヘキ年ヨリ更正ス

土地ノ分割又ハ合併ニ依リ地租ニ增減ヲ生シタルトキハ其ノ年下半年分又ハ翌年分ヨリ更正ス

部ヲ徵收スルカ爲納額ノ告知ヲ爲シタルトキハ第八號書式ノ願書ヲ地方廳ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テハ

第二十一條　分割地ノ測量至急ヲ要スルトキハ

分割一地番毎ニ左ノ手數料ヲ納付スヘシ

一　廳所在地　金三十錢

二　廳所在地外　金五十錢

第二十二條　土地ノ檢查又ハ測量ノ爲當該官吏實地ニ臨檢スルトキハ其ノ土地ニ關シ申告若ハ出願ヲ爲シタル者ハ立會スルヲ要ス當該官吏ニ於テ必要ト認メ立會ヲ要求セラレタル者亦同シ

第二十三條　賣買、相續其ノ他ノ事由ニ因リ業主、典主及管理人ニ異動ヲ生シ又ハ土地ヲ出典シ若ハ管理人ヲ定メタルトキハ第九號書式ニ依リ證據書類ヲ添ヘ地方廳ニ申告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ契稅規則ニ依リ屆出ヲ爲シタル者ハ申告ヲ要セス

第一項ノ證據書類ハ當該官吏檢閱ノ上之ヲ還付ス

第二十四條　業主、典主及管理人ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ第九號書式ニ準シ地方廳ニ申告スヘシ

第二十五條　第八條、第九條、第十二條、第十四條乃至第十六條、第二十一條及第二十二條ノ場合ニ於テ出典ノ土地ハ典主、社團、財團又ハ公業ノ土地ハ管理人、其ノ他ノ土地ハ業主ヨリ出願又ハ申告スヘシ

第二十三條及第二十四條ノ場合ニ於テハ其ノ業主、典主又ハ管理人ヨリ申告スヘシ但シ典關係消滅シタルトキハ業主ヨリ申告スヘシ

第二十六條　納租人他廳管內ニ居住スルトキハ土地所在ノ廳管內ニ納租代理人ヲ定メ第十號書式ニ依リ地方廳ニ申告スヘシ

納租代理人ヲ變更シタルトキ又ハ其ノ住所氏名ニ變更アリタルトキハ前項ニ準シ納租人ヨリ申告スヘシ

第二十七條　國庫及地方稅經濟ニ屬スル土地ニシテ土地臺帳ノ登錄事項ニ異動ヲ生シ若ハ土地臺帳ニ登錄ノ必要ヲ生シタルトキハ第八條、第九條第十二條第十四條乃至第十六條、第十八條、第二十三條及第二十四條ニ準據シ其ノ土地ヲ保管スル官衙ヨリ之ヲ地方廳ニ通知スヘシ

第二十八條　地租ハ二期ニ區分シ左ノ期間內ニ於テ廳長ヲシテ期日ヲ定メ之ヲ徵收セシム

前期　其ノ年七月一日ヨリ同年九月三十日マテ　其ノ年分半額

後期　其ノ年十二月一日ヨリ翌年二月末日マテ　其ノ年分殘額

第二十九條　第八條、第十六條、第二十二條乃至第二十四條及第二十六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

從來地租ヲ課セサル土地ニシテ臺灣地租規則ノ施行ニ依リ地租ヲ課スル土地トナリタルトキハ地租ハ明治三十七年下半年分ヨリ徵收ス

從來地租ヲ課シタル土地ニシテ臺灣地租規則ノ施行ニ依リ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキハ地租ハ明治三十七年下半年分ヨリ徵收セス

從來荒地免租年期ヲ付與シタル土地及明治三十年律令第三號ニ依リ地租ヲ課セサル土地ハ其ノ滿期年ヲ以テ臺灣地租規則ニ依ル荒地免租年期又ハ開墾免租年期ノ滿期年ト看做ス

明治三十四年三月府令第十八號ハ之ヲ廢止ス

第三目　臺灣地租規則の改正

臺灣地租規則は實施後に於ける時勢の進步、經濟狀態の變遷に徵し、數回の改正を經、以て大正の末年に至りたり。卽ち先づ大正四年二月律令第一號を以て之を改正し、田、畑及養魚池の例に依り、建物敷地の等則及租率を定め、大正四年分より之が地租を徵收することと爲したり。蓋し明治三十七年地租改正の當時に在りて、田、畑及養魚池にのみ課稅し、建物敷地を無稅地と爲したるは、全く後者は建物の一部にして獨立の價値を生ずることなしとの臺灣舊慣上の觀念に依りたるものなりしが、爾後二十年の歲月を經過し、經濟狀態の發展に伴ひ斯かる觀念は漸く薄らぎ、一般に地價騰貴したる中にも建物敷地の地價の騰貴は最も顯著なるものあり。斯くて單に課稅の均衡上よりするも、永く建物敷地をして無稅地たらしむべからざるのみならず、他面財政の基礎を鞏固ならしむる爲にも、之に地

租を賦課するを妥當なりと認め、大正三年度に於て、特に職員を設置して宅地租に關する調査を開始し、翌年度より之に對して課稅するに至りたるものとす。尙ほ改正規則第十一條に於て『地租ハ業主ヨリ之ヲ徵收ス但シ出典地ニ付テハ典主、永代借地ニ付テハ永代借地權者ヨリ徵收ス』と規定したるは、從來業主又は典主が社團又は公業なるときは、地租は其の管理人より之を徵收したるも、元來土地權利の主體たらざる管理人に納稅の義務を負擔せしむべきものにあらずとの解釋に出でたるものとす。改正律令左の如し。

律令第一號（大正四年二月十日）

臺灣地租規則中左ノ通改正ス

第一條中「建物敷地、」ヲ削リ「養魚池」ノ下ニ「建物敷地」ヲ加フ

第五條　田畑、養魚池及建物敷地ニハ地租ヲ賦課ス但シ國庫ニ屬スル土地ニシテ永代借地權ノ設定ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ土地ニシテ國又ハ公共團體カ公用又ハ公共ノ用ニ供シ有料借地ニ非サルモノハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ地租ヲ賦課セス

第六條ニ左ノ一號ヲ加フ

四　建物敷地

等則	一箇年一甲ノ租率
一則	金二千六百三圓
二則	金二千四百八十三圓
三則	金二千三百六十七圓
四則	金二千二百五十五圓
五則	金二千百四十六圓
六則	金二千四十二圓
七則	金千九百四十一圓
八則	金千八百四十四圓
九則	金千七百五十圓
十則	金千六百六十圓
十一則	金千五百七十三圓
十二則	金千四百九十圓
十三則	金千四百十圓
十四則	金千三百三十三圓
十五則	金千二百五十九圓
十六則	金千百八十八圓
十七則	金千百二十圓
十八則	金千五十五圓
十九則	金九百九十三圓
二十則	金九百三十四圓
二十一則	金八百七十七圓
二十二則	金八百二十三圓
二十三則	金七百七十一圓
二十四則	金七百二十二圓
二十五則	金六百七十五圓

二十六則　金六百三十一圓
二十七則　金五百八十九圓
二十八則　金五百四十八圓
二十九則　金五百十圓
三十則　金四百七十四圓
三十一則　金四百四十圓
三十二則　金四百八圓
三十三則　金三百七十七圓
三十四則　金三百四十八圓
三十五則　金三百二十一圓
三十六則　金二百九十五圓
三十七則　金二百七十一圓
三十八則　金二百四十八圓
三十九則　金二百二十六圓
四十則　金二百六圓
四十一則　金百八十八圓
四十二則　金百七十圓
四十三則　金百五十四圓
四十四則　金百三十八圓
四十五則　金百二十四圓
四十六則　金百十一圓
四十七則　金九十九圓
四十八則　金八十八圓
四十九則　金七十八圓
五十則　金六十九圓
五十一則　金六十圓
五十二則　金五十二圓
五十三則　金四十五圓
五十四則　金三十九圓
五十五則　金三十三圓
五十六則　金二十八圓
五十七則　金二十四圓
五十八則　金二十圓
五十九則　金十六圓
六十則　金十三圓
六十一則　金十一圓
六十二則　金九圓
六十三則　金七圓
六十四則　金五圓
六十五則　金四圓
六十六則　金三圓
六十七則　金二圓五十錢

六十八則　金二圓
六十九則　金一圓五十錢
七十則　金一圓

第十一條　地租ハ業主ヨリ之ヲ徵收ス但シ出典地ニ付テハ典主、永代借地ニ付テハ永代借地權者ヨリ徵收ス」
業主、典主及永代借地權者ハ土地臺帳ニ登錄シタルモノニ依ル

附　則

本令ハ大正四年分地租ヨリ之ヲ適用ス

尋いで大正八年五月に至り律令第三號を以て再び臺灣地租規則に次の如き改正を加へたり。

律令第三號（大正八年五月三十一日）

臺灣地租規則中左ノ通改正ス

第六條中第一號第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

一田

等則

一則　一箇年一甲ノ租率　金二十五圓八十錢
二則　金二十二圓九十錢
三則　金二十圓二十錢
四則　金十七圓八十錢
五則　金十五圓五十錢
六則　金十三圓五十錢
七則　金十一圓六十錢
八則　金九圓八十錢
九則　金八圓三十錢
十則　金六圓九十錢
十一則　金五圓八十錢
十二則　金四圓八十錢
十三則　金三圓九十錢
十四則　金二圓四十錢
十五則　金一圓七十錢
十六則　金一圓
十七則

二畑

等則

一則　一箇年一甲ノ租率　金十九圓六十錢
二則　金十七圓六十錢
三則　金十五圓八十錢
四則　金十四圓十錢
五則　金十二圓四十錢
六則　金十圓九十錢
七則　金九圓四十錢
八則　金八圓
九則　金六圓七十錢

十　則　金五圓六十錢
十一則　金四圓五十錢
十二則　金三圓六十錢
十三則　金二圓八十錢
十四則　金二圓二十錢
十五則　金一圓五十錢
十六則　金一圓
十七則　金五十錢

三　養魚池

等　則　一箇年一甲ノ租率

一則　金十三圓八十錢
二則　金十圓八十錢
三則　金八圓三十錢
四則　金六圓二十錢
五則　金四圓五十錢
六則　金三圓十錢
七則　金二圓十錢
八則　金一圓四十錢
九則　金八十錢
十則　金四十錢

第八條中「但シ他ノ地租ヲ課スル土地トナリタルモノハ滿期年ノ翌年ヨリ地租ヲ修正ス」ヲ「但シ土地ノ情況原

等則ニ依リ難キモノハ地租ヲ修正ス」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

荒地免租年期中他ノ地租ヲ課スル土地トナリタルモノハ滿期年ノ翌年ヨリ地租ヲ修正ス

附　則

本令ハ大正八年分地租ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際本令ニ依リ一街庄ニ於テ地租年額十圓未滿ヲ納ムル義務アル者ノ各土地ノ地租年額カ從前ノ規定ニ依ル地租年額ノ二倍ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ハ本令施行後三年間之ヲ徵收セス

前項ノ規定ハ本令施行後一街庄ニ於テ地租年額十圓以上ヲ納ムル義務アルニ至リタル者ノ土地ニ付テハ之ヲ適用セス前項ノ規定ニ依リ地租ヲ徵收セサル土地ノ業主權又ハ典權カ本令施行後相續以外ノ事由ニ因リテ移轉シタル場合ニ於テ其ノ土地ニ付亦同シ

蓋し臺灣は新領土に屬し、其の領有後に於ける產業上の進步發達は極めて顯著なるものあり。一般經濟界の變動殊に物價の騰貴著しく、又運輸交通の發達、灌漑又は排水の施設整備を始め一般農事の改良に依りて、土地に利益を加へたること多大なると共に、他面地方に依りては屢〻強烈なる風水害を被りて土地に損傷を與へたる所亦尠なからず。而して此等利害の程度は固より各地一樣ならず。土地の收益を基礎とする地租率の如き、當然斯くの如き變動に伴ふべきものなるにも拘らず、田・畑及養魚池の等則は明治三十七年の制定以來十餘年間何等の變改なく、全島の地租に甚だしき不權衡を來したるは蔽ふべからざる事實なり。依て大正三年度以來施行せる宅地租の調査に引續き、一般地租の調査を施行することと爲し、大正六年に至り全島に亙る調査を了したり。其の調査事項は土地の生產力・段摺歩合・小作料・種肥料・永租及積地銀の關係竝に土地賣買價格等にして、右調査の結果に依れば、收益額一甲當り田最高三百三十一圓、最低十一圓、畑最高二百八十圓、最低五圓、養魚池最高二百四

十五圓、最低五圓なりしを以て、之を適當の階級に分ち、田畑各十七則、養魚池十則として地租率を定むることと爲し、以上の如く改正律令を公布せしものなり。今之を從來の地租率に比すれば、田畑に於て各七則、養魚池に於て三則の增加にして、此の等則の增加は收益額の增減に因り生ずる賦課の不權衡を匡正せんとする當然の結果に外ならず。又其の地租率算定の基礎たる收益の算定方に就ては先づ收穫より種肥料及水租を控除し、次に米價及其の他の價格は二割、佃戶收得も其の二割を夫々控除したり。更に其の收益に對する地租步合も、田畑及養魚池を通じ平均七步にして、明治三十七年の六步五厘に比し僅に五厘の差違に過ぎず。更に又之が負擔額を內地に比較するに、當時內地は一反步當り平均田一圓五十八錢、畑四十一錢なるに、臺灣は田一圓四錢、畑三十四錢にして、內地に比し臺灣は田六割六步、畑八割三步に相當したり。之を要するに、賦課標準たる收益額は全島を平均して、收穫に對し價格の低減二割、種肥料及其の他の控除約一割八步、計三割八步を控除し、卽ち收穫の六割二步を以て課稅標準とせるものにして、之に對する地租率步合も從來のものに比し、僅少の差あるのみなり。修正地租率に依る田畑養魚池の總地租額の概算は四百五十二萬圓にして、之を從來の地租額約三百十六萬圓に比すれば、百三十六萬圓を增加し、約四割の增徵となるものとす。然し乍ら此の增加は上述の如き不權衡の匡正及物價の騰貴に因る必然の結果にして、現に米價の如きも、明治三十七年制定當時に比し平均四割六步を騰貴し居る次第なれば、敢て增稅の意味を有するものに非ず。

次で大正十一年十二月に至り律令第八號を以て、更に臺灣地租規則中左の通り改正したり。

律令第八號（大正十一年十二月三十一日）

臺灣地租規則中左ノ通改正ス

第十一條　地租ハ左ニ揭クル者ヨリ之ヲ徵收ス

一　永代借地ニ付テハ永代借地權者

二　質權ノ目的タル土地ニ付テハ質權者

三　百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者

四　其ノ他ノ土地ニ付テハ所有者

前項ノ所有者、永代借地權者、質權者及地上權者ハ土地臺帳ニ登錄シタルモノニ依ル

附　則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右改正は從來地租は業主、永代借地權者、典主より徵收する規定なりしも、大正十一年九月勅令第四百六號を以て大正十三年一月一日より民法の規定を臺灣にも施行することとなりたる結果、之を所有者、永代借地權者、質權者より徵收することと改め、又大正十一年九月律令第六號を以て土地貸借期間制限に關する明治三十三年律令第二號を廢止せしに伴ひ、百年より永き地上權を設定し得ることとなりたる結果、斯くの如き場合は其の土地の地租は地租條例の規定の如く、地上權者より徵收するを妥當と認めたるに因るものなり。

翌大正十二年二月に至り律令第二號を以て、更に臺灣地租規則中第二條第一項但書を削除したり。右第二條第一項とは『土地ハ地目ヲ定メ地盤ヲ測量シ一區域毎ニ地番ヲ付ス但シ第一條第四號ニ揭クル土地ハ此ノ限ニ在ラス』とする規定にして、其の『第一條第四號ニ揭クル土地』とは道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路、河川、隄防なり。右但書を削除したるは臺灣に民法の規定を施行することとなりたる結果、右に揭ぐる土地の如きも不動產登記法に依り登記の必要を生ずることあるべく、登記を爲すには

其の土地の地番・地目・面積等を定め、土地臺帳に登錄するの必要あるに因るものなり。臺灣地租規則は爾後何等改正なくして大正末年に至れり。

尙大正四年二月臺灣地租規則改正の結果、國又は公共團體が公用又は公共の用に供し且有料借地に非ざる土地は、臺灣總督の定むる所に依り地租を賦課せざる規定を設けしが、右規定に基き同年二月府令第五號を以て左の如く地租を賦課せざる土地を指定したり。

臺灣總督府令第五號（大正四年二月十七日）

臺灣地租規則第五條第二項ニ依リ地租ヲ賦課セサル土地ハ左ニ揭クルモノニ限ル

一　官廳區長役場ノ敷地
二　官立學校、公立學校ノ敷地及其ノ農事實習用地
三　官立又ハ公共團體ノ設立ニ係ル幼稚園、病院、圖書館、博物館、孤兒院、感化院、慈惠院及行旅病人收容所ノ敷地
四　官設埤圳水利組合、公共埤圳組合、公共埤圳聯合會、畜牛保健組合保甲、農會及防疫組合ノ事務所敷地
前項ノ敷地又ハ用地ト稱スルハ其ノ專用ニ供スル土地ヲ謂フ
本令ハ大正四年分地租ヨリ之ヲ適用ス

右府令は同年八月府令第四十八號を以て、其の第一項に『五　臺灣家屋建築規則ニ依リ制限ヲ受クル土地ノ歩道』なる一號を追加せしが、其の後大正九年九月に至り、府令第八十一號を以て右の第一項第一號中『官廳』の下に『公署』を加へ、更に大正十一年四月府令第九十三號を以て次の如く改正したり。

臺灣總督府令第九十三號（大正十一年四月十一日）

臺灣地租規則第五條第二項ニ依リ地租ヲ賦課セサル土地ハ左ニ揭クルモノニ限ル

一　官署、公署ノ敷地
二　知事廳長、郡守、警察署長、警察分署長、支廳長ノ宿舍敷地
三　學校及寄宿舍ノ敷地竝其ノ農事實習用地
四　幼稚園、病院、圖書館、博物館、公共浴場、市場、屠畜場、感化院、慈惠院、無料宿泊所、行路病人收容所及農業倉庫業令ニ依ル倉庫ノ敷地
五　水利組合、公共埤圳組合、公共埤圳聯合會、畜牛保健組合、保甲及農會ノ事務所敷地
六　臺灣家屋建築規則ニ依リ制限ヲ受クル土地ノ歩道
前項ノ敷地又ハ用地ト稱スルハ其ノ專用ニ供スル土地ヲ謂フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際本令ニ該當スルモノハ大正十一年分地租ヨリ之ヲ適用ス

次に臺東廳、花蓮港廳及澎湖廳にては夫々の地方的事情を參酌して、地租改正後にありても尙ほ特に舊慣に依りて地租を賦課し來りたるは前に述べたるが如し。然し乍ら斯くの如きは固より一時機宜の處置に出でたるものにして、永く繼續せしむべきにあらず。依て先づ大正二年十二月府令第百七號を以て、大正三年一月一日より臺東廳及花蓮港廳に、次いで大正四年十二月府令第六十八號を以て、大正五年一月一日より澎湖廳に、夫々臺灣地租規則を施行したり。斯くて明治三十七年制定の臺灣地租規則は始めて全島に施行せらるるに至りたるものとす。

臺灣地租規則施行規則も亦、其の制定後必要に應じて時々之を改正したり。今順次之を列擧すれば次の如し。

（一）臺灣總督府令第四十七號（明治三十八年六月二十四日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第四條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第四條ノ二　左ニ揭クル事項ハ登記官廳ノ通知アルニアラサレハ土地臺帳ニ登錄セス但シ第三號ノ事項ニシテ未登記ノ土地ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　業主權ノ移轉

二　典權ノ設定移轉若ハ消滅

三　公業管理人ノ變更

第四條ノ三　土地臺帳ニ登錄シタル事項ニシテ不動產登記法第十一條第二項ニ該當スルモノハ第十一號書式ニ依リ土地臺帳所管廳ヨリ登記官廳ニ通知スヘシ但シ未登記ノ土地ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條ニ左ノ二項ヲ加フ

管理人ノ選任又ハ解任ハ三十日以內ニ第九號書式ニ依リ其ノ土地ノ管理人ヨリ地方廳ニ申告スヘシ但シ公業ニ屬スル既登記ノ土地ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ申告ヲ爲ストキハ其ノ事實ヲ證スヘキ證據書類ヲ提出スヘシ但シ證據書類ハ當該官吏檢閱ノ上之ヲ還付ス

第六條　土地臺帳及地圖ノ閱覽又ハ謄本ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ第一號書式ノ願書ヲ地方廳ニ差出スヘシ但シ國庫及地方費區ニ屬スル土地ハ手數料ノ納付ヲ要セス

一　土地臺帳又ハ地圖ノ閱覽　一回ニ付金五錢

二　土地臺帳ノ謄本　一地番ニ付金五錢

三　地圖ノ謄本　一地番ニ付金二十錢

謄本ハ業主典主若ハ管理人ニ非サレハ之ヲ下付セス但シ特別ノ規定ニ依リ土地ノ證明ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條削除

第二十四條　業主典主若ハ管理人ニシテ其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ三十日以內ニ第九號書式ニ準シ地方廳ニ申告スヘシ

第二十五條第一項中「第二十一條及第二十二條」ト「及第二十一條」トシ第二項ヲ削除ス

第二十九條　第五條第二項、第八條第十六條第二十二條第二十四條及第二十六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本令ハ明治三十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

（二）臺灣總督府令第十九號（明治三十九年三月二十八日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第八條ニ左ノ一號ヲ加フ

六　地域ヲ變更シタルトキ

第十四條ニ左ノ一號ヲ加フ

五　第一條ニ該當シ一區域トナリタルトキ

第十八條中「地形圖ヲ申告書若ハ願書ニ添付スヘシ」ヲ「其ノ境界ニ業主氏名ヲ記載シタル標杭ヲ建設スヘシ」ニ改ム

第十九條ニ左ノ一號ヲ加ヘ第三號ヲ第四號ニ第四號ヲ第五號ニ改ム

三　地域變更ヲ申告シタルトキ

第二十七條中「第二十三條」ヲ削ル

附　則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

(三) 臺灣總督府令第三十九號（明治三十九年六月十三日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ

地租ノ誤記違算其ノ他誤謬ヲ發見シタルトキハ發見ノ年ヨリ更正額ニ依リ徵收ス但シ其ノ年前期分地租納額告知後ハ後期分ヨリ、後期分納額告知後ハ翌年分ヨリ更正額ニ依リ徵收ス

第二十四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ既登記ノ土地ノ業主、典主若ハ管理人ハ登記官廳ニ其ノ變更申請前之ヲ申告スヘシ

（書式中改正省略）

(四) 臺灣總督府令第九十一號（明治四十年十一月七日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第四條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

臺灣土地登記規則第十三條及臺灣土地登記規則施行規則第十四條ニ依リ典權ノ登記ヲ爲サスシテ其ノ土地ノ業主權ヲ第三者ニ移轉シ又ハ典權ヲ設定シ登記ヲ爲シタルトキハ其ノ登記ノ日ヲ以テ前典主ヲ土地臺帳ヨリ刪除ス但シ相續又ハ遺言ニ依ル業主權移轉ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條第一項中但書ヲ「國庫及地方費區ニ屬スル土地ニシテ政府ノ請求ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス」ニ改メ第二項ヲ左ノ如ク改ム

業主、典主若ハ管理人以外ノ者ヨリ謄本ノ下付ヲ請求スルトキハ其ノ事由ヲ疏明セシメ必要ト認ムル場合ニアラサレハ之ヲ下付セス

第十一條及第十三條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ臺灣地租規則第一條第四號ノ土地トナリタルトキハ地目變換ノ年ヲ以テ滿期年トス

第二十條第一項中「生シタルトキハ」ノ下ニ「發見ノ」ヲ加ヘ及但書中「及第八條第二項」ヲ「第八條第二項及第九條第二項」ニ改ム

第二十七條中「第十八條」ヲ削ル

（書式中改正省略）

(五) 臺灣總督府令第三十三號（明治四十二年五月一日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第八條中「但シ第十二條ニ依リ出願スルトキハ此ノ限ニ在ラス」ヲ「但シ第十二條ニ依リ出願スルトキ及第四號、第五號ノ場合ニ於テ其ノ土地カ第十六條ノ二ノ區域內ニアルトキハ申告ヲ要セス」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號第二號第三號及第六號ノ場合ニ於テ其ノ土地カ第十六條ノ二ノ區域內ニアルトキハ事業竣成ノ日ヨリ九十日以內ニ申告スヘシ

第十五條ノ二　第八條第十四條及第十五條ノ場合ニ於テ政府カ道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路、河川堤防ト爲スヘキ工事ヲ施行スルトキハ之カ申告ヲ要セス

第十六條ノ二　耕地整理其ノ他ノ目的ヲ以テ土地ノ區劃ヲ變更セムトスルトキハ起業者ニ於テ第十二號書式ノ書面ニ其ノ區域ヲ表示シタル圖面及事業方法書ヲ添附シ地方廳ヲ經由シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ其ノ區域及事業方法ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ事業竣成シタルトキハ九十日以內ニ第十三號書式ニ依リ地方廳ヲ經由シ臺灣總督ニ屆出ヘシ

第十九條中第一號乃至第三號ヲ左ノ如ク改ム

一　土地臺帳ニ土地ヲ登錄スルトキ

二　土地ヲ分割スルトキ

三　土地ノ區劃及地域ニ變更アリタルトキ

第二十條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第十六條ノ二ニ依リ土地ノ區劃ヲ變更シタルトキハ事業竣成ノ翌年ヨリ地租ヲ更正ス
第二十五條及第二十七條中「乃至ヲ」、第十五條、」ニ改ム
第二十九條中「第十六條、」ノ下ニ「第十六條ノ二、」ヲ加フ
（書式中改正省略）

（六） 臺灣總督府令第六十六號（明治四十三年九月十一日）
明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス
第六條　土地臺帳及地圖ノ閲覽又ハ謄本ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ第一號書式ノ願書ヲ地方廳ニ差出スヘシ但シ業主、典主若ハ管理人以外ノ者ヨリ謄本ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ第一號書式ノ願書ヲ地方廳ニ差出スムルニアラサレハ之ヲ下付セス
前項ニ依リ閲覽ヲ爲シ又ハ謄本ノ下付ヲ受クル者ハ左ノ手數料ヲ納付スヘシ
一　土地臺帳又ハ地圖ノ閲覽
各一回ニ付金五錢
數街庄ニ渉ルトキハ一街庄ヲ以テ一回ト看做ス
二　土地臺帳ノ謄本
一地番ニ付金五錢
一街庄全部連續シタルモノハ一地番ニ付金二錢
三　地圖ノ謄本
一地番ニ付金二十錢
一街庄全部連續シタルモノハ一地番ニ付金五錢
國庫及地方費區ニ屬スル土地ニ對シ官衙ヨリ閲覽又ハ謄本ヲ請求スル場合ハ手數料ノ納付ヲ要セス
謄本ノ郵送ヲ請求スル者ハ之ニ相當スル郵便切手ヲ願書ニ添附スヘシ

（書式中改正省略）

（七） 臺灣總督府令第四十號（明治四十四年五月十四日）
明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス
第六條第三項及第四項ヲ削ル
第六條ノ二　一街庄全部連續シタル土地臺帳又ハ地圖ノ謄本ヲ土地臺帳又ハ地圖ト照合シ且ツ其ノ照合ノ結果ニ依リ土地臺帳又ハ地圖ト符合セサル事項全部ニ對シ謄本ノ更正ヲ請ハムトスル者ハ第一號書式ノ願書ヲ地方廳ニ差出スヘシ
前項後段ノ規定ハ一街庄ニ渉ル土地臺帳又ハ地圖ノ筆數ノ半數以上ニ付キ更正ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セス」
第一項ノ規定ニ依リ謄本ノ照合及更正ヲ出願スル者ハ左ノ手數料ヲ納付スヘシ但シ更正手數料ハ地方廳ヨリ更正筆數ノ通知ヲ受ケタル後直ニ納付スヘキモノトス
一　土地臺帳又ハ地圖ノ一街庄ニ付謄本ノ照合　各金五十錢
一　土地臺帳謄本ノ更正
一地番ニ付金二錢
一　地圖謄本ノ更正
一地番ニ付金三錢
第六條ノ三　前二條ノ手數料ハ收入印紙ヲ以テ納付スヘシ但シ其ノ金額二百圓以上ナルトキハ現金ヲ以テ納付スルコトヲ得
前項但書ニ依ル場合及更正手數料ヲ收入印紙ヲ以テ納付スルトキハ第一號書式ノ納付書ヲ差出スヘシ
第一項ノ收入印紙ハ更正手數料ニ在リテハ納付書ニ、其ノ他ハ當該願書ニ納入ニ於テ貼附スルモノトス
第六條ノ四　國庫及地方費區ニ屬スル土地ニ對シ政府ヨリ土地臺帳及地圖ノ閲覽謄本謄本ノ照合及更正ヲ請求スルトキハ手數料ノ納付ヲ要セス
第六條ノ五　土地臺帳又ハ地圖ノ謄本ハ郵送ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相當郵便切手ヲ謄本ニ關スル願書ニ添附シ願書ノ餘白ニ「郵送料切手何程添附」ト記載スヘシ

（書式中改正省略）

（八） 臺灣總督府令第五十五號（明治四十五年六月一日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第一條中「自然ノ區劃ヲ爲シタル土地」ノ下ニ「永代借地權ノ設定アル土地」ヲ加フ

第三條ノ二　土地臺帳既登錄地ノ業主永代借地權者典主及管理人ハ其ノ土地境界ノ要所ニ標石又ハ標杭ヲ建設スル等適宜ノ方法ニ依リ常時境界ヲ標示スルニ足ル設備ヲ爲スヘシ但シ鄰接地ノ地目同一ナラサルトキ又ハ畦畔道路水路堤防分水等ヲ境界トスルカ如キ土地ノ狀態ニ於テ明ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條第一項第七號中「業主」ノ下ニ「永代借地權者」ヲ加フ

第四條ノ二第一項但書中「第三號」ヲ「第四號」ニ「第二號ヲ第三號ニ「第三號ヲ第四號ニ改メ左ノ二號ヲ加フ

二　永代借地權ノ移轉及消滅

五　相續未定地管理人ノ選定及變更

第四條ノ三中「但シ」ノ下ニ「永代借地權ノ登記ヲ爲シタルモノヲ除ク外」ヲ加フ

第五條第一項中「業主」ノ下ニ「永代借地權者」ヲ加フ

第六條第一項中「業主」ノ下ニ「永代借地權者」ヲ加ヘ「第二項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一　土地臺帳又ハ地圖ノ閱覽　一街庄一回ニ付各金五錢

第七條ノ二　買上受寄付等ニ因リ國庫ニ屬スルニ至リタル土地ノ其ノ年分未納ノ地租ハ國庫ニ移轉前土地臺帳ニ登錄アリタル業主永代借地權者典主又ハ管理人ヨリ之ヲ徵收ス

第八條ノ二　一區域ノ土地ニ付前條第一項第一號第二號又ハ第五號ノ事項ト同時ニ申告スルトキハ各別ニ申告スルヲ要セス第一號第二號又ハ第五號ノ事項ニ對スル申告書ニ其ノ旨附記スヘシ

第十二條第一項中「請ハムトスルトキハ」ヲ「請ハムトスル者ハ政府ヨリ賣渡又ハ下渡ヲ受ケタルモノニ係ルトキハ其ノ日ヨリ其ノ他ハ開墾成功ノ日ヨリ六十日以內ニ」ニ改ム

第十四條　一地番ノ土地中一部分左ノ事項ニ該當スルトキハ其ノ土地ヲ分割ス

一　地目ヲ變換シタルトキ

二　荒地免租年期ヲ付與スルトキ

三　開墾免租年期ヲ付與スルトキ

四　地域ヲ變更シタル爲分割ヲ必要トスルトキ

五　業主權ヲ移轉スルトキ

六　典權ヲ設定スルトキ

七　第一條ニ該當シ一區域トナリタルトキ

前項第五號乃至第七號ニ該當スルトキハ第五號書式ニ依リ地方廳ニ申告スヘシ前項以外ニ土地ノ分割ヲ必要トスル場合亦同シ

第十五條　數地番ノ土地ヲ合併セムトスルトキハ合併ノ上地目變換地域變更荒地免租年期付與又ハ開墾免租年期付與ノ申告又ハ出願ヲ爲スモノヲ除ク外第六號書式ニ依リ地方廳ニ申告スヘシ

第一條ニ依リ一區域トナラサル土地及第十六條ノ二ノ區域內ニ在ルモノヲ除ク外等則ノ異ナル土地ハ之ヲ合併スルヲ得ス

第十六條ノ二第一項ヲ左ノ如ク改ム

耕地整理其ノ他ノ目的ヲ以テ業主同一ノ土地ノ區劃ヲ變更セムトスル者ハ第十二號書式ノ書面ニ施行ノ方法及豫定ノ進程ヲ記載シタル事業方法書及現地圖竝事業進程ノ豫定地圖ヲ添附シ地方廳ヲ經由シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ其ノ區域施行方法及豫定ノ進程ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十六條ノ三　前條ニ依ル土地區劃變更ノ爲等則ノ異ナル土地ヲ合併シタルトキハ土地ノ收益其ノ他ノ情況ヲ審査シ新ニ等則ヲ詮定ス

第十七條中「及典主」ヲ「典主及管理人」ニ改ム

第二十一條　分割地ノ測量至急ヲ要スルトキハ第十四條第二項ニ依リ申告書ヲ添ヘ第八號書式ノ願書ヲ地方廳ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テハ分割地一地番毎ニ左ノ手數料ヲ納付スヘシ但シ國庫及地方費區ニ屬スル土地ニ對シ政府ヨリ請求スルトキハ手數料ノ納付ヲ要セス

一　廳所在地　五十錢

二　廳所在地外　一圓

第二十四條中「業主」ヲ「典主若ハ管理人ニシテ」ヲ「業主、永代借地權者、典主、管理人若ハ相續未定地保管人ニシテ」ニ「既登記ノ土地ノ業主、典主若ハ管理人」ヲ「永代借地權者、典主若ハ管理人」ニ改ム

第二十五條中「出典ノ土地ハ典主、業主又ハ永代借地權者若ハ典主カ社團、財團又ハ公業ノ」ヲ「永代借地權ノ設定アル土地ハ永代借地權者、出典ノ土地ハ典主、業主又ハ永代借地權者若ハ典主カ社團、財團又ハ公業ニ係ル」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

第五條第二項、第十二條、第十六條、第二十四條ニ依ル願屆人ノ住所ト土地所在地ト廳管轄ヲ異ニスルトキハ申告又ハ出願ノ際戶口調査簿抄本ヲ添附スヘシ但シ第十二條ニ依ルモノニシテ土地臺帳既登錄地ニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條第二項中「變更アリタルトキハ」ノ下ニ「三十日以內ニ」ヲ加フ

第二十六條ノ二　土地ノ業主、典主又ハ管理人ニシテ土地所在ノ廳管內ニ居住セサルトキハ土地異動ニ關スル申告及第三條ノ二、第十八條、第二十二條ノ事務ヲ代理セシムル爲土地所在ノ廳管內ニ居住スル者ヲ以テ土地事務代理人トシ第十四號書式ニ依リ地方廳ニ申告スヘシ

土地事務代理人ヲ變更シタルトキ又ハ其ノ住所氏名ニ變更アリタルトキハ三十日以內ニ前項ニ準シ業主、典主又ハ管理人ヨリ申告スヘシ

第二十九條　第三條ノ二、第五條、第二項、第八條、第十六條、第十六條ノ二、第二十二條、第二十四條、第二十六條及第二十六條ノ二ニ違背シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

（九） 臺灣總督府令第五十七號（大正二年六月一日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第四條ノ三中「事項ニシテ不動產登記法第十一條第二項ヲ」「土地ノ分合、甲數ノ增減、地目變換又ハ不動產登記法第百條ノ二第一項」ニ改ム

第五條第一項中「又ハ公業ナルトキハ」ヲ「又ハ公業ナルトキ及本島人タル土地ノ典主死亡シ相續未定ノ場合ハ」ニ同第二項中但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ相續未定地及既登記ニ屬スル業ノ土地ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第六條ノ四　公訴裁判費用徵收又ハ臺灣國稅徵收規則ニ依リ滯納處分ノ爲當該主任官吏ヨリ土地臺帳ノ謄本ヲ請求スルトキ及國庫、地方費區ニ屬スル土地ニ對シ政府ヨリ土地臺帳及地圖ノ閱覽、謄本、謄本ノ照合及更正ヲ請求スルトキハ手數料ノ納付ヲ要セス

第十四條第一項ニ左ノ二號ヲ加フ

八　臺灣國稅徵收規則ニ依リ差押ヲ爲ストキ

九　行政區劃又ハ土名界變更ノ爲必要アルトキ

第二十一條中「政府ヨリ請求スルトキ」ノ下ニ「及臺灣國稅徵收規則ニ依リ差押ノ爲當該主任官吏ヨリ請求スルトキ」ヲ加フ

第二十四條中但書ヲ創ル

第二十五條第一項中「公業ニ係ル土地ハ管理人、」ノ下ニ「保管人ヲ選任シアル相續未定地ハ保管人」ヲ加フ

第二十六條　臺灣國稅徵收規則施行規則第十條ニ依ル申告ハ第十號書式ニ依リ三十日內ニ之ヲ爲スヘシ

第二十七條中「地方稅經濟」ヲ「地方費區」ニ「通知スヘシ」ヲ「通知又ハ出願スヘシ」ニ改ム

第二十九條中「第五條第二項」ヲ「第五條」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

（一〇）臺灣總督府令第六號（大正四年二月十七日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第一條中「地目及業主」ヲ「地目業主及管理人」ニ改ム

第二條ノ二　土地ノ地番複雜ト爲リ地籍整理上必要アルトキハ一土名又ハ一街庄全部ノ地番ヲ更正ス

前項ニ依リ地番ヲ更正シタルトキハ地方廳ニ於テ其ノ坐落元地番及更正地番ヲ告示ス

第四條ノ三中「地目變換」ノ下ニ「地番更正」ヲ加フ

第五條第一項中「社團財團又ハ公業」ヲ「公業又ハ設立登記ヲ經サル社團財團」ニ改ム

第六條ノ四　左ノ場合ニ於テハ手數料ノ納付ヲ要セス

一　公訴裁判費用徵收又ハ臺灣國稅徵收規則ニ依リ滯納處分ノ爲當該主任官吏ヨリ土地臺帳及地圖ノ閱覽又ハ土地臺帳及地圖ノ謄本ヲ請求スルトキ

二　臺灣土地登記規則施行規則第四條ノ八ノ場合ニ於テ政府ヨリ土地臺帳ノ謄本ヲ請求スルトキ

三　國庫地方費區ニ屬スル土地ニ對シ政府ヨリ土地臺帳及地圖ノ閱覽謄本謄本ノ照合及更正ヲ請求スルトキ

第七條ノ二中「典主又ハ管理人」ヲ「又ハ典主」ニ改ム

第八條第一項ニ左ノ二號ヲ加フ

七　地租ヲ課スル土地ヲ公用若ハ公共ノ用ニ供シ臺灣地租規則第五條第二項ニ該當スルトキ又ハ之カ供用ヲ廢止シタルトキ

八　臺灣地租規則第五條第二項ニ依リ地租ヲ課セサル土地ノ用途ヲ相互間ニ變更シタルトキ

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第一號乃至第三號及第六號乃至第八號ノ場合ニ於テ其ノ土地カ區劃變更ノ許可ヲ受ケタル區域內ニ在ルトキハ事業竣成ノ日ヨリ九十日內ニ申告スヘシ

第八條ノ二　一區域ノ土地ニ付前條第一項第一號第二號第四號第五號ノ事項ト第七號若ハ第八號ノ事項ト同時ニ申告スルトキハ各別ニ申告スルヲ要セス同第一號第二號第四號第五號ノ事項ト第六號ノ事項又ハ同第一號第二號第四號第五號ノ事項ト同時ニ申告スルトキハ各別ニ申告スルヲ要セス同第一

第十一條及第十三條中「地目ヲ變換」ヲ「異動」ニ改ム

第十五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

地租ヲ課スル土地ト地租ヲ課セサル土地及等則ノ異ナル土地ハ之ヲ合併スルコトヲ得ス但シ區劃變更ノ許可ヲ受ケタル區域內ノ土地ニシテ事業竣成シタル場合ニ於テ等則ノ異ナル土地ヲ合併スルハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條中「社團財團又ハ公業ニ係ル土地」ヲ「公業又ハ設立登記ヲ經サル社團財團ニ係ル土地及典權ノ相續未定地」ニ改ム

第二十六條ノ三　前二條ノ申告後新ニ土地ニ關スル權利ノ取得又ハ新規登錄等ノ爲更ニ納稅管理人、土地事務代理人ヲ申告スヘキ場合ニ於テ其ノ土地カ從來申告ニ係ル土地ノ座落ト同一ナルトキハ其ノ土地ニ關シ前二條ノ申告ヲ要セス曩ニ申告シタル者ヲ以テ其ノ土地ノ納稅管理人又ハ土地事務代理人ト看做ス但シ新ナル管理人又ハ代理人ヲ申告スルコトヲ妨ケス

附　則

從來地租ヲ賦課シタル土地ニシテ大正四年律令第一號ノ施行ニ依リ地租ヲ賦課セサル土地ト爲リ又ハ第八條第一項第七號及第八號ニ該當スル異動ニシテ大正四年一月一日以降本令施行前ニ係ルモノハ第二號書式

ニ準シ大正四年三月三十一日迄ニ之ヲ申告スヘシ

（書式中改正省略）

（一一）臺灣總督府令第四十八號（大正四年八月十五日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第六條ノ四ニ左ノ一號ヲ加フ

四　相續未定地整理規則ニ依リ土地ヲ競賣ニ付スル爲當該主任官吏ヨリ土地臺帳ノ謄本ヲ請求スルトキ

第七條ノ三　相續未定地ハ地租徵收ニ關シテハ之ヲ財團ト看做ス

第八條第一項中左ノ如ク改ム

二　地租ヲ課セサル土地ニシテ地目ヲ變換シ他ノ地租ヲ課セサル土地ト爲リタルトキ

九　臺灣家屋建築規則ニ依リ制限ヲ受クル土地ノ歩道ノ新設廢止又ハ變更

第八條ノ二　一區域ノ土地ニ付前條第一項各號中二箇以上ノ事項ヲ同時ニ申告スルトキハ各別ニ申告スルヲ要セス左ノ順位ニ依リ申告シ該申告書ニ其ノ旨附記スヘシ

一　前條第一項第一號第二號第四號及第五號ノ事項

二　同第七號ノ事項

三　同第九號ノ事項

四　同第六號ノ事項

五　同第八號ノ事項

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

（一二）臺灣總督府令第三十三號（大正九年五月二十二日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第三條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

農事ノ改良又ハ公益ニ關スル必要ノ施設ヲ爲ス爲前項ノ規定ニ依リ難キトキハ土地ノ座落地番施設ノ內容及期間ヲ記載シ廳長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第六條第一項中但書ヲ削リ同第二項各號ヲ左ノ如ク改ム

一　土地臺帳又ハ地圖ノ閱覽

一街庄一回一時間迄毎ニ一人ニ付金十錢

二　土地臺帳ノ謄本

一地番ニ付金十錢

一街庄全部連續シタルモノハ一地番ニ付金三錢

三　地圖ノ謄本

一地番ニ付甲數十甲迄ノモノハ金三十錢十甲ヲ超ユルモノハ五甲迄ヲ增ス毎ニ金十錢ヲ加フ

一街庄全部連續シタルモノハ一地番ニ付金七錢

第六條ノ二第三項中「五十錢」ヲ「二圓」ニ、「二錢」ヲ「三錢」ニ、「三錢」ヲ「五錢」ニ改ム

第十四條第一項中第七號ヲ左ノ如ク改ム

七　別區域トナリタルトキ

第十四條ノ二　土地ノ分割ヲ申告スルトキハ一地番毎ニ左ノ手數料ヲ納付スヘシ但シ土地異動ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　廳所在地　　金一圓

二　廳所在地外　　金二圓

國庫若ハ地方費區ニ屬スル土地又ハ國庫若ハ地方費區ヘ寄附ノ爲ニスル土地ノ分割ニ付テハ手數料ノ納

付ヲ要セス

第二十一條　削除

第二十五條中「第八條」ノ上ニ「第三條ノ二、」ヲ加ヘ「及第二十一條」ヲ削ル

附　則

本令ハ大正九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

（一三）臺灣總督府令第七十九號（大正九年九月一日）

明治三十七年十二月府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

本令中「土名」ヲ「字」ニ改ム

第二條第二條ノ二、第六條及第六條ノ二中「一街庄」ヲ「一大字」ニ改ム

第三條ノ二及第二十八條中「廳長」ヲ「知事又ハ廳長」ニ改ム

第六條ノ四第三號中「地方費區」ヲ「廳地方費」ニ改ム

第十四條ノ二第一項第一號及第二號ヲ左ノ如ク改メ同第二項中「地方費區」ヲ「廳地方費」ニ改ム

一　州廳又ハ稅務出張所所在地　　金一圓

二　州廳又ハ稅務出張所所在地外　　金二圓

第十六條ノ二　耕地整理其ノ他ノ目的ヲ以テ業主同一ノ土地ノ區別ヲ變更セムトスル者ハ事業方法書及現地圖竝事業進程ノ豫定圖ヲ添附シ第十二號書式ニ依リ知事又ハ廳長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ其ノ區域事業方法ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ事業竣成シタルトキハ九十日以內ニ第十三號書式ニ依リ地方廳ニ申告スヘシ

第二十五條及第二十六條ノ二中「廳」ヲ「州又ハ廳」ニ改ム

第二十七條中「地方費區」ヲ「廳地方費」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ地方費區、廳地方費、街庄區、大字及字ニ關スル規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

（一四）臺灣總督府令第百七十一號（大正九年十一月二十三日）

明治三十七年府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第二十條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ臺灣地租規則第七條第八條第二項第九條第二項及本令第十六條ノ三ニ該當スル場合ハ其ノ地租ヲ徵收修正又ハ更正スヘキ年ヨリ更正ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

（一五）臺灣總督府令第百五十六號（大正十年十月四日）

明治三十七年府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第六條ノ四第三號中「廳地方費」ヲ削ル

第十四條ノ二　土地ノ分割ヲ申告スルトキハ一地番毎ニ左ノ手數料ヲ納付スヘシ但シ土地異動ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　州廳又ハ稅務出張所所在地　　金一圓

二　州廳又ハ稅務出張所所在地外　　金二圓

國庫ニ屬スル土地又ハ國庫ヘ寄附ノ爲ニスル土地ノ分割ニ付テハ手數料ノ納付ヲ要セス

第二十五條第二項中第五條第二項トアルヲ「第五條第三項」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ書式ハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルモ妨ナシ

（書式中改正省略）

（一六）臺灣總督府令第百六十三號（大正十年十月十四日）

明治三十七年府令第八十八號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第十五條ノ二ヲ創ル

第十九條ノ二　土地臺帳ニ登錄シタル土地ノ一部ヲ道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路、河川又ハ堤防ト爲ス目的ヲ以テ工事ヲ施行スルトキハ工事施行者ハ土地ノ測量ヲ行ヒ工事著手ノ日ヨリ六十日内ニ別記第十號書式ノ二及第十號書式ノ三ノ圖簿ヲ添ヘ其ノ旨地方廳ニ申告スヘシ但シ其ノ工事ノ施行區域五十筆以上ニ渉ラサルモノハ申告ヲ要セス

第二十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

土地臺帳ニ登錄シタル土地ノ一部ヲ道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路、河川又ハ堤防ト爲ス目的ヲ以テ官廳ニ於テ工事ヲ施行スルトキハ第十九條ノ二ニ準據シ工事主務官廳ヨリ之ヲ地方廳ニ通知スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式中改正省略）

然るに大正十二年一月に至り臺灣に民法を施行せらるるに伴ひ、府令第二十號を以て左の如く施行規則の全部を改正したり。

臺灣地租規則施行規則（大正十二年一月一日臺灣總督府令第二十號）

第一條　本令ノ施行上蕃地ニ付テハ一廳若ハ一郡ノ所轄内ヲ街庄ニ、大正九年府令第四十七號ニ依ル一地域ヲ大字ニ準ス

第二條　本令ニ依リ土地ノ所在ヲ表示スルトキハ廳郡市街庄區大字及字ヲ表示スヘシ

第三條　本令ニ依ル申告請求、出願、通知等ノ爲ニスル書類ノ提出ハ目的地ヲ管轄スル稅務官署ニ之ヲ爲スヘシ

第四條　本令ニ於テ地上權ト稱スルハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ヲ謂フ

第五條　土地臺帳及地圖ニハ左ノ事項ヲ登錄ス

土地臺帳

一　土地ノ所在

一　地　番

三　等　則

四　地　目

五　甲　數

六　地　租

七　所有者、永代借地權者、質權者、地上權者、管理人及相續未定地ノ保管人ノ住所氏名

地　圖

一　土地ノ所在

二　地　番

三　地　目

四　境　界

新ニ土地ヲ登錄スル場合ニハ質權者及地上權者ハ之ヲ登錄セス

第六條　左ニ揭クル事項ハ登錄官廳ノ通知アルニ非サレハ之ヲ土地臺帳ニ登錄セス

一　所有權ノ移轉
二　永代借地權ノ移轉若ハ消滅
三　質權ノ設定、移轉若ハ消滅
四　地上權ノ設定、移轉若ハ消滅又ハ百年ヨリ長キ存續期間ヲ百年以下ニ變更シ若ハ百年以下ノ存續期間ヲ百年ヨリ長キ期間ニ變更シ又ハ存續期間ノ定ナキ地上權ニ百年ヨリ長キ期間ヲ定メ若ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ヲ存續期間ノ定ナキモノト爲シタルモノ
五　祭祀公業管理人ノ變更
六　相續未定地管理人ノ選任及變更

左ニ揭クル事項ハ前項ノ規定ニ拘ラス之ヲ土地臺帳ニ登錄ス

一　國有地ノ所有權ノ移轉
二　未登記土地カ國有トナリタルモノ
三　未登記土地ノ收用及收用ニ因ル質權又ハ地上權ノ消滅
四　前項第五號ノ事項ニシテ未登記土地又ハ未登記質權ニ係ルモノ

判決ニ依リ自己ノ所有權ヲ證スル者又ハ相續ニ因リ所有權ヲ所得シタル者カ未登記土地ニ付所有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキハ保存登記ニ關スル登記官廳ノ通知ニ依リ所有者ノ變更ヲ登錄ス

土地臺帳ニ質權者若ハ地上權者ノ登錄アル場合ニ於テ第三者ヲ質權者若ハ地上權者トシテ登錄スルトキ又ハ未登記質權者ノ登錄アル場合ニ於テ登記官廳ノ通知ニ依リ所有權ノ移轉ヲ登錄スルトキハ其ノ登錄ノ日ヲ以テ前質權者又ハ前地上權者ヲ土地臺帳ヨリ削除ス但シ質權若ハ地上權ノ一部ノ移轉又ハ相續若ハ遺贈ニ因ル所有權移轉ノ場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條　國有地ノ所有權ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉前ノ保管官衙ハ收用ニ因ルモノノ外六十日內ニ其ノ土地ヲ表示シ所有權移轉年月日所有權取得者ノ住所氏名ヲ通知スヘシ但シ豫約ニ因ルモノハ其ノ成功地目ヲモ通知スヘシ

未登記土地カ國有トナリタルトキハ其ノ保管官衙ハ收用ニ因ルモノノ外六十日內ニ其ノ土地ヲ表示シ所有權移轉年月日ヲ通知スヘシ

第八條　地目、所有者及管理人同一ニシテ連續シタル土地ハ之ヲ一區域トス但シ一區域中自然ノ區劃ヲ爲シタル土地、永代借地權、質權若ハ地上權ノ目的タル土地及第十一條ノ規定ニ該當スル土地アルトキハ之ヲ別區域トス

數區域ノ土地カ一區域トナリタル場合ニ於テ元區域ノ儘之ヲ別區域トスルヲ便宜トスル事由アルトキハ第十二條ノ規定ニ反セサル限リ之ヲ別區域トシテ存置スルコトヲ得

第九條　地番ハ字毎ニ、字ナキトキハ大字毎ニ之ヲ起番ス

土地異動又ハ行政區劃、大字若ハ字ノ變更ノ爲地番重複シ又ハ著シク複雜トナリタルトキハ其ノ地番ヲ更正ス

前項ニ依リ地番ヲ更正シタルトキハ知事又ハ廳長ハ其ノ所在、元地番及更正地番ヲ告示スヘシ

行政區劃、大字又ハ字ノ變更ニ因リ登記シタル土地ノ番號ヲ變更シタルトキハ稅務官署ハ第二十四號書式ニ依リ之ヲ登記官廳ニ通知スヘシ

第十條　土地ノ等則及地租ハ一地番毎ニ之ヲ定ム

地租ノ算出上一錢未滿ノ端數ヲ生シタル場合ニ於テ五厘未滿ハ切捨テ、五厘以上ハ切上ケ一錢トシテ計算ス但シ一地番ニ付一錢未滿ノモノハ一錢トシテ計算ス

第十一條　左ニ揭クル土地ハ臺灣地租規則第五條第二項ノ規定ニ依リ地租ヲ課セス但シ他ノ用途ニ兼用セルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　官署、公署ノ敷地
二　知事、廳長、郡守、警察署長、警察分署長及支廳長ノ宿舍敷地

三　學校及其ノ寄宿舍又ハ舍監ノ宿舍ノ敷地竝其ノ學事實習用地
四　幼稚園、病院、圖書館、博物館、公會堂、公共浴場、公共水泳場、市場、屠場、感化院、慈惠院、無料宿泊所、行旅病人收容所、葬儀場、火葬場及農業倉庫業法ニ依ル倉庫ノ敷地
五　水利組合、水利組合聯合會、公共埤圳組合、畜牛保健組合、保甲、農會ノ事務所及其ノ倉庫ノ敷地
六　臺灣家屋建築規則ニ依ル步道

第十二條　土地臺帳既登錄地ノ所有者、永代借地權者、質權者、地上權者及管理人ハ其ノ土地境界ノ要所ニ界標又ハ圍障ヲ設クル等適宜ノ方法ニ依リ常時境界ヲ標示スルニ足ル設備ヲ爲スヘシ但シ隣接地ノ地目同一ナラサルトキ又ハ畦畔、道路、水路、堤防、分水等ヲ以テ境界トスルカ如キ自然ノ狀態ニ於テ明ナルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

農事ノ改良又ハ公益ニ關スル必要ノ施設ヲ爲ス爲前項ノ規定ニ依リ難キトキハ土地ノ所在、地番、施設ノ內容、事由及期間ヲ記載シ知事又ハ廳長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十三條　左ニ揭クル土地ノ所有者、質權者若ハ地上權者ノ管理人ノ就任又ハ變更アリタルトキハ其ノ就任又ハ變更ノ日ヨリ三十日內ニ現管理人ヨリ第一號書式ニ依リ之ヲ申告スヘシ但シ登記シタル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　所有權、質權、地上權カ神社、寺院、祠宇又ハ佛堂ニ屬スル土地
二　永代借地權者又ハ相續ニ關シ民法ノ適用ヲ受ケサル質權者若ハ地上權者カ死亡シ其ノ相續未定ノ土地
三　所有權又ハ質權カ祭祀公業ニ屬スル場合ニ於テ其ノ權利カ未登記ニ係ル土地

神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ祭祀公業カ新ニ土地ノ所有權、質權又ハ地上權ヲ取得シタルトキハ其ノ管理人ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ其ノ取得ノ日ニ於テ就任シタルモノト看做ス

管理人ハ其ノ管理ニ係ル土地ニ付本令ニ依ル申告、請求、出願、納稅ノ履行其ノ他被管理者ニ屬スル一切ノ事務ヲ處理スヘシ

第十四條　土地臺帳又ハ地圖ノ閱覽若ハ謄本ヲ請求セムトスル者ハ第二號書式ノ書面ヲ提出スヘシ

閱覽又ハ謄本ヲ請求スル者ハ左ノ手數料ヲ納付スヘシ

一　土地臺帳又ハ地圖ノ閱覽
一大字一回一時間迄每ニ一人ニ付金十錢
二　土地臺帳ノ謄本
一大字ノ一部ニ付テハ一地番每ニ金十錢
一大字全部連續シタルモノニ付テハ一地番每ニ金三錢
三　地圖ノ謄本
一大字ノ一部ニ付テハ一地番每ニ甲數十甲迄ノモノハ金三十錢、十甲ヲ超ユルモノハ五甲迄ヲ增ス每ニ金十錢ヲ加フ
一大字全部連續シタルモノニ付テハ一地番每ニ金七錢

前項ノ場合ニ於テ左ノ各號ニ該當スルモノハ手數料ノ納付ヲ要セス

一　公訴裁判費用徵收又ハ國稅滯納處分ノ爲當該官吏ヨリ請求スルトキ
二　國有地ニ付國務上ノ必要ニ依リ官衙ヨリ請求スル爲當該官吏ヨリ請求スルトキ
三　相續未定地整理規則ニ依リ土地ヲ競賣ニ付スル爲當該官吏ヨリ請求スルトキ

第十五條　一大字全部連續シタル土地臺帳又ハ地圖ノ謄本ヲ提出スヘシ

項ノ更正ヲ請求セムトスル者ハ第三號書式ノ書面ヲ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ符合セサル事項多數ニ涉ルトキハ知事又ハ廳長ハ其ノ請求ヲ却下スルコトヲ得

謄本ノ照合及更正ヲ請求スル者ハ左ノ手數料ヲ納付スヘシ但シ更正手數料ハ稅務官署ヨリ更正筆數ノ通知ヲ受ケタル後直ニ納付スヘシ

一　謄本ノ照合　土地臺帳又ハ地圖ニ付　一大字毎ニ金二圓
二　土地臺帳謄本ノ更正　一地番毎ニ金三錢
三　地圖謄本ノ更正　一地番毎ニ金五錢

第十六條　前二條ノ手數料ハ收入印紙ヲ以テ納付スヘシ但シ其ノ金額二百圓以上ナルトキハ現金ヲ以テ納付スルコトヲ得

手數料ヲ現金ヲ以テ納付スルトキ又ハ更正手數料ヲ收入印紙ヲ以テ納付スルトキハ第四號書式ノ納付書ヲ差出スヘシ

前項ノ收入印紙ハ之ヲ納付書ニ貼付スヘシ

第十七條　土地臺帳又ハ地圖ノ謄本ハ郵送ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニハ相當郵便切手ヲ謄本ニ關スル請求書ニ添附シ其ノ餘白ニ「郵送料切手何程添附」ト記載スヘシ

第十八條　左ノ場合ニ於テハ事實發生ノ日ヨリ六十日內ニ第五號書式乃至第十一號書式ニ依リ申告スヘシ

一　地租ヲ課セサル土地カ地租ヲ課スル土地トナリタルトキ
二　地租ヲ課スル土地カ他ノ地租ヲ課スル土地トナリタルトキ
三　地租ヲ課スル土地カ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキ
四　地租ヲ課セサル土地カ地目ヲ變換シ他ノ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキ
五　土地臺帳ニ登錄シタル土地カ湖海ニ變換シタルトキ
六　免租年期ヲ付與シタル土地ニシテ年期滿了ニ至リ地目ヲ變換シ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル土地トナリタルトキ
七　地域ヲ變更シタルトキ
八　第十一條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地ノ用途ヲ相互間ニ變更シタルトキ但シ地目ヲ變換シタルモノヲ除ク

前項ノ規定ハ左ニ該當スルモノニハ之ヲ適用セス

一　國有地ノ所有權移轉ニ因ルモノ又ハ移轉ト同時ニ生シタルモノ
二　第二十一條ノ規定ニ依リ測量圖簿ノ提出ヲ要スルモノ及其ノ土地ト接續セル土地ニシテ同一工事施行者カ之ト同時ニ施シタル工事ニ係ルモノ
三　前項第一號乃至第四號ノ場合ニ該當シ其ノ申告ヲ爲ス土地ノ地域ノ變更
四　免租年期滿了地ノ地域ノ變更
五　前項第一號及第七號ノ事項ニシテ第二十六條又ハ第二十七條ノ規定ニ依リ免租年期ノ付與ヲ出願シタル土地ニ係ルモノ

第十九條　一地番ノ土地中一部分左ノ事項ニ該當スルトキハ其ノ土地ヲ分割ス但シ免租年期地以外ノ土地カ河海湖ニ變換シ又ハ第八條ノ規定ニ依リ他ノ土地ト同區域トナリタルモノニ付テハ第二十一條ノ規定ニ該當スルモノノ外之ヲ分割セス

一　地租ヲ課セサル土地カ地租ヲ課スル土地トナリタルトキ
二　地租ヲ課スル土地カ他ノ地租ヲ課スル土地トナリタルトキ
三　地租ヲ課スル土地カ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキ
四　地租ヲ課セサル土地カ地目ヲ變換シ他ノ地租ヲ課セサル土地トナリタルトキ
五　免租年期ヲ付與スルトキ
六　所有權又ハ永代借地權ヲ移轉スルトキ
七　質權ヲ設定スルトキ
八　地上權ヲ設定シ又ハ移轉スルトキ
九　前各號以外ノ事由ニ依リ別區域トナリタルトキ
十　國稅滯納處分ノ爲差押ヲ爲ストキ

十一　行政區劃、大字又ハ字ノ變更ノ爲必要アルトキ
十二　權利ノ設定、移轉、變更、處分ノ制限、又ハ消滅ノ爲所有者、永代借地權者、質權者又ハ地上權者ニ於テ分割ヲ必要トスルトキ

土地ノ分割ヲ要スル場合ニ於テ前項第六號乃至第九號及第十二號ノ事項ニ該當スルモノハ所有者、永代借地權者、質權者又ハ地上權者ヨリ第十號ノ事項ニ該當スルモノハ其ノ滯納處分ヲ行フ官吏ヨリ第十二號書式ニ依リ請求スヘシ

第一項第六號乃至第九號及第十二號ノ事項ニ該當シ土地ノ分割ヲ請求スル場合ニ於テ第一項第一號乃至第五號及第十一號ノ事項ニ該當シ分割ヲ要スルモノアルトキハ之ヲ其ノ請求書ニ連記スヘシ

第二十條　土地ノ分割ヲ請求スルトキハ分割後ノ土地一地番毎ニ左ノ手數料ヲ納付スヘシ

一　州廳又ハ稅務出張所所在地　金一圓
二　州廳又ハ稅務出張所所在地外　金二圓

國庫ニ屬スル土地ノ分割收用若ハ國庫ヘ寄附ノ爲ニスル分割及前條第一項第一號乃至第五號第九號乃至第十一號ノ事由ニ因ル分割ニ付テハ手數料ノ納付ヲ要セス

手數料ノ納付ヲ要スル事由ニ因ル分割線トカ同一ナルトキハ手數料ニ付テハ之ヲ手數料ノ納付ヲ要スル事由ニ因ル分割ト看做ス

手數料ノ納付ヲ要スルモノト之ヲ要セサルモノトノ分割ヲ同時ニ請求スルトキハ手數料ニ付テハ手數料ノ納付ヲ要セサル分割ノ爲增加スル地番ヲ計算セス

手數料ハ收入印紙ヲ以テ納付スヘシ

第二十一條　土地臺帳ニ登錄シタル土地ノ一部ヲ道路、鐵道線路、溝渠、用惡水路、河川、堤防又ハ湖海ト爲ス目的ヲ以テ工事ヲ施行スルトキハ工事主務官廳又ハ工事施行者ハ土地ノ分割測量ヲ行ヒ工事著手ノ日ヨリ六十日內ニ第十三號書式及第十四號書式ニ依ル圖簿ヲ提出スヘシ但シ其ノ工事ノ施行區域五十筆未滿ノモ

ノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條　數地番ノ土地ヲ合併セムトスルトキハ第十八條第一項第一號乃至第四號第六號第七號ノ場合ニ該當シ其ノ異動ヲ申告スルモノ及第二十六條又ハ第二十七條ノ規定ニ依リ出願スルモノヲ除ク外第十五號書式ニ依リ所有者、永代借地權者、質權者又ハ地上權者ヨリ請求スヘシ

第二十三條　民法第二百四十二條ノ規定ニ依リ土地臺帳ニ登錄ナキ土地ノ所有權ヲ取得シタル者ハ六十日內ニ第十六號書式ニ依リ申告スヘシ但シ其ノ取得シタル土地カ區域狹少ニシテ第八條ノ規定ニ依リ隣接地ト一區域ヲ成スモノ又ハ第二十七條ノ規定ニ依リ出願シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條　耕地整理其ノ他農事改良ノ目的ヲ以テ大面積ノ土地ノ區劃ヲ變更セムトスル者ハ事業方法書及現地圖竝事業進程ノ豫定圖ヲ添ヘ第十七號書式ニ依リ出願シ知事又ハ廳長ノ許可ヲ受クヘシ其ノ區域、事業方法ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ事業竣成シタルトキハ九十日內ニ第十八號書式ニ依リ申告スヘシ

區劃變更ノ許可ヲ受ケタル區域內ニ於ケル土地ノ異動ハ河海湖ニ變換シタルモノヲ除ク外之ヲ區劃變更事業竣成ノ時ニ於テ生シタルモノト看做ス

第二十五條　左ノ場合ニ於テハ地盤ヲ測量ス

一　土地臺帳ニ土地ヲ登錄スルトキ
二　土地ヲ分割スルトキ
三　地域ヲ變更シタルトキ
四　地盤測量ノ誤謬ヲ發見シタルトキ

第二十六條　臺灣地租規則第八條ノ規定ニ依リ荒地免租年期ノ付與ヲ受ケムトスルトキハ被害後九十日內ニ第十九號書式又ハ第二十號書式ニ依リ出願スヘシ

荒地免租年期ハ被害ノ翌年ヨリ起算ス

第二十七條　臺灣地租規則第九條ノ規定ニ依リ開墾免租年期ノ付與ヲ受ケムトスル者ハ國有地ノ賣渡又ハ讓與ニ係ル土地ニ付テハ其ノ所有權移轉ノ日ヨリ其ノ他ノ土地ニ付テハ開墾成功ノ日ヨリ六十日內ニ第二十一號書式ニ依リ出願スヘシ

開墾免租年期ハ國有地ノ賣渡又ハ讓與ヲ受ケタル土地ニ付テハ其ノ所有權移轉ノ翌年ヨリ其ノ他ハ成功ノ翌年ヨリ起算ス

第二十八條　免租年期中ノ土地ノ異動ハ分割、合併ノ外之ヲ滿期年ニ至リ異動シタルモノト看做ス

免租年期中ノ土地カ河海湖ニ變換シタルトキハ事實變換ノ年ヲ以テ滿期年トス

第二十九條　等則ノ異ル土地ヲ合併シタルトキ又ハ土地分割ノ爲甚シク等則ノ權衡ヲ失シタルトキハ土地ノ收益其ノ他ノ情況ヲ審査シ新ニ等則ヲ詮定ス但シ左ニ揭クル土地ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　荒地免租年期中ノモノ

二　荒地免租年期ヲ付與スルモノ

三　地目ヲ變換シタルモノ

四　地租ヲ課セサル土地トナリタルモノ

第三十條　地租ハ二期ニ區分シ左ノ期間內ニ於テ知事又ハ廳長期日ヲ定メ之ヲ徵收ス但シ地方ノ狀況ニ依リ前期又ハ後期ニ於テ全年分ヲ一時ニ徵收スルコトヲ得

前期　其ノ年七月一日ヨリ同年九月三十日限　其ノ年分半額

後期　其ノ年十二月一日ヨリ翌年二月末日限　其ノ年分殘額

第三十一條　第二十九條ノ規定ニ依リ新ニ等則ヲ詮定シタルトキハ其ノ年分ヨリ地租ヲ更正ス

測量ノ誤謬ヲ訂正シタルトキハ稅務官署ニ於テ其ノ誤謬ヲ發見シタル年ノ翌年ヨリ地租ヲ更正ス但シ臺灣地租規則第七條第一項第二項第八條第二項第三項第九條第二項及前項ノ規定ニ該當スルモノニ付テハ其ノ地租ヲ徵收修正又ハ更正スヘキ年ヨリ之ヲ更正ス

地租ノ誤記違算ヲ訂正シ又ハ土地ノ分割合併ニ依リ地租ニ增減ヲ生シタルトキハ其ノ年ヨリ地租ヲ更正ス但シ其ノ年ニ屬スル地租ノ一部又ハ全部ヲ徵收スル爲納額ノ告知ヲ爲シタルトキハ其ノ年下半年分又ハ翌年分ヨリ之ヲ更正ス

地域ヲ變更シタル場合ニ於テ其ノ土地カ異等則地合併ノ爲第二十九條ノ規定ニ依リ等則ヲ更正スルモノナルトキハ其ノ地租ハ其ノ更正等則詮定ノ翌年ヨリ更正ス

第三十二條　買上、受寄附等ニ因リ國庫カ所有權、永代借地權質權又ハ地上權ヲ取得シタル土地ニ對シ其ノ年分ニ屬スル未納ノ地租アルトキハ國庫ニ移轉前土地臺帳ニ登錄アリタル所有者、永代借地權者質權者又ハ地上權者ヨリ之ヲ徵收ス

第三十三條　相續未定地ハ地租徵收ニ關シテハ之ヲ財團ト看做ス

第三十四條　所有者、永代借地權者質權者、地上權者管理人又ハ相續未定地ノ保管人ニシテ其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ三十日內ニ第一號書式ニ依リ之ヲ申告スヘシ但シ其ノ變更ヲ登記シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條　第十二條第二項第十八條第二十六條又ハ第二十七條ノ場合ニ於テ永代借地權者質權ノ目的タル土地ハ永代借地權者質權ノ目的タル土地ハ質權者地上權ノ目的タル土地ハ地上權者其ノ他ノ土地ハ所有者ヨリ申告又ハ出願ヲ爲スヘシ但シ第二十六條及第二十七條ニ該當スル事項ヲ除ク外質權者又ハ地上權者ヨリ申告又ハ出願スルヲ妨ケス

第十九條第二十二條第二十三條及前項ノ場合ニ於テ永代借地權者ヨリ申告又ハ出願ヲ爲スモノニ付所有者ヨリ申告、請求又ハ出願ヲ爲スコトヲ得

第三十六條　第十三條第二十三條第二十七條又ハ第三十四條ノ規定ニ依リ申告又ハ出願ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ願屆者ノ住所カ土地所在ノ州又ハ廳ノ管轄區域外ナルトキハ其ノ願屆書ニハ戶口調查簿戶籍ノ謄本又ハ抄本ヲ添附スヘシ但シ第二十七條ノ規定ニ依ル出願ニシテ土地臺帳登錄地ニ係ルモノニ付テハ此ノ

限ニ在ラス

第三十七條　納稅管理人ノ選任、變更又ハ其ノ氏名、住所若ハ居所ノ變更ハ其ノ選任又ハ變更ノ日ヨリ三十日內ニ第二十二號書式ニ依リ申告スヘシ

第三十八條　管理人ノ就任、變更ヲ申告シ又ハ土地臺帳ニ登錄ナキ土地ニ關シ申告若ハ出願ヲ爲ストキハ書面ヲ以テ其ノ管理權アルコトヲ疏明スヘシ

管理人ハ疏明ニ關スル書面ノ寫ヲ提出シ其ノ原本ノ還付ヲ請求スルコトヲ得

第三十九條　土地臺帳ニ登錄ナキ土地ニ關シ申告、出願若ハ通知ヲ爲ストキ又ハ土地ノ分割ヲ請求スルトキハ其ノ境界ニ所有者、永代借地權者、質權者及地上權者ノ氏名ヲ記載シタル標杭ヲ建設スヘシ

第四十條　申告、請求又ハ出願ヲ爲シタル者土地ノ檢査又ハ測量ニ關シ當該官吏ヨリ實地ニ立會ヲ要求セラレタルトキハ立會スヘシ當該官吏ヨリ利害關係アリト認メ立會ヲ要求セラレタル者亦同シ

第四十一條　所有者、永代借地權者、質權者、地上權者又ハ管理人ニシテ土地所在ノ州又ハ廳管內ニ居住セサルトキハ土地異動ニ關スル申告及第十二條第一項及前二條ノ事務ヲ代理セシムル爲一人又ハ數人ノ土地事務代理人ニ選任シ三十日內ニ第二十三號書式ニ依リ之ヲ申告スヘシ

土地事務代理人ヲ變更シタルトキハ選任者ヨリ、土地事務代理人其ノ氏名、住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ其ノ土地事務代理人ヨリ前項ノ規定ニ準シ之ヲ申告スヘシ

第四十二條　納稅管理人又ハ土地事務代理人ノ選任ヲ申告シタル後新ニ土地ニ關スル權利ヲ取得シタル場合ニ於テ其ノ土地ニ對スル納稅管理人又ハ土地事務代理人カ選任申告濟ニ係ル他ノ土地ノ現任者ト同一ナルトキハ其ノ選任ニ付テハ申告ヲ要セス

第四十三條　土地牧用又ハ强制執行ノ爲若ハ其ノ解除ノ結果必要アルトキハ本令ニ依ル申告又ハ請求ハ當該書式ニ準シ其ノ執行者ヨリ爲スモ妨ケナシ

第四十四條　永代借地權ノ設定ナキ國有地ニシテ土地臺帳ノ登錄事項ニ異動ヲ生シタルトキ、土地臺帳ニ登錄ノ必要ヲ生シタルトキ又ハ其ノ分割若ハ合併ヲ爲サムトスルトキハ豫約ニ因リ其ノ所有權ヲ移轉スル場合ノ外第十八條第十九條第二十二條及第二十三條ノ規定ニ準シ其ノ保管官衙ヨリ通知又ハ請求ヲ爲スヘシ但シ質權者又ハ地上權者ヨリ申告又ハ請求スルヲ妨ケス

第四十五條　第十二條第一項第十三條第十八條第二十三條第三十四條第三十七條及第三十九條乃至第四十一條ノ規定ニ違背シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

第四十六條　本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條　舊令ニ依リ申告、出願又ハ通知ヲ爲シタル事項ニ付テハ本令ニ依ル申告、請求、出願又ハ通知アリタルモノト看做ス

第四十八條　本令施行前ニ登記シ又ハ稅務官署ニ於テ處分シタル事件ニ付テハ從前ノ規定ニ依リ完結ス但シ不動產登記法第百條ノ二ニ依ルモノノ外舊令第四條ノ三ノ規定ニ該當スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條　本令施行前ヨリ起耕胎權ヲ有シタル爲大正十一年勅令第四百七號第六條ノ規定ニ依リ質權者トナリタル者ハ土地登記簿ノ謄本ヲ添附シ大正十二年一月三十一日迄ニ其ノ土地ヲ申告スヘシ

第五十條　大正十一年勅令第四百七號第十六條ノ規定ニ依リ共有トナリタルモノハ第六條ノ規定ニ拘ラス其ノ共有者ヲ土地臺帳ニ登錄ス

前項ノ登錄後其ノ共有ノ登記アリタル場合ニ於テ其ノ登記セラレタル者カ前登錄ト異ルトキハ前登錄ヲ取消ス

第五十一條　大正十一年勅令第四百七號第十六條ノ規定ニ依リ土地ノ所有權若ハ質權カ共有トナリタルモノノ共有者又ハ民法施行法第十九條ノ規定ニ依リ神社寺院祠宇佛堂以外ノ法人トナリタル者ハ大正十二年一月三十一日迄ニ其ノ所有權若ハ質權ヲ有スル土地ヲ申告スヘシ但シ本令施行後其ノ共有ノ登記ヲ爲シタル土地ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五十二條　本令施行ノ際土地臺帳ニ登錄セサル土地ニ對シ質權ヲ有スル者ハ第五條第二項ノ規定ニ拘ラス之ヲ土地臺帳ニ登錄ス

本令施行ノ際土地臺帳ニ登錄セサル土地ニ對シ所有權又ハ質權ヲ有スル者ハ大正十二年二月二十八日迄ニ第十六號書式ニ準シ其ノ土地ヲ申告スヘシ但シ開墾免租年期ノ付與ヲ出願シタル土地及地目變換ノ爲土地臺帳ヨリ削除セラレタル土地ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五十三條　本令施行ノ際臺灣家屋建築規則ニ依ル歩道ノ設アル土地ハ之ヲ分割ス但シ地租ヲ課セサル土地ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

（書式省略）

右は翌十三年三月府令第三十一號を以て左の如く其の一部を改正、以て大正末年に及べり。

臺灣總督府令第三十一號（大正十三年三月二十八日）

大正十二年府令第二十號臺灣地租規則施行規則中左ノ通改正ス

第八條ノ二　通路鐵道又ハ耕作ノ用ニ供セサル水路ノ敷地ニシテ公用又ハ公共ノ用ニ供セサルモノハ其ノ地目ヲ雜種地トス

第二十一條中「堤防」ノ下ニ「雜種地」ヲ加フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三款　所得稅

第一項　所得稅の創設

我が領有以後臺灣の資源開發は政府の努めて勸奬せし所なり。內地資本家の之に著眼するもの從つて多く、營利會社の創設年を逐うて增加し、其の基礎も亦漸く鞏固となり、前途頗る有望なるに至りたるもの尠からず。茲に於て內地に於ける營利會社との權衡を失すること次第に顯著となりたるを以て、此等法人の所得に對して課稅することの必要を認め、明治四十三年三月勅令第百八十六號を以て、所得稅法及非常特別稅法中法人の所得稅に關する規定は、明治四十三年分より之を臺灣に施行することと爲したり。但し所得稅法第三十六條乃至第三十八條の規定は此の限りに非ずとしたり。

右の如く臺灣に於ては明治四十三年度以降所得稅法及非常特別稅法中法人の所得稅に關する規定を施行することと爲したるも、其の施行規則に至りては、內地と自ら事情を異にするを以て、直ちに採りて之を臺灣に施行し難きものあり。依て明治四十三年六月府令第五十二號を以て左の如く別に之を定めたり。

所得稅法施行規則（明治四十三年六月十九日臺灣總督府令第五十二號）

第一條　所得稅法ニ定メタル稅務署長ノ職務ハ廳長之ヲ行フ

第二條　納稅義務アル法人ハ每事業年度後左ノ期間內ニ損益計算書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

一　定時總會ヲ開クモノハ總會後七日

二　定時總會ヲ開カサルモノ及所得稅法第二條ニ該當スルモノハ事業年度終了後六十日

納稅義務アル法人解散シタルトキハ貸借對照表作成後三日以內ニ損益計算書ヲ提出スヘシ

第三條　所得稅法第二條ニ該當スル法人カ支店營業及資產ノ全部ヲ有セサルニ至リタルトキハ損益計算書ヲ添附シ直ニ所轄廳ニ申告スヘシ

第四條　納稅義務アル法人損益計算書ヲ提出セサルトキハ政府其ノ損益ヲ調査ス

第五條　所得金額ハ廳長之ヲ決定シ納稅義務アル法人ニ通知スヘシ

第六條　所得稅法第二條ニ該當スル法人ノ納稅地ハ支店所在地トシ支店ヲ有セサル者ハ營業ノ所在地トシ支店及營業ヲ有セサル者ハ資產ノ所在地トス

第七條　前條ノ法人カ支店營業又ハ資產ヲ二箇以上ノ廳管內ニ於テ有スルトキハ其ノ一ニ就キ納稅地ヲ定メ其ノ地ノ所轄廳ニ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲ササルトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第八條　前條ノ法人納稅地ヲ變更シタルトキハ新納稅地ノ所轄廳ニ申告スヘシ

第九條　納稅義務アル法人納稅管理人ヲ定メタルトキ又ハ之ヲ變更シタルトキハ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ所轄廳ニ申告スヘシ納稅管理人其ノ氏名住所又ハ居所ヲ變更シタルトキ亦同シ

納稅管理人ハ納稅地所轄廳ノ管內ニ住所又ハ居所ヲ有スル者タルヲ要ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治四十三年一月一日以後本令施行前ニ於テ事業年度終了シ第二條ノ期間ヲ經過シ若ハ期間內ニ在ル者ノ損益計算書提出期間ハ本令施行ノ日ヨリ二十日以內トス但シ二十日以內ニ第二條ノ期間滿了セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

本令施行ノ際第七條及第九條ノ申告ハ本令施行後二十日以內ニ之ヲ爲スヘシ

右施行規則は爾後左の如く大正元年及二年の兩次に改正を行はれ、以て大正九年の廢止に至れり。

（一）臺灣總督府令第二十三號（大正元年九月二十二日）

明治四十三年六月府令第五十二號所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

株式會社又ハ株式合資會社ハ前二項ノ損益計算書ニ其ノ事業年度間ニ於テ最多數ナリシ時ニ於ケル株主又ハ株主及社員ノ數ヲ附記スヘシ

第八條ノ二　納稅義務アル法人本島外ニ本店ヲ移ストキハ其ノ旨所轄廳ニ申告スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（二）臺灣總督府令第四十八號（大正二年五月六日）

明治四十三年六月府令第五十二號所得稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二條　納稅義務アル法人ハ每事業年度決算確定ノ日ヨリ七日內ニ所轄廳ニ所得稅法第七條ノ申告ヲ爲スヘシ

株式會社又ハ株式合資會社ハ前項ノ書類ニ所得稅法第三條第三項第四項ニ依ル株主又ハ株主及社員ノ數ヲ附記スヘシ

第三條　削除

第四條　削除

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　所得稅の改正

第一目　臺灣所得稅令の制定

以上述べたるが如く、臺灣に於ては始めて所得稅を賦課するに當り、內地所得稅法の一部卽ち第一種法人に關する規定のみを適用し來りたるも、大正九年七月所得稅法の改正を機として其の適用を

廢して別に規定を設くることと爲し、同年八月律令第七號を以て左の如く臺灣所得稅令を公布、同年八月一日より之を施行したり。

臺灣所得稅令（大正九年八月一日律令第七號）

第一條　臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ハ本令ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條　前條ノ規定ニ該當セサル法人臺灣ニ資產又ハ營業ヲ有スルトキハ其ノ資產又ハ營業ヨリ生スル所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス但シ所得稅法施行地朝鮮關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條　所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

一　法人ノ超過所得

二　法人ノ留保所得

三　法人ノ配當所得

四　法人ノ清算所得

五　前條ノ規定ニ依リ納稅義務アル法人ノ臺灣ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル所得

第四條　法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル

前項ノ總益金利益金又ハ剩餘金中國債ノ利子又ハ貯蓄債券法ニ依リ發行シタル貯蓄債券ノ利子アルトキハ之ニ相當スル金額ハ總益金利益金亦ハ剩餘金ヨリ之ヲ控除ス

第二條ノ規定ニ依リ納稅義務アル法人ノ所得ハ臺灣ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條　法人ノ各事業年度ノ所得カ同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

第六條　法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

第七條　第二條ノ規定ニ依リ納稅義務アル法人又ハ所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第八條　本令ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス法人ノ所得中其ノ留保シタルモノヲ謂フ

第九條　法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シタル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス

法人カ積立金ヲ減少シタルトキハ其ノ減少額ヲ塡補スルニ至ル迄其ノ後ノ各事業年度ノ留保所得ニ付所得稅ヲ課セス

積立金ヲ減少シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付前項ノ規定ヲ適用ス但シ合併ノ際合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ積立金ヲ以テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ株式金額又ハ出資金額ニ充當シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條　法人ノ各事業年度ノ所得中利益ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ充當シタル金額ヲ以テ法人ノ配當所得トス

法人ノ積立金ヲ減少シテ利益ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ充當シタル金額ハ之ヲ前項ノ配當所得ニ加算ス

第十一條　法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財産ノ價格カ解散當時ノ拂込株式金額出資金額積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込株式金額出資金額及金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額出資金額積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第十二條　合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十三條　左ニ揭クル法人ニハ所得稅ヲ課セス

一　臺灣總督ノ指定スル公共團體

二　民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人其ノ他之ニ類スル法人ニシテ臺灣總督ノ指定スルモノ

第十四條　臺灣總督ノ指定スル重要物產ノ製造業ヲ營ム法人ニハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得稅ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受クヘキ重要物產ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル法人ハ其ノ業務ニ付所得稅ノ免除期間ヲ繼承ス

第十五條　所得稅法施行地、朝鮮關東州又ハ樺太ニ於テ所得稅ヲ免除スル各當該地ノ製造業ヨリ生スル所得ニ付テハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ所得稅ヲ免除ス

第十六條　所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

一　超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ四

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ十

同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ二十

二　留保所得金額　百分ノ五

三　配當所得金額　百分ノ五

四　清算所得金額　百分ノ七·五

五　第二條ノ規定ニ依リ納稅義務アル法人ノ臺灣ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル所得金額　百分ノ七·五

法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ十トシ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ二十トス但シ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額以內ノ金額ニ付テハ其ノ稅率ハ百分ノ五トス

第十七條　所得稅ヲ納ムル義務アル法人ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ財產目錄、貸借對照表損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ關スル計算書竝第四條乃至第十一條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ但シ第二條ノ規定ニ依リ納稅義務アル法人ハ臺灣ニ於ケル資產又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ所得稅ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條　所得金額ハ前條ニ規定スル申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

第十九條　所得稅ハ法人ノ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス但シ清算所得ニ付テハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徵收ス

第二十條　法人解散シタル場合ニ於テ清算所得ニ對スル所得稅ヲ納付セスシテ殘餘財產ヲ分配シタルトキハ其ノ稅金ニ付清算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第二十一條　所得稅ヲ納ムル義務アル法人臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサルトキハ納稅地ヲ定メ申告スヘシ申告ナキトキハ臺灣總督其ノ納稅地ヲ指定ス

第二十二條　所得稅ヲ納ムル義務アル法人臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサルトキハ其ノ所得ノ申告納稅其ノ他所得稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ申告スヘシ臺灣外ニ本店又ハ主タル事務所ヲ移サムトスルトキ亦同シ

第二十三條　稅務官吏ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ質問シ又ハ其ノ所得ニ關スル帳簿及物件ヲ檢查スルコトヲ得

第二十四條　詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ所得稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ當該稅務官署ニ申出タル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

第二十五條　第二十三條ノ規定ニ依ル稅務官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ帳簿物件ノ檢查ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ終了シタル各事業年度分ノ所得ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

從前ノ規定ニ依リ所得稅ニ關シ爲シタル處分其ノ他ノ行爲ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

卽ち右に依れば臺灣に本店又は主たる事務所を有する法人を納稅義務者とし、之に該當せざるも臺灣に資產又は營業を有する法人は、其の資產又は營業より生ずる所得に就き是亦所得稅を納むる義務あるものとしたり。但し後の場合に在りては所得稅法施行地・朝鮮・關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人に就きては此の限に非ず。而して法人中臺灣總督の指定する公共團體、民法第三十四條の規定に依り設立したる法人其の他之に類する法人にして、臺灣總督の指定するものには所得稅を課せず。又臺灣總督の指定する重要物產の製造業を營む法人には臺灣總督の定むる所により、其の開業の年及其の翌年より三年間其の業務より生ずる所得に就き、又所得稅法施行地・朝鮮・關東州又は樺太に於て所得稅を免除する各當該地の製造業より生ずる所得に就き、夫々所得稅を免除す。所得稅を賦課すべき所得は法人の超過所得・留保所得・配當所得・淸算所得・臺灣外法人の所得とに區分し、納稅義務者をして其の所得を申告せしめ、各別の方法に依りて課稅額を調查し、別に定むる所の稅率に依り之を賦課するものとす。

右に伴ひて大正九年八月府令第四十九號を以て臺灣所得稅令施行規則を次の如く定め、臺灣所得稅令施行の日より之を施行したり。

臺灣所得稅令施行規則（大正九年八月十四日臺灣總督府令第四十九號）

第一條　法人ノ超過所得ノ算出ニ付其ノ資本金額ニ對スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ當該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乘シ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘シテ之ヲ計算ス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月ニ滿タサル端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一月トス

前二項ノ規定ハ臺灣所得稅令第十六條ノ規定ニ依ル超過所得ノ各級金額ノ算出ニ付之ヲ準用ス

第二條　臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資產價額ニ對スル臺灣ニ於ケル資產價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス

前項ノ場合ニ於テ資產價額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ收入金又ハ所得ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第三條　所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資產價額ニ對スル所得稅ヲ課スヘキ所得ノ基本タル資產價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四條　所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得稅ヲ課スヘキ留保所得ハ總所得ニ對スル所得稅ヲ課スヘキ所得ノ割合ヲ總留保所得金額ニ乘シ之ヲ計算ス

第五條　臺灣所得稅令第十六條第二項但書ノ規定ハ當該事業年度ニ於ケル留保所得中最高キ稅率ヲ適用スヘキ金額ヨリ順次低キ稅率ヲ適用スヘキ金額ニ付之ヲ適用ス

第六條　所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得稅ヲ課スヘキ臺灣所得稅令第十條第一項ノ規定ニ依ル配當所得ノ計算ニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第七條　左ニ揭クルモノニハ臺灣所得稅令第十三條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課セス

一　州市街庄州組合市街庄組合街庄組合廳地方費公學校學租財團臺灣慈惠院規則ニ依リ設立シタル財團、罹災救助基金、公共埤圳組合重要物產同業組合聯合會農會畜牛保健組合、神社寺院寺廟其ノ他此等ノ公共團體ニシテ各其ノ他ノ法令ニ依リ所得稅ヲ課セサルモノ

二　所得稅法施行地朝鮮關東州又ハ樺太ノ公共團體ニシテ各其ノ他ノ法令ニ依リ所得稅ヲ課セサルモノト指定セラレタルモノ

第八條　左ニ揭クル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ臺灣所得稅令第十四條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス

一　金銀鉛亞鉛鐵又ハアルミニウムノ地金

二　鐵ノ條竿、テー形アングル形類軌條板、線及管（鑄製管ヲ除ク）

三　銅ノ合金ノ條竿、板及管

四　汽鑵原動機（機關車ヲ含ム）及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

五　燐曹達、灰苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン

六　製紙用パルプ

七　板硝子

八　コンデンスドミルク

九　絹、亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物產ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第九條　前條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ臺灣所得稅令第十七條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄廳ニ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ前條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ前條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スヘシ

第十條　法人ノ各事業年度ノ所得ハ每事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日內又ハ清算ニ著手ノ日ヨリ二十日內ニ所轄廳ニ申告スヘシ

第十一條　解散シタル法人ノ清算所得ハ殘餘財產確定シタルトキ其ノ分配前ニ清算期間中ノ收支計算書ヲ添附シ之ヲ所轄廳ニ申告スヘシ殘餘財產ヲ數回ニ分チテ分配スル場合ニ於テハ其ノ分配スヘキ殘餘財產確定ノ都度之ヲ申告スヘシ

第十二條　合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ハ合併ノ日ヨリ十四日內ニ合併ニ關スル書類及合併ニ因リテ繼承シタル資產ノ明細書ヲ添附シ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人之ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

第十三條　臺灣所得稅令第二十一條ノ規定ニ依リ納稅地ヲ定メタルトキハ之ヲ納稅地ノ所轄廳ニ申告スヘシ

第十四條　所得稅ヲ課セラルヘキ法人納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨ヲ新納稅地ノ所轄廳ニ申告スヘシ

第十五條　所得稅ヲ課セラルヘキ法人納稅地ヲ臺灣外ニ移サムトスルトキハ其ノ旨所轄廳ニ申告スヘシ

第十六條　所得稅ヲ課セラルヘキ法人納稅管理人ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ所轄廳ニ申告スヘシ

第十七條　臺灣所得稅令第十五條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ハ各當該地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ當該製造業ニ付定メラレタル所得稅ノ免除期間ニ依ル

臺灣所得稅令第十四條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ニ付之ヲ準用ス

第十八條　臺灣所得稅令第十四條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ其ノ製造業ノ營業場所在地ヲ管轄スル各當該地ノ稅務官署ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ製造業ニ相當スト認メタル證明書ヲ添附シ其ノ旨所轄廳ニ申請スヘシ

第九條ノ規定ハ前項ニ規定スル申請ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正九年律令第七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　臺灣所得稅令の改正

右の如く大正九年八月臺灣所得稅令を制定し、臺灣に於ける所得稅の賦課は之に依ることと爲したるも、其の課稅の範圍は從來の如く單に法人の所得に限られ、尙ほ未だ他の所得に及ばざりしが、大正十年四月に至り租稅收入の增加を圖る爲め律令第四號を以て其の全文を改正し、新に所得稅法に所謂第二種及第三種所得に就きても課稅することと爲したり。卽ち左の如し。

臺灣所得稅令（大正十年四月十四日律令第四號）

第一條　臺灣ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本令ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條　前條ノ規定ニ該當セサル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

一　臺灣ニ資產又ハ營業ヲ有スルトキ

二　臺灣ニ於テ公債社債銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子支拂ヲ受クルトキ

三　臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

第三條　所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス但シ國債ノ利子及貯蓄債券法ニ依リ發行シタル貯蓄債券ノ利子ニハ之ヲ課セス

第一種

甲　法人ノ超過所得

乙　法人ノ留保所得

丙　法人ノ配當所得

丁　法人ノ淸算所得

戊　臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ臺灣ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル所得

第二種

甲　臺灣ニ於テ支拂ヲ受クル公債社債銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子

乙　第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第四條　法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各

事業年度ノ利益金又ハ剰餘金ニ依ル

第二條ノ規定ニ依リ納稅義務アル法人ノ所得ハ臺灣ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條　法人ノ各事業年度ノ所得カ同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

第六條　法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

第七條　第二條ノ規定ニ依リ納稅義務アル法人又ハ所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第八條　本令ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス法人ノ所得中其ノ留保シタルモノヲ謂フ

第九條　法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シタル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス

法人カ積立金ヲ減少シタルトキハ其ノ減少額ヲ填補スルニ至ル迄其ノ後ノ各事業年度ノ留保所得ニ付所得稅ヲ課セス

積立金ヲ減少シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付前項ノ規定ヲ適用ス但シ合併ノ際合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ積立金ヲ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ出資金額又ハ出資金額ニ充當シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條　法人ノ各事業年度ノ所得中利益ノ配當又ハ剰餘金ノ分配ニ充當シタル金額ヲ以テ法人ノ配當所得トス

法人ノ積立金ヲ減少シテ利益ノ配當又ハ剰餘金ノ分配ニ充當シタル金額ハ之ヲ前項ノ配當所得ニ加算ス

第十一條　法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財產ノ價額カ解散當時ノ拂込株式金額出資金額積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ニ付所得稅ヲ課セス

後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額及金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ拂込株式金額出資金額積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第十二條　合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十三條　所得稅法施行地朝鮮關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人カ所得稅法施行地朝鮮關東州樺太又ハ臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ト合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人カ臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルトキハ第九條第三項及前條ノ規定ヲ準用ス

第十四條　第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第十五條　第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一　俸給給料歲費年金恩給退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與營業ニ非サル貸金ノ利子竝第二種ノ所得ニ屬セサル公債社債及預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額

二　田畑又ハ養魚池ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ

算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス又ハ賸耕セス又ハ賸耕ニ付セサル田畑又ハ養魚池ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

三　山林伐採ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額

五　法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額ヲ控除シタル金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル收入豫算年額

六　前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

山林ノ立竹木ノ讓渡ニ因ル所得ハ之ヲ山林伐採ノ所得ト看做ス

法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込濟金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

第十六條　前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬八千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歲費年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、一萬二千圓以下ナルトキハ同十分ノ二、七千圓以下ナルトキハ同十分ノ三、三千圓以下ナルトキハ同十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除ス

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十七條　前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ其ノ年四月一日現在ノ同居ノ戶主及家族中年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者アルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　所得千圓以下ナルトキ　一人ニ付　百　圓

年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者

二　所得二千圓以下ナルトキ　一人ニ付　七十　圓

同

三　所得三千圓以下ナルトキ　一人ニ付　五十　圓

同

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セラルヘキ金額ハ各其ノ所得ニ案分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林伐採ノ所得ト其ノ以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林伐採ノ所得以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林伐採ノ所得ニ及フ

第一項ノ不具癈疾者ハ臺灣總督之ヲ定ム

第十八條　左ニ揭クルモノニハ所得稅ヲ課セス

一　臺灣總督ノ指定スル公共團體

二　民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人其ノ他之ニ類スルモノニシテ臺灣總督ノ指定スルモノ

第十九條　所得稅法施行地朝鮮關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ第一種甲及戊竝第二種乙ノ所得ニ付テハ所得稅ヲ課セス

第二十條　所得稅法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ第二種乙ノ所得ニ付テハ所得稅ヲ課セス

所得稅法施行地ニ住所ヲ有スル個人又ハ臺灣ニ住所ヲ有セスシテ所得稅法施行地ニ一年以上居所ヲ有スル個人ノ第三種ノ所得ニ付テハ左ニ揭クル場合ヲ除クノ外所得稅ヲ課セス

一　臺灣ニ住所ヲ有スル者所得金額決定後所得稅法施行地ニ住所ヲ移轉シタルトキ

二　所得稅法施行地ニ住所ヲ有スル者所得稅法施行地ニ於ケル法令ニ依ル所得金額決定前臺灣ニ住所ヲ移轉シタルトキ

三　臺灣又ハ所得稅法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ノ住所又ハ居所ニ付前二號ニ準スヘキ事由ノ生シタルトキ

第二十一條　第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得稅ヲ課セス

一　軍人從軍中ノ俸給及手當

二　扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三　旅費學資金及法定扶養料

四　郵便貯金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子

五　所得稅法施行地ニ於ケル法令ニ依ル第二種ノ所得トシテ所得稅ヲ課スル所得

六　營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

七　日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ臺灣及所得稅法施行地外ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

八　乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

第二十二條　臺灣總督ノ指定スル重要物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得稅ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受クル重要物產ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ其ノ製造業ニ付所得稅ノ免除期間ノ殘存スルトキニ限リ其ノ免除期間ヲ繼承ス

第二十三條　所得稅法施行地、朝鮮、關東州又ハ樺太ニ於テ所得稅ヲ免除スル各當該地ノ製造業ヨリ生スル所得ニ付テハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ所得稅ヲ免除ス

第二十四條　第三種ノ所得ハ八百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ課セス第十六條及第十七條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲八百圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第二十五條　第一種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲　超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

乙	百分ノ四
丙	百分ノ十
丁	百分ノ二十
戊	百分ノ五
	百分ノ五
	百分ノ七五
	百分ノ七五

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ十トシ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ二十トス但シ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額以內ノ金額ニ付テハ其ノ稅率ハ百分ノ五トス

第二十六條　第二種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲　公債ノ利子　百分ノ四

其ノ他

乙

第二十七條　第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林伐採ノ所得ト其ノ以外ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ稅率ヲ適用ス

八百圓以下ノ金額	百分ノ〇、二五
八百圓ヲ超ユル金額	百分ノ〇、五
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ一
千五百圓ヲ超ユル金額	百分ノ二
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ三
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ六、五
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ八
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九、五
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
二十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
五十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
二百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
三百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十
四百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十三

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ案分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十八條　第一種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ財產目錄貸借對照表損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ關スル計算書竝第四條乃至第十一條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ但シ臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ハ臺灣ニ於ケル資產又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ第一種ノ所得ニ付所得稅ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ每年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十七條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

第三十條　第一種及第三種ノ所得金額ハ前二條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調查ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第三十一條　各稅務官署所轄內ニ所得調查委員會ヲ置キ第三種所得ノ調查ニ關スル事項ヲ諮問ス但シ稅務官署所轄內ニ在ル市又ハ街ニ付テハ臺灣總督ハ特ニ所得調查委員會ヲ置クコトヲ得

調查委員ノ定數ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十二條　調査委員ハ所得調査委員會ノ屬スル區域内ニ住居シ前年第三種ノ所得稅ヲ納メ其ノ年第二十九條ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ知事又ハ廳長之ヲ命ス

調査委員ノ任期ハ二年トス

第三十三條　調査委員左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

一　第三種ノ所得ニ付納稅義務ヲ有セサルニ至リタルトキ

二　所得調査委員會ノ屬スル區域内ニ住居セサルニ至リタルトキ

調査委員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ知事又ハ廳長ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十四條　調査委員ニハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ手當及旅費ヲ給ス

第三十五條　所得調査委員會ノ議事ニ關スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十六條　八月三十日迄ニ所得調査委員會諮問事項ヲ議了セサルトキハ政府ハ直ニ所得金額ヲ決定ス

第三十七條　所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得金額ノ增加アルコトヲ申出テタルトキハ政府ハ所得調査委員會ニ諮問セス其ノ金額ヲ決定ス

第三十八條　臺灣ニ於テ利子支拂ヲ爲スヘキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ遲滯ナク其ノ公債又ハ社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出スヘシ

一　公債又ハ社債ノ名稱及其ノ總額

二　利子支拂期限及利率

三　償還ノ方法及期限

四　數回ニ分チテ拂込ヲ爲サシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期

第三十九條　第三種ノ所得ニ屬スル俸給給料歲費年金恩給退隱料賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者又ハ利益若ハ利息ノ配當若ハ剩餘金ノ分配ヲ爲ス法人ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ支拂調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ臺灣總督ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第四十條　稅務官吏ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者納稅義務アリト認ムル者又ハ前條第一項ノ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問シ又ハ其ノ所得若ハ支拂ニ關スル帳簿及物件ヲ檢査スルコトヲ得

第四十一條　稅務官吏ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額數量價格又ハ支拂期日ニ付質問スルコトヲ得

第四十二條　第一種又ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

臺灣ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲ササルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第四十三條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十四條　前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第四十五條　第一種ノ所得ニ付テハ事業年度每ニ所得稅ヲ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ之ヲ徵收ス

第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ所得稅ヲ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ其ノ所得稅ノ納期ハ臺灣總督之ヲ定ム

第四十六條　前條第二項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ所得稅ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ納付セサルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第四十七條　法人解散シタル場合ニ於テ淸算所得ニ對スル所得稅又ハ前條ノ規定ニ依リ徵收セラルル稅金ヲ納付セスシテ殘餘財產ヲ分配シタルトキハ其ノ稅金ニ付淸算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第四十八條　第四十三條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第四十九條　第三種ノ所得ニ付二以上ノ稅務官署所轄內ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納稅義務者ノ住所地以外住所ナキトキハ居所地以外ニ於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ

第五十條　所得稅ヲ納ムル義務アル法人臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサルトキハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第五十一條　第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ納稅義務者ノ住所地住所ナキトキハ居所地ヲ以テ納稅地トス但シ住所地以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得

市街庄又ハ區ノ區域內ニ住所及居所ナキ者ハ市街庄又ハ區ノ區域內ニ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第五十二條　納稅義務者臺灣ニ現住セサルトキハ其ノ所得ノ申告納稅其ノ他所得稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ臺灣外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキ亦同シ

第五十三條　詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ所得稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務官署ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ逋脫シタル者ノ所得金額ハ所得調査委員會ニ諮問セス政府之ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第五十四條　正當ノ事由ナクシテ第三十九條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スヘキ支拂調書ヲ提出セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタル支拂調書ヲ提出シタル者又ハ第四十條ノ規定ニ依ル帳簿若ハ物件ノ檢查ヲ妨ケタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ニ對シテハ其ノ提出ニ係ル支拂調書ニ付第三十九條第二項ノ規定ニ依ル金額ヲ交付セス

第五十五條　第四十條又ハ第四十一條ノ規定ニ依ル稅務官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス又ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五十六條　所得ノ調查ニ關與シ又ハ關與シタル者其ノ調查ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十七條　本令ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項第四十條第四十一條第四十八條第二項第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正十年分所得稅ヨリ第十三條ノ規定ハ大正十年四月一日ヲ含ム事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人又ハ所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ免除セラレタル法人ノ大正九年七月三十一日前ニ終了シタル各事業年度分ニ屬スル利益若ハ利息ノ配當剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ本令ヲ適用セス

本令施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

大正十年中ニ任命スヘキ所得調查委員ハ所得調查委員會ノ屬スル區域內ニ住居シ其ノ年第二十九條ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ知事又ハ廳長之ヲ命ス

卽ち右に依れば、從來課稅したる法人の所得を第一種とし、臺灣に於て支拂を受くる公債・社債・銀行定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金の利子、及臺灣に住所又は一年以上の居所を有せざる者の臺灣に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若は利息の配當剩餘金の分配又は利益若は剩餘金の處分たる賞與若は賞與の性質を有する給與を第二種とし、第二種に屬せざる個人の所得を第三種とし、新に個人の所得にも所得稅を賦課することと爲したり。而して臺灣總督の

指定する公共團體、民法第三十四條の規定に依り設定したる法人其の他之に類するものにして臺灣總督の指定するものには所得稅を課せず。所得稅法施行地・朝鮮・關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人の第一種甲及戊竝第二種乙の所得、所得稅法施行地・朝鮮・關東州又は樺太に住所又は一年以上居所を有する個人の第二種乙の所得、所得稅法施行地に住所を有する個人又は臺灣に住所を有せずして所得稅法施行地に一年以上居所を有する個人の第三種の所得等に就きても亦然り。但し最後の場合にありて(一)臺灣に住所を有するもの所得金額決定後所得稅法施行地に住所を移轉したるとき(二)所得稅法施行地に住所を有するもの所得稅法施行地に於ける法令に依る所得金額決定前臺灣に住所を移轉したるとき(三)臺灣又は所得稅法施行地に住所又は一年以上居所を有するものの住所又は居所に就き(一)及(二)に準ずべき事由の生じたるときは此の限に非ず。更に第三種の所得にして(一)軍人從軍中の俸給及手當(二)扶助料及傷痍病者の恩給又は退隱料(三)旅費・學資金及法定扶養料(四)郵便貯金・產業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子(五)所得稅法施行地に於ける法令に依る第二種の所得として所得稅を課する所得(六)營利の事業に屬せざる一時の所得(七)日本の國籍を有せざるものの臺灣及所得稅法施行地外に於ける資產營業又は職業より生ずる所得(八)乘馬を有する義務ある軍人が政府より受くる馬糧・繫畜料及馬匹保續料の各號に該當するものには所得稅を課せず。又臺灣總督の指定する重要物產の製造業を營むものには臺灣總督の定むる所により、開業の年及其の翌年より三年間其の業務より生ずる所得、所得稅法施行地・朝鮮・關東州又は樺太に於て所得稅を免除する各當該地の製造業より生ずる所得等に就きては所得稅を免除す。次に其の稅率は第一種及第二種に關しては大正九年七月改正に依る所得稅法に於ける稅率と同一と爲せしが、新に創設したる第三種に關しては免稅點は所得稅法と同じく八百圓と爲したるも、其の稅率は右所得稅法の稅率よりも幾分宛遞下して之を賦課したるものとす。

右の如き臺灣所得稅令の改正に伴ひ、同年四月府令第八十五號を以て同施行規則を次の如く改正し、改正臺灣所得稅令公布の日より之を施行したり。但し第三種の所得に就きては大正十年分所得稅より之を適用したり。

臺灣所得稅令施行規則（大正十年四月二十五日臺灣總督府令第八十五號）

第一條　法人ノ超過所得ノ算出ニ付其ノ資本金額ニ對スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ當該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乘シ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘シテ之ヲ計算ス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月ニ滿タサル端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一月トス

前二項ノ規定ハ臺灣所得稅令第二十五條ノ規定ニ依ル超過所得ノ各級金額ノ算出ニ付之ヲ準用ス

第二條　臺灣ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資產價額ニ對スル臺灣ニ於ケル資產價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス

前項ノ場合ニ於テ資產價額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ收入金又ハ所得ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第三條　所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資產價額ニ對スル所得稅ヲ課スヘキ所得ノ基本タル資產價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四條　所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得稅ヲ課スヘキ留保所得ハ總所得ニ對スル所得稅ヲ課スヘキ所得ノ金額ニ乘シ之ヲ計算ス

第五條　臺灣所得稅令第二十五條第二項但書ノ規定ハ當該事業年度ニ於ケル留保所得中最高キ稅率ヲ適用

スヘキ金額ヨリ順次低キ稅率ヲ適用スヘキ金額ニ付之ヲ適用ス

第六條　所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得稅ヲ課スヘキ臺灣所得稅令第十條第一項ノ規定ニ依ル配當所得ノ計算ニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第七條　臺灣所得稅令第十五條ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ種苗蠶種肥料ノ購買費家畜其ノ他ノモノノ飼養料仕入品ノ原價原料品ノ代價場所物件ノ修繕費又ハ借入料場所物件又ハ業務ニ係ル公課雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第八條　第三種ノ所得ノ申告調査又ハ決定ハ各其ノ當時ノ現況ニ依リテ所得額ヲ算出シ之ヲ爲スヘシ

臺灣所得稅令第十五條第一項第二號又ハ第六號ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失アルトキハ同條第一項第一號第二號及第六號ノ規定ニ依ル所得ノ合算額ヨリ之ヲ差引キ計算ス

第九條　臺灣所得稅令第十七條ノ不具癈疾者トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者聾者唖者盲者其ノ他重大ナル傷痍ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第十條　臺灣所得稅令第二十九條第二項ノ申請者トノ續柄及不具癈疾ノ事實ヲ記載シ之ヲ所轄稅務官署ニ提出スヘシ

其ノ年五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタル者臺灣所得稅令第十七條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ前項ノ申請書ヲ提出スヘシ

臺灣所得稅令第十七條第二項ノ申請書ハ所得ヲ有スル者ノ一人ヨリ之ヲ提出スルヲ以テ足ル

第十一條　知事又ハ廳長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ對シ戶籍戶口調査簿除戶簿ノ謄本若ハ抄本又ハ醫師ノ診斷書其ノ他必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十二條　左ニ揭クルモノニハ所得稅ヲ課セス

一　州市街庄組合市街庄組合廳地方費公共埤圳組合公共埤圳聯合會官設埤圳水利組合重要物產同業組合重要物產同業聯合會農會畜牛保健組合其ノ他此等ノ公共團體ニ準スヘキモノ及學租財團臺灣慈惠院規則ニ依ル各院神社寺院祠宇佛堂臺灣ノ舊慣ニ依ル寺廟

二　所得稅法施行地朝鮮關東州又ハ樺太ノ公共團體ニシテ各其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ課セサルモノト指定セラレタルモノ

第十三條　左ニ揭クル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ臺灣所得稅令第二十二條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス

一　金銀鉛亞鉛鐵又ハアルミニウムノ地金

二　鐵ノ條竿デー形アングル形類軌條板線及管（鑄製管ヲ除ク）

三　銅ノ合金ノ條竿板及管

四　汽鑵原動機（機關車ヲ含ム）及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

五　燐曹達灰苛性曹達硫酸アムモニウム石炭酸グロールル酸加里及グリセリン

六　製紙用パルプ

七　板硝子

八　コンデンスドミルク

九　絹亞麻又ハ毛ノ織物

前項第九號ノ物產ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第十四條　臺灣所得稅令第二十二條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ同令第二十八條又ハ第二十九條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務官署ニ申請スヘシ但シ其ノ年五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ前條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ前條ノ製造業ヨリ生ス

ル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スヘシ

第十五條　法人ノ各事業年度ノ所得ハ毎事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日内又ハ清算著手ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ所轄稅務官署ニ申告スヘシ

第十六條　解散シタル法人ノ清算所得ハ殘餘財產確定シタルトキ其ノ分配前ニ清算期間中ノ收支計算書ヲ添附シ之ヲ所轄稅務官署ニ申告スヘシ殘餘財產ヲ數回ニ分チテ分配スル場合ニ於テハ其ノ分配スヘキ殘餘財產確定ノ都度之ヲ申告スヘシ

第十七條　合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ハ合併ノ日ヨリ十四日内ニ合併ニ關スル書類及合併ニ因リテ繼承シタル資產ノ明細書ヲ添附シ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人之ヲ所轄稅務官署ニ申告スヘシ

第十八條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ所得ノ種類金額所得ノ基本タル資產營業ノ所在地所得ノ發生スル場所及所得算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務官署ニ申告スヘシ

臺灣所得稅令第二十七條第二項ノ規定ニ依リ同居者ノ所得金額ヲ合算スヘキ場合ニ於テハ各其ノ所得ヲ區別シ連署ヲ以テ申告スヘシ但シ所得アル同居者ノ氏名ヲ附記シ各別ニ申告スルコトヲ妨ケス

第十九條　臺灣所得稅令第三十九條第一項ノ規定ニ依リ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ハ左ノ期限ニ從ヒ之ヲ所轄稅務官署ニ提出スヘシ

一　俸給給料歲費年金恩給退隱料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ毎年四月末日限

二　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂金額ノ確定シタル日ヨリ三十日限

三　法人ノ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ配當金額又ハ分配金額ノ確定シタル日ヨリ三十日限

無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ毎年四月末日限

第二十條　前條ノ支拂調書ニハ左ノ各號ノ規定ニ依リ支拂ヲ受クル者ノ住所又ハ居所氏名及各人別支拂金額ヲ記載スヘシ

一　俸給給料歲費年金恩給退隱料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂金額及其ノ金額計算ノ基礎但シ其ノ年一月一日以後調書提出ノ時迄ニ異動アリタルモノニ付テハ其ノ事實

二　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂金額及支拂金額ノ確定シタル月日

三　法人ノ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ其ノ支拂金額支拂金額ノ確定シタル月日及其ノ支拂ヲ受クル者ノ拂込金額別株式數出資金額基金其ノ他支拂金額計算ノ基礎

無記名式株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ支拂金額支拂月日及其ノ支拂ヲ受ケタル者ノ拂込金額別株式數其ノ他支拂金額計算ノ基礎

第二十一條　第十九條第一號ノ規定ニ依リ支拂調書ヲ提出シタル後六月末日迄ニ其ノ記載事項ニ付異動アリタルトキハ七月十日迄ニ異動調書ヲ提出スヘシ

第二十二條　第十九條及前條ノ規定ニ依ル調書ヲ提出シタル一件一人毎ニ一錢ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ交付ス

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ計算ノ基礎ヲ記載シタル請求書ヲ七月末日迄ニ所轄稅務官署ニ提出スヘシ

第二十三條　臺灣所得稅令第三十一條第一項但書ノ規定ニ依リ所得調查委員會ヲ置クヘキ市及街左ノ通之ヲ定ム

臺灣市制施行地

基隆街新竹街彰化街嘉義街高雄街

第二十四條　調查委員ノ定數ヲ左ノ如ク定ム

臺北市　七人

臺南市　六人
其ノ他　各五人

第二十五條　所得調査委員會ノ開會日數ハ各所得調査委員會ノ區域内ニ於ケル前年第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納メタル者ノ數ニ從ヒ左ノ如ク之ヲ定ム

五千人以上ナルトキ　三十日以内
三千人以上ナルトキ　二十五日以内
千人以上ナルトキ　二十日以内
五百人以上ナルトキ　十五日以内
五百人未滿ナルトキ　十日以内

第二十六條　所得調査委員會ハ知事又ハ廳長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第二十七條　所得調査委員會ニ會長ヲ置ク

會長ハ毎年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ知事又ハ廳長之ヲ命ス

會長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

會長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年長者會長ノ事務ヲ代理ス年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條　所得調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第二十九條　所得調査委員會ノ議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第三十條　調査委員ハ自己又ハ其ノ家族ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第三十一條　稅務官吏ハ所得調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十二條　所得調査委員會ノ決議ハ會長之ヲ知事又ハ廳長ニ報告スヘシ

第三十三條　調査委員ニハ一會期ニ付左ノ區別ニ依リ手當ヲ支給ス

其ノ會期ニ於テ所得調査委員會ニ諮問シタル納稅者數

同　五千人以上ナルトキ　百圓
同　三千人以上ナルトキ　八十圓
同　千人以上ナルトキ　七十圓
同　千人未滿ナルトキ　五十圓

調査委員其ノ職務ノ爲旅行シタルトキハ州市協議會員其ノ職務ノ爲旅行スル場合ニ準シ往復旅費ヲ支給ス

第三十四條　知事又ハ廳長第一種又ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十五條　臺灣所得稅令第四十二條第二項ノ公告ハ納稅義務者ノ氏名及所得金額ヲ府報ニ揭載シテ之ヲ爲スヘシ

第三十六條　納稅義務者臺灣所得稅令第四十三條ノ規定ニ依リ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ同時ニ臺灣所得稅令第十七條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ申請スルコトヲ得

第十條及第十一條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第三十七條　臺灣所得稅令第四十三條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求カ手續ニ違背シタルモノナルトキ又ハ知事若ハ廳長ニ於テ收入豫算年額四分ノ一以上ノ減損ナシト認メタルトキハ之ヲ却下スヘシ

第三十八條　知事又ハ廳長臺灣所得稅令第四十四條ノ規定ニ依リ所得金額ヲ更訂シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第三十九條　所得金額ノ決定後同居者ニ異動アルモ臺灣所得稅令第十六條第二項第十七條第二項第二十四條第二項及第二十七條第二項ノ規定ノ適用ニ依リテ生シタル效果ハ之ヲ變更セス

第四十條　所得稅ヲ課セサル法人無記名ノ公債又ハ社債ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ其ノ名稱額面金額

記號及番號ヲ利子支拂ノ取扱所ニ通知スヘシ

第四十一條　第二種ノ所得ニ付其ノ金額ノ支拂者所得稅ヲ徵收シタルトキハ翌月十日迄ニ拂込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ其ノ地ノ金庫ニ拂込ムヘシ第二種乙ノ所得ニ付テハ尙其ノ支拂ヲ受ケタル者ノ各人別明細書ヲ添附スヘシ

第四十二條　第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サシテ臺灣外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第一期　其ノ年十月一日ヨリ三十一日限

第二期　翌年三月一日ヨリ三十一日限

特別ノ事情アル場合ニ於テハ知事又ハ廳長ハ臺灣總督ノ許可ヲ得テ前項ノ納期ヲ變更シ又ハ納期ヲ定メテ一時ニ其ノ年額ヲ徵收スルコトヲ得

第四十三條　臺灣所得稅令第五十條又ハ第五十一條第二項ノ規定ニ依リ納稅地ヲ定メタルトキハ之ヲ納稅地ノ稅務官署ニ申告スヘシ申告ナキトキハ知事又ハ廳長其ノ納稅地ヲ指定ス

第四十四條　第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アル者居所地ニ於テ所得稅ヲ納メムトスルトキハ其ノ旨居所地ノ稅務官署ニ申告スヘシ

第四十五條　納稅義務者納稅地ノ稅務官署所轄外ニ於テ生スル所得ヲ有スルトキハ其ノ所得ノ生スル地ノ稅務官署ニ納稅地ヲ申告スヘシ

第四十六條　納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納稅地ノ稅務官署ニ申告スヘシ

第四十七條　納稅義務者臺灣外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキハ其ノ旨納稅地ノ稅務官署ニ申告スヘシ

第四十八條　納稅義務者納稅管理人ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ稅務官署ニ申告スヘシ

第四十九條　臺灣所得稅令第二十三條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ハ各當該地ノ法令ニ依リ所得稅ノ免除期間ニ依ル

臺灣所得稅令第二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ニ付之ヲ準用ス

第五十條　臺灣所得稅令第二十三條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ其ノ製造業ノ營業場所在地ヲ管轄スル各當該地ノ稅務官署ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ製造業ニ相當スト認メタル證明書ヲ添附シ其ノ旨所轄稅務官署ニ申請スヘシ

第十四條ノ規定ハ前項ニ規定スル申請ニ付之ヲ準用ス

第五十一條　稅務官吏臺灣所得稅令第四十條ノ規定ニ依リ帳簿物件ヲ檢査スルトキハ左ノ檢査章ヲ示スヘシ

（檢査章標省略）

附　則

第五十二條　本令ハ大正十年律令第四號公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正十年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

第五十三條　本令施行前從前ノ規定ニ依リ爲シタル所得稅免除ノ申請ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五十四條　臺灣所得稅令第三十九條第一項ノ規定ニ依リ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ハ此ノ際第二十條ノ規定ニ依リ記載シタル支拂調書ヲ左ノ期限ニ從ヒ所轄稅務官署ニ提出スヘシ

一　俸給、給料、歲費、年金、恩給、退隱料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ大正十年五月末日限

二　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニシテ大正九年四月一日ヨリ大正十年三月三十一日迄ニ支拂金額ノ確定シタルモノハ大正十年五月末日限、大正十年四月一日ヨリ本令施行ノ日迄ニ支拂金額ノ確定シタ

三　大正九年八月一日後ニ終了シタル各事業年度分ニ屬スル法人ノ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニシテ大正十年三月三十一日迄ニ配當金額又ハ分配金額ノ確定シタルモノハ大正十年五月末日限、大正十年四月一日ヨリ本令施行ノ日迄ニ配當金額又ハ分配金額ノ確定シタルモノハ大正十年六月末日限」

大正九年八月一日後ニ終了シタル各事業年度分ニ屬スル法人ノ利益若ハ利息ノ配當ニシテ大正十年三月三十一日迄ニ無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支拂ヒタルモノハ大正十年五月末日限

第五十五條　第二十一條及第二十二條ノ規定ハ前條ノ支拂調書ヲ提出シタルモノニモ之ヲ適用ス

第五十六條　大正十年ニ於ケル第二十五條ノ開會日數ハ知事又ハ廳長之ヲ定ム

臺灣所得稅令は其の後數次の改正を經て大正の末年に及びたり。卽ち先づ大正十一年七月に至り律令第五號を以て次の如く改正したり。

律令第五號（大正十一年七月十一日）

臺灣所得稅令中左ノ通改正ス

第二十條第一項中「所得稅法施行地」ノ下ニ「又ハ樺太」ヲ加ヘ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

所得稅法施行地若ハ樺太ニ住所ヲ有スル個人又ハ臺灣ニ住所ヲ有セスシテ所得稅法施行地若ハ樺太ニ一年以上居所ヲ有スル個人ノ第三種ノ所得ニ付テハ左ニ揭クル場合ヲ除クノ外所得稅ヲ課セス

一　臺灣ニ住所ヲ有スル者所得金額決定後所得稅法施行地又ハ樺太ニ住所ヲ移轉シタルトキ

二　所得稅法施行地又ハ樺太ニ住所ヲ有スル者所得稅法施行地又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依ル所得金額決定前臺灣ニ住所ヲ移轉シタルトキ

三　臺灣所得稅法施行地又ハ樺太ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ノ住所又ハ居所ニ付前二號ニ準スヘキ事由ノ生シタルトキ

第二十一條第五號中「所得稅法施行地」ノ下ニ「又ハ樺太」ヲ加ヘ同條第七號中「臺灣及所得稅法施行地」ヲ「臺灣所得稅法施行地及樺太」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正十一年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

右は大正十一年四月十五日より樺太に第二種及第三種所得に對する所得稅を賦課するに至りたるを以て、之に伴ひ改正の必要ありたるに因る。

尋いで大正十三年三月に至り律令第二號を以て左の如く改正したり。

律令第二號（大正十三年三月二十七日）

臺灣所得稅令中左ノ通改正ス

第二條及第三條中「銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金」ヲ「又ハ銀行預金」ニ改ム

第十七條ノ二　自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料ハ年額二百圓ヲ限リ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ本人ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ之ヲ控除ス

第二十四條中「及第十七條ノ規定」ヲ「乃至第十七條ノ二ノ規定」ニ改ム

第三十七條　所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ノ決定ニ付脫漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ニ諮問シ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ得

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得金額ノ增加アルコトヲ申出テタルトキハ政府ハ所得調査委員會ニ諮問セス其ノ金額ヲ決定ス

第五十二條ノ二　政府ハ法人ノ株主又ハ社員ノ一人及其ノ親族、使用人其ノ他特殊ノ關係アリト認ムル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計カ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相當スル法人ニ付テハ其ノ留保シタル所得中左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限リ之ヲ株主又ハ社員ニ配當シタルモノト看做スコトヲ得

一　事業年末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ノ所得中留保シタル金額ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ所得中留保シタル金額ヨリ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額

二　各事業年度所得中留保シタル金額カ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額

各事業年度所得中留保シタル金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額又ハ出資金額ニ對シ年三十分ノ一ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過セサルモノニ付テハ前項第二號ノ規定ヲ適用セス

第五十二條ノ三　前條ノ法人ト其ノ株主又ハ社員及其ノ親族使用人其ノ他特殊ノ關係アリト認ムル者トノ間ニ於ケル行爲ニ付所得稅通脫ノ目的アリト認ムル場合ニ於テハ政府ハ其ノ行爲ニ拘ラス其ノ認ムル所ニ依リ所得金額ヲ計算スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十七條ノ二及第二十四條ノ改正規定ハ大正十三年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

臺灣ニ於テ支拂ヲ受クル銀行預金利子中從前ノ規定ニ依リ第三種所得トシテ計算スヘキモノニ付テハ支拂期ノ本令施行前ニアルモノニ限リ大正十三年分第三種所得トシテ計算ス

右は主として負擔の公平を圖り、且つ生命保險の加入を奬勵するの趣旨に出でたるものにして、其の要點は從來銀行預金は定期預金に限り第二種所得として課稅したるを改め、全部之を第二種所得たること、生命保險料三百圓迄を限り之を所得額より控除したること、調査委員會閉會後決定に脫漏あることを發見したるときは、翌年の調査委員會に諮問して脫漏所得を決定し得ることと爲したること、所謂保全會社の所得決定に關する特別規定を加へたること等に在り。

更に同年十一月に至り律令第四號を以て左の如く改正したり。

律令第四號（大正十三年十一月二十六日）

臺灣所得稅令中左ノ通改正ス

第三條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ國債貯蓄債券法ニ依リ發行シタル貯蓄債券又ハ復興貯蓄債券法ニ依リ發行シタル復興貯蓄債券ノ利子ニハ之ヲ課セス

第二十三條ノ二　臺灣ニ住所ヲ有セサル外國人又ハ外國法人ニハ外國ノ船籍ヲ有スル船舶ノ所得ニ付所得稅ヲ免除ス但シ其ノ船籍國カ日本船舶ノ所得ニ付同樣ノ免稅ヲ爲ササル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は勤儉貯蓄の奬勵及同年法律第六號に依る外國船舶の所得稅免除に關する規定の精神に鑑み臺灣に於ても同樣の規定を設くる必要ありたるに因るものとす。

翌十四年五月に至り律令第一號を以て更に左の如く改正したり。

律令第一號（大正十四年五月二十七日）

臺灣所得稅令中左ノ通改正ス

第十七條第一項第一號中「千圓」ヲ「二千圓」ニ、第二號中「二千圓」ヲ「三千圓」ニ改メ第三號ヲ創ル

第二十四條第一項中「八百圓」ヲ「千五百圓」ニ改ム

第二十七條　第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林伐採ノ所得ト其ノ以外ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ稅率ヲ適用ス

千五百圓以下ノ金額	百分ノ〇・五
千五百圓ヲ超ユル金額	百分ノ一
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ三
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ六・五
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ八
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ九・五
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
二十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
五十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
二百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
三百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
四百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ案分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ

付亦同シ

附　則

本令ハ大正十四年分第三種所得稅ヨリ之ヲ適用ス

右は從來個人所得稅の負擔重きに過ぎたる嫌ありしを以て、總督府財政に多少の餘裕を生じたるを機として、其の限度に於て擔稅力の休養を爲さしめんとしたるものにして、卽ち免稅點を八百圓より千五百圓に引上げて小額所得者の負擔を輕減し、又幼老者及不具癈疾者に對する扶養費控除は從來所得額千圓以下二千圓以下三千圓以下の三階級に分ち、扶養者一人に付遞次に百圓七十圓五十圓を控除したるも、免稅點引上の結果、千圓以下の階級を設くるの必要なきこととなりたるを以て、二千圓以下三千圓以下の二階級とし、遞次に百圓若くは七十圓を控除することと爲し、又免稅點引上の結果八百圓以下八百圓以上千圓以上の三階級を削り、新に千五百圓以下の一階級を設け、之が稅率を百分の〇五とし、其の他は從來の稅率を一階級宛低下適用したるものとす。

右の如き數次の臺灣所得稅令の改正に伴ひ、之が施行規則も亦屢々之を改正したり。卽ち先づ大正十年八月府令第百二十八號を以て左の如く改正したり。

臺灣總督府令第百二十八號（大正十年八月五日）

大正十年府令第八十五號臺灣所得稅令施行規則中左ノ通改正ス

第三十三條中「調査委員ニハ」ヲ「調査委員職務ニ從事シタルトキハ」ニ改メ同條中第二項ヲ第三項ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

所得調査委員會開會中ニ退職又ハ新任シタルモノニハ前項ノ手當ハ委員會開會ノ日數ニ應シテ之ヲ支給ス

次いで同年九月府令第百五十三號を以て、事務上の都合に依り同年分限り第三種所得稅の納期を一部變更し、第一期其の年十月一日より同月三十一日限を其の年十月十六日より同月三十一日限と爲せしが、翌十一年二月に至り府令第六號を以て次の如く改正したり。

臺灣總督府令第六號（大正十一年二月十四日）

大正十年府令第八十五號臺灣所得稅令施行規則中左ノ通改正ス

第十九條第一號中「四月」ヲ「二月」ニ改ム

第二十四條　調査委員ノ定數ヲ左ノ如ク定ム

臺北市、臺中州稅務課所轄（臺中市、彰化街ヲ除ク）	各七人
臺南市、臺北州稅務課所轄（臺北市、基隆街ヲ除ク）、臺南州嘉義稅務出張所所轄（嘉義街ヲ除ク）	各六人
其ノ他	各五人

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同年三月府令第三十三號を以て左の如く改正し、之に伴ひて第二種の所得に就き所得の過誤納あるときの下戻請求方を規定せる大正十年府令第七十二號、及臺灣所得稅令施行規則第四十一條に依る第二種所得稅拂込方に關する同年府令第八十六號を廢止したり。

臺灣總督府令第三十三號（大正十一年三月二十九日）

大正十年府令第八十五號臺灣所得稅令施行規則中左ノ通改正ス

第二十條中「左ノ各號ノ規定ニ依リ」ヲ「左ノ各號ノ規定ニ從ヒ別記第一號書式ニ依リ」ニ改ム

第二十一條中「七月十日迄ニ」ノ下ニ「別記第一號書式ノ」ヲ加フ

第四十一條　第二種ノ所得ニ付其ノ金額ノ支拂者所得稅ヲ徵收シタルトキハ翌月十日迄ニ別記第二號書式ノ拂込書及別記第四號書式ノ計算書ヲ添ヘ之ヲ所轄稅務官署所轄內ノ日本銀行代理店ニ拂込ムヘシ第二種乙ノ所得ニ付テハ尙別記第五號書式ニ依リ其ノ支拂ヲ受ケタル者ノ各人別明細書ヲ添附スヘシ日本銀行前項ノ拂込ヲ受ケタルトキハ別記第三號書式ノ領收證ヲ拂込者ニ交付シ同號書式ノ通知書ニ拂込者ノ提出シタル計算書及明細書ヲ添附シ之ヲ歲入徵收官ニ（稅務出張所ノ分掌區域內ニ在ル者ハ歲入徵收分掌官ヲ經由シ）送付スヘシ

第四十一條ノ二　第二種ノ所得ニ付所得稅ノ過誤納アリタル爲之カ下戻ヲ請求セムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ其ノ利子又ハ配當金等ノ支拂地ヲ管轄スル州知事又ハ廳長ニ請求書ヲ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年府令第七十二號及第八十六號ハ之ヲ廢止ス

（書式省略）

更に同年五月府令第百二十號を以て第三十三條第三項中『往復』の二字を削除し、次で大正十三年三月に至り府令第三十號を以て左の如く改正したり。

臺灣總督府令第三十號（大正十三年三月二十八日）

大正十年府令第八十五號臺灣所得稅令施行規則中左ノ通改正ス

第十一條ノ二　臺灣所得稅令第十七條ノ二ノ規定ニ依リ第三種ノ所得ヨリ控除スヘキ保險料ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日迄ニ拂込ミタル金額ニ依リ之ヲ計算シ臺灣所得稅令第十五條乃至第十七條ノ規定ニ依リ算出シタル金額ヨリ之ヲ控除ス但シ臺灣所得稅令第二條ノ規定ニ依ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

同一人ニシテ山林伐採ノ所得ト山林伐採以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル控除ハ先

ツ山林伐採以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林伐採ノ所得ニ及フ

第十一條ノ三　前條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ臺灣所得稅令第二十九條ノ申告ト同時ニ其ノ申請書ヲ所轄稅務官署ニ提出スヘシ但シ其ノ年五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ之ヲ提出スヘシ

第十一條ノ四　前條ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　保險者ノ住所及名稱

二　保險ノ種類

三　保險期間

四　保險金額

五　保險金受取人ノ住所、氏名及保險契約者トノ續柄

六　前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日迄ニ拂込ミタル保險料金額

第十一條ノ五　知事又ハ廳長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前二條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ對シ保險料領收證書其ノ他必要ナル書類ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第三十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

臺灣所得稅令第五十二條ノ二又ハ第五十二條ノ三ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テハ其ノ旨前項ノ通知書ニ附記スヘシ

第四號書式ヲ別記ノ如ク改ム

附　則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（樣式省略）

最後に大正十四年八月府令第四十七號を以て次の如く改正し、以て大正末年に及びたり。

臺灣總督府令第四十七號（大正十四年八月二日）

大正十年府令第八十五號臺灣所得稅令施行規則中左ノ通改正ス

第十二條中「官設埤圳水利組合」ノ下ニ「水利組合、水利組合聯合會、水產會」ヲ加ヘ「畜牛保健組合」ヲ倒ル

第二十三條中「基隆街」及「高雄街」ヲ倒ル

第二十四條中「基隆街」ヲ「基隆市」ニ改ム

第四十二條中「翌年三月一日ヨリ三十一日限」ヲ「翌年三月一日ヨリ二十五日限」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四款　戰時利得稅

政府は歐洲大戰中時局の影響に基く必要なる國費に充當せしむるが爲に、此の事變に依りて偶然の巨利を獲たる特定の法人又は個人に對して課稅することとし、大正七年五月法律第九號を以て戰時利得稅を創設せしが、此の趣旨を徹底せしむる爲に臺灣にも其の一部を施行することと爲し、同年五月勅令第百二十三號を以て、戰時利得稅法は同法第三條第一項第二號の戰時利得稅に關する規定竝に所得調査委員會所得審査委員會訴願及び行政訴訟に關する規定を除くの外、之を臺灣に施行する旨を公布したり。卽ち內地に在りては、所得稅法に依り所得稅を課すべき第三種の所得中、俸給、給料、手當、歲費、年金、恩給、退隱料を除きたる個人の利得にも戰時利得稅を賦課したるも、臺灣に在りては所得稅法に依り所得稅を賦課すべき第三種所得に就きては總て之を除外したるものとす。而して同年六月府令第四十二號を以て、戰時利得稅法の施行に關しては大正七年勅令第六十四號戰時利得

稅法施行規則に依ることと爲したり。唯同令中稅務署とあるは廳、稅務署長とあるは廳長を謂ふものとせり。

大正八年六月に至り講和條約の調印ありたるを以て、戰時利得稅は同稅法附則の定むる所に依り法人に在りては大正八事業年度限り、個人に在りては大正八年分限り之を廢止したり。但し大正八年一月一日の現況に於て事業年度の期間の定めなきもの、及び大正八年一月一日以後事業年度の期間に變更ありたるものに就きては、大正八年末日を含む事業年度限り之を廢止することとしたり。

第五款　鑛區稅

第一項　鑛區稅の創設

清國領有時代に在りては砂金を採取せんとするものに對して若干の鑑札料を徵し、之に關する罰則等をも規定せしが、明治二十八年我が領有の當初に在りては一時應急の處置として又此の舊制を踏襲し、瑞芳、四腳亭、九份等の主要產金地にて之が鑑札料を徵收し、金以外の鑛物に就きては明治二十八年九月日令第九號を以て鑛業規則を定め、金を除く鑛物の採掘及之に附屬する事業は、當分の內從來の鑛業人及採掘區域に限り之を許可することとし、採掘出願人に對しては手數料として一人に付金五圓を納付せしむることと爲したり。

翌明治二十九年三月に至り臺灣に自由渡航の許さるるや、內地より渡臺するもの次第に多く、臺灣鑛業に著目するもの亦尠からざるものありたり。然るに當時砂金入會稼の外新に鑛業出願の途なく、前記明治二十八年九月日令第九號鑛業規則の如きは、固より暫定的にして久しく之を持續すべからず。依て明治二十九年九月に至り律令第六號を以て臺灣鑛業規則を制定公布し、同年九月十日より之を施行したり。之に依れば鑛業とは鑛物を採掘若くは採取する事業を謂ふものにして、帝國臣民に限り之を許可し、帝國臣民に非ざれば鑛業に關する組合員又は會社の社員若くは株主たることを得ざるものとす。鑛業を營まんとするものは鑛區を定めて地方廳を經由して臺灣總督の許可を受くべく、臺灣總督は之に對し許可を與ふべきものと認むるときは、期日を定め百圓以上三萬圓以下の保證金を納めしめたる上之を許可す。但し其の鑛區が政府に於て必要と認むる場所なるときは其の出願を許可せず。而して鑛區稅は鑛區一千坪迄毎に石炭、石油、硫黃、砂錫、砂鐵は一箇年金一圓、金鑛、砂金及其の他の鑛物は一箇年金二圓とし、鑛業人をして一箇年分を其の前年十二月十五日限り前納せしめ、又初年に係るものは月割を以て鑛業許可の日より六十日以內に納付せしむ。但し既納の鑛區稅は之を返付せず。而して臺灣住民にして此の規則施行以前に許可を受けたる鑛業人は、明治三十年五月八日迄は此の規則に依り引續き鑛業を爲すことを得しめ、右期限に際して帝國臣民となりたる鑛業人は此の規則に依り許可を得たるものと見做すことと爲したり。斯くの如く本鑛區稅は其の採掘又は採取の許可鑛區坪數に對して所定の稅率に依り賦課するものにして、實際の採取量の多寡を問はず、且又實際に採掘しつつあると否とを問はざるものとす。

臺灣鑛業規則の施行に伴ひ、同年九月府令第三十三號を以て其の施行細則を制定せしが、右細則中に於て、鑛業人自ら鑛業を管理せざるときは代理人を置き其の旨地方廳を經て民政局に届け出づべく、此の場合代理人をして鑛區稅を納めしむることを得と定めたり。

第二項　鑛區稅の改正

前述の如く領有後間もなく臺灣鑛業規則を制定し、爾後引續き之に基き鑛區稅を徵收したるも、右規定は領有後日尙淺く、爲に當時の民情に顧みて努めて簡略を旨とし、之が運用の餘地を存したるを以て、勢ひ取締上其の他に不備を免れざりしが、爾來民度漸く進み、鑛業の如きも大いに興隆し來り、鑛區數は愈々增加して甲乙鑛區は境界相近接するものを生じ、鑛業人間に侵掘其の他利害得失に關し種々の紛爭を生じたるを以て、明治三十九年七月に至り、律令第十號を以て臺灣鑛業規則全部に改正を加へ、以て舊法の不備を補ひ、同年八月一日より之を施行したり。之に依れば、鑛業とは鑛物の採掘・採取及之に附屬する事業を云ひ、帝國臣民又は帝國法律に從ひ成立したる法人に非ざれば鑛業人となることを得ざるものとし、更に鑛物の範圍を金鑛・銀鑛・銅鑛・鉛鑛・蒼鉛鑛・錫鑛・安質母尼鑛・水銀鑛・亞鉛鑛・鐵鑛・硫化鐵鑛・格魯謨鐵鑛・滿俺鑛・重石鑛・水鉛鑛・砒鑛・燐鑛・黑鉛・石炭・亞炭・石油・土瀝青・硫黃・砂金・砂錫及砂鐵と明示し、之が未だ採掘又は採取せざるものは國有と爲し、鑛業を爲さんとするものは鑛物の種類及土地の區域を定め臺灣總督に出願すべきものとし、更に鑛區の境界は直線を以て之を定め、地表境界線の直下を限りとし、一鑛區の面積を三萬坪以上と爲したり。而して(一)鑛業出願地が政府に於て所要の場所なるとき又は鑛業を營む價値なしと認むるとき(二)鑛業が公益に害ありと認むべきとき(三)鑛業出願地が同一の鑛種に係る他人の鑛區と重複するとき(四)鑛業出願地が他人の鑛區と重複するも異種の鑛物なる場合、其の出願が他人の鑛業に妨害ありと認むべきとき等の場合には鑛業の出願を許可せず。更に(一)正當の事由なくして鑛業許可の日より一箇年以內に事業に著手せず、又は一箇年以上休業を爲したるとき、若くは臺灣總督に於て相當と認むる鑛業を爲さざるとき(二)納稅期間內に鑛區稅を納めざるとき、其の他若干の鑛業許可を取消すことあるべき場合を定めたり。而して鑛區稅は鑛業人に對し其の鑛區一千坪毎に(一千坪未滿は之を一千坪と看做す)毎年金鑛及砂金は二圓、其の他の鑛物に就きては一圓を納付せしむることと爲し、共同鑛業人の納稅義務は之を連帶と爲したり。尙ほ鑛區稅の納期は別に臺灣總督之を定むと雖も、明治二十九年律令第六號臺灣鑛業規則に依り許可したる鑛區にして、此の規則の施行に依り明治三十九年分鑛區稅に不足額を生じたるものは施行の日より六十日以內に之を納付せしむることと爲したり。

臺灣鑛業規則の全文改正に伴ひ、之が施行細則も亦同年七月府令第四十九號を以て之が全文の改正を行はれしが、右細則第四十五條に於て鑛區稅の納期に就て規定を設け、鑛區稅は其の翌年分を每年十二月十五日限に前納すべく、其の初年に係るものは月割を以て計算し、鑛業許可の日より六十日以內に之を納付すべきものと爲したり。

臺灣鑛業規則は爾後久しく改正せらるることなくして行はれしが、大正十五年十二月に至り律令第七號を以て之に改正を加へ、從來金鑛及砂金の稅率を他の鑛物と區別したるを一率に改め、總て每一千坪一圓と改め、大正十六年(昭和二年)分鑛區稅より之を適用することと爲したり。又臺灣鑛業規則施行細則も明治三十九年の改正以後數次に亙り部分的改正行はれしと雖も、此等は何れも鑛區稅に關係する所なく、以て大正末年に及びたり。

第六款　契稅

清國領有時代に在りては土地建物の賣買及一定期限以上に亙る賃入に際して、買受人或は賃入人をして官廳の臺帳に登記を受けせしめ、其の賣買、賃入に對して一種の登錄稅を賦課する制度行はれたり。之れ所謂契稅にして、我が領有後に在りても、尙ほ姑く此の制度を踏襲せしが、明治三十年三月に至り律令第四號を以て新に契稅規則を制定公布し、同年四月一日より之を施行したり。其の全文左の如し。

契稅規則（明治三十年三月十六日律令第四號）

第一條　土地建物ノ買受人賃入人ハ土地建物所在地ヲ管轄スル地方廳ニ屆出テ左ノ稅率ニ從テ納稅シ契尾ヲ受クヘシ

一　賣買ハ其代價百分ノ三

一　質ハ其債務金額百分ノ一

第二條　土地建物ヲ買受賃入シテ屆出ヲ爲サス又ハ買受代價及質債務金額ヲ僞リ脫稅シタル者ハ脫稅金額三倍ニ相當スル罰金ニ處ス

第三條　此規則ニ違犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第四條　此規則ノ施行細行ハ府令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　此規則ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

契稅規則の施行に伴ひ、同年三月府令第九號を以て之が施行細則を次の如く制定したり。

契稅規則施行細則（明治三十年三月十七日臺灣總督府令第九號）

第一條　契稅規則第一條ノ屆書ハ左ノ書式ニ依ルヘシ

第二條　契稅規則第一條ノ屆書ヲ差出トキハ左ノ書類ヲ提出スヘシ

一　賣買又ハ質入契約書

二　賣渡人又ハ質入人ノ所有タルコトヲ證明スヘキ書類

前項提出書類ハ契尾ト共ニ之ヲ差出人ニ還付ス

第三條　行政官廳ノ公賣處分又ハ裁判執行上ノ競賣等ニ依リ土地建物ノ所有權ヲ得タルトキハ落札達書又ハ命令書ヲ提出スヘシ

第四條　官有ノ土地建物ノ拂下ヲ受ケタルトキハ其指令又ハ達書若ハ契約書ヲ提出スヘシ

第五條　地方廳ニ於テ賣買價格質入債務金額其他ニ關シ實地調査ノ必要アリト認ムルトキハ關係人ヲ立會セシメ實地調査ヲ爲スコトアルヘシ

（書式省略）

翌明治三十一年四月に至り律令第三號を以て契稅規則第二條に依る屆出の期間を三十日以内と定め、又我領有以前に於て土地、建物を買受賃入して清國政府の契尾を受けざるもの、及び領有以後本規則施行以前土地、建物を買受賃入したるものにも、本規則を適用することとし、新に附則第六條として之を追加規定したり。但し第二條の屆出期間は此の場合に在りては特に明治三十一年十二月三十一日限と爲したり。

後明治三十二年六月律令第十二號を以て臺灣不動產登記規則を制定し、不動產に關する權利の登記に就きては不動產登記法に依ることと爲したるも、此の規則は當分の內土地に關する權利に適用せず、單に建物に就き之を適用することとせしが、次で同年七月勅令第三百二十二號を以て登錄稅を臺灣に施行することと爲し、更に明治三十八年五月に至り土地に關する權利を公簿に明にするが爲め、律令第三號を以て臺灣土地登記規則を制定公布し、從來の不確實なる規定に代へ、同時に律令第五號を以て臺灣土地登記稅規則を制定公布したるを以て、土地の賣買、賃入に關しては最早契稅規則に

依り證明（奥尾）を受くる要なきに至り、且又登記稅と契稅と相重複するに至りたるを以て、同時に律令第六號を以て契稅規則中、更に同年六月府令第四十九號を以て同施行細則中、夫々『土地』の二字を削除し、臺灣土地登記稅規則施行の日（明治三十八年七月一日）より之を施行したり。

斯くの如くにして契稅規則存續の必要は當時臺灣地租規則の施行なかりし臺東及澎湖島に於ける外之なきに至りたるを以て、明治四十三年三月律令第二號を以て同年三月三十一日限り之を廢止することと爲したり。

第七款　登錄稅

清國領有時代に在りては、不動產の賣買・質入に對し登記を受けしめて一種の登錄稅を徵收し、我が領有後も姑く此の制度を踏襲したることは前款に於て述べたる所なるが、明治三十二年に及び之とは別に、登錄稅法の一部を臺灣に施行することと爲し、同年七月四日勅令第三百二十二號を以て、登錄稅法中土地の登記に關するもの及び第四條・第五條・第八條・第九條・第十四條を除くの外之を臺灣に施行することと定めたり。

斯くて臺灣に於ても土地以外の不動產の登記、船舶に關する登記、商事會社に關する登記、辯護士名簿の登錄、著作權の登錄、特許登錄、意匠登錄、戶籍に關する登記、國債の登錄等に對しては、登錄稅法の規定に從ひ所定の登錄稅を課せらるることとなれり。

爾後登錄稅法は屢々其の一部に改正を加へられしも、之に就ては第五編內國稅の部に讓りて玆には再說せず。尋いで大正十一年九月に至り後述の如く臺灣土地登記稅規則を廢止すると共に、同年十二月勅令第五百二十一號を以て、登錄稅法中土地の登記に關する規定をも大正十二年一月一日より臺灣に施行することと爲したり。

第八款　土地登記稅

第一項　土地登記稅の創設

臺灣に於ては我が領有以前より土地建物の買受人賣入人をして、契稅と稱して一種の登錄稅を納付せしめ、領有以後も此の制度を踏襲したることは既に說く所の如し。然るに明治三十一年以降引續き實行中の土地調查事業完成し、土地に關する權利の所在の確定を見るに至るや、玆に明治三十八年五月律令第三號を以て臺灣土地登記規則を制定公布すると共に、右規則所定の土地臺帳登錄の土地に就き登記稅を徵收することと爲し、卽ち律令第五號を以て臺灣土地登記稅規則を制定公布し、臺灣土地登記規則施行の日（明治三十八年七月一日）より之を施行したり。其の全文左の如し。

臺灣土地登記稅規則（明治三十八年五月二十五日律令第五號）

第一條　土地ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登記稅ヲ納ムヘシ

一　相續ニ依ル業主權ノ取得

土地ノ價格　千分ノ十五

二　遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル業主權ノ取得

土地ノ價格　千分ノ四十

三　前二號以外ノ原因ニ因ル業主權ノ取得

土地ノ價格　千分ノ三十

四　從來保有セル業主權ノ保存
　土地ノ價格　千分ノ三
五　共業地ノ分割
　分割ニ因リテ受クル土地ノ價格　千分ノ六
六　賸耕權ノ取得
　存續期間二十年未滿
　土地ノ價格　千分ノ三
　存續期間五十年未滿
　土地ノ價格　千分ノ六
　存續期間五十年以上
　土地ノ價格　千分ノ八
　存續期間ノ定メナキモノ
　土地ノ價格　千分ノ六
　但シ權利移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存續期間ヨリ控除シ其ノ殘期ヲ以テ存續期間ト看做シ登記稅ヲ計算ス
七　典權、胎權ノ取得
　債權金額　千分ノ十
　但シ債權金額ナキトキ又ハ典權胎權ノ目的タルモノノ價格カ債權金額ヨリ寡キトキハ典權胎權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
八　競賣、强制管理ノ申立
　債權金額　千分ノ七

　但シ競賣若ハ强制管理ニ付スヘキモノノ價格カ債權金額ヨリ寡キトキハ其ノモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
九　假差押、假處分
　債權金額　千分ノ五
　但シ假差押、假處分ニ付スヘキモノノ價格カ債權金額ヨリ寡キトキハ其ノモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
十　胎權ノアル債權ノ差押
　債權金額　千分ノ七
　但シ差押ニ付スヘキモノノ價格カ債權金額ヨリ寡キトキハ其ノモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
十一　相續財產ノ分離
　業主權ニ付テハ　千分ノ七
　土地ノ價格　千分ノ二
　業主權以外ノ權利ニ付テハ　千分ノ二
　土地ノ價格　千分ノ回復
十二　請求又ハ申立ニ因リ抹消セラレタル登記ノ回復
　土地每一筆　金三十錢
十三　假登記
　土地每一筆　金三十錢
十四　附記登記
　土地每一筆　金十五錢
　但シ一件ニ付稅額金四十五錢ヲ超ユルトキハ金四十五錢トス

十五　登記ノ更正變更又ハ抹消　　金十五錢

土地毎一筆

但シ一件ニ付稅額金四十五錢ヲ超ユルトキハ金四十五錢トス

第一號乃至第三號ノ場合ニ於テ共業地持分ノ取得ニ係ルモノハ其ノ持分ノ價格ニ依ル

第二條　業主權カ法人ノ性質ヲ有スル公業ニ移轉スルトキハ前條第二號ノ登記稅ヲ納ムヘシ

第三條　登記稅ハ收入印紙ヲ以テ納ムヘシ但シ登記稅額二百圓以上ナルトキハ現金ヲ以テ納付セシムルコトヲ得

第四條　登記稅ハ總テ金一錢以上トス金一錢未滿ノ端數ハ金一錢トシテ計算ス

第五條　左ニ揭クルモノニハ登記稅ヲ課セス

一　政府自己ノ爲ニスル登記

二　街庄其ノ他公共ノ團體ニ於テ公用ニ供スル土地ノ登記

三　祠廟ノ敷地及墳墓地ニ係ル登記

第六條　登記官廳ニ於テ登記申請者ノ申告シタル課稅標準ノ價格ヲ不當ト認ムルトキハ二名ノ評價人ヲ選定シ之ヲ評價セシムル評價一致セサルトキハ其ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ評價申請價格ヨリ多キトキハ評價人ニ給スル旅費日當ハ登記申請者ノ負擔トス其ノ額ハ臺灣總督之ヲ定ム

官吏及當該事件ニ利害ノ關係ヲ有スル者ハ評價人トナルコトヲ得ス

附　則

此ノ規則ハ臺灣土地登記規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は臺灣土地登記規則に依りて登記を申請するは、自己の權利保全を圖るに在るを以て、之に對して相當課稅を爲すを適當なりと認めたるに因るものなり。而して直ちに登錄稅法を施行せずして本規則を制定したるは、內地に於ける場合と其の登記すべき權利名義を異にするのみならず、其の稅率の如きも、從來契稅規則に依り徵收し來りたる買受及質入の際に於ける稅率を標準として課稅するを至當と認めたるに因るものなり。

臺灣土地登記稅規則の施行に伴ひ、同年六月府令四十五號を以て之が施行規則を左の如く定めたり。

臺灣土地登記稅規則施行規則（明治三十八年六月二十四日臺灣總督府令第四十五號）

第一條　印紙ヲ以テ納ムル土地登記稅ハ登記申請書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ

第二條　現金ヲ以テ納ムル土地登記稅ハ地方廳ニ納付シ其ノ稅金領收證ヲ登記申請書ニ添附スヘシ

土地登記稅納付書ハ別記樣式ニ依ルヘシ

第三條　官廳ヨリ登記又ハ假登記ヲ登記官廳ニ囑託スヘキ場合ニ於テハ登記稅ヲ納ムヘキ者ニ相當印紙又ハ現金ノ領收證ヲ貼用シ又ハ其ノ領收證ヲ添附シテ登記官廳ニ送致スヘシ

第四條　登記官廳ハ印紙ヲ貼用シタル書類ヲ受理シタルトキハ其ノ印紙ヲ黑肉ヲ以テ消印スヘシ又免稅ニ屬スル書類ヲ受理シタルトキハ其ノ書類ニ朱肉ヲ以テ免稅印ヲ押捺スヘシ

第五條　登記官廳ハ第二條第一項ニ依リ稅金領收證ヲ添附シタル書類ヲ受理シタルトキハ其ノ書類ニ「現金納付濟」ノ印ヲ押捺スヘシ

第六條　土地登記稅規則第六條第二項ノ評價人ノ旅費ハ實費トシ手當ハ一日金五十錢以上二圓以下ノ範圍內ニ於テ登記官廳ノ見込ヲ以テ之ヲ支給ス

（樣式省略）

第二項　土地登記稅の改正及廢止

臺灣土地登記稅規則は其の後大正三年二月に至り律令第三號を以て次の如く之れを改正したり。

律令第三號（大正三年二月十七日）

臺灣土地登記稅規則中左ノ通改正ス

第二條ノ二　法人ノ合併ニ因リ法人カ其ノ取得シタル權利ノ登記ヲ受クルトキハ業主權、農耕權ニ付テハ土地ノ價格典權、胎權ニ付テハ債權金額ノ千分ノ三ノ登記稅ヲ納ムヘシ但シ典權、胎權ノ場合ニハ第一條第一項第七號但書ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は登記稅法に於ては法人の合併又は組織變更に因る法人の權利取得に關する登錄稅の明文あるも、臺灣に於ては當時登錄稅法は土地の登記に關して適用なく、勃興し來れる商事會社等の合併に當り、其の取得したる權利の登記に就き臺灣土地登記稅規則第一條を適用するときは、稅額を過重として登記を嫌忌遲延せしむる傾向ありしを以て、別に其の登記に關して稅率を若干輕減することとと爲したるものとす。

然るに大正十一年九月に至り勅令第四百六號を以て、大正十二年一月一日より不動產登記法を臺灣に施行すると同時に、律令第六號を以て臺灣不動產登記規則を廢止し、更に又同年十二月勅令第五百二十一號を以て、登錄稅法中土地の登記に關する規定を大正十二年一月一日より臺灣に施行することと爲せしに伴ひ、同時に律令第七號を以て臺灣土地登記稅規則は大正十一年十二月末日限り之を廢止したり。

第九款　臺灣銀行券發行稅

我が領有當初に於ける臺灣の金融機關は微々として見るべきもの少く、著しく金融疏通の方途を缺きたり。依て新領土の開拓上利用厚生の趣旨に則り、有力なる金融機關の設置を急務なりとし、而も該金融機關は紙幣發行權を有する特殊銀行たらしめんとしたり。明治三十年三月法律第三十八號臺灣銀行法に基き、同三十二年六月設立せられたる臺灣銀行は卽ち此の使命を有するものとす。右臺灣銀行法に依れば、臺灣銀行は正貨準備に依りて五圓以上の無記名式一覽拂手形を發行するの特權を付與せられ、更に保證準備及制限外の發行をも爲し得るものとし、而して制限外の發行は市場の狀況に依り發行を必要とするとき主務大臣の認可を得て之を爲し得るものにして、其の制限外發行額に對しては一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行稅を納付せしむるものとす。右に關する臺灣銀行法の規定次の如し。

臺灣銀行法（明治三十年四月一日法律第三十八號）（抄錄）

第八條　臺灣銀行ハ五圓以上ノ無記名式一覽拂ノ手形ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ無記名式一覽拂ノ手形ノ所有者ハ臺灣銀行ノ財產ニ就キ先取特權ヲ有ス但シ其ノ順位ハ公課ノ次トス

第九條　臺灣銀行ハ無記名式一覽拂ノ手形發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其ノ仕拂準備ニ充ツヘシ

前項準備ニ依レル外無記名式一覽拂ノ手形ヲ發行セムトスルトキハ五百萬圓ヲ限度トシ政府發行ノ紙幣、

證券、兌換銀行券又ハ其ノ他確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ發行額ハ前項準備ニ依レル發行額ニ超過スルコトヲ得ス

市場ノ狀況ニ由リ前二項ノ外更ニ無記名式一覽拂ノ手形ノ發行ヲ必要トスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府發行ノ紙幣、證券、兌換銀行券又ハ確實ナル證券若ハ商業手形ヲ保證トシテ之ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ノ定ムル所ニ依リ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ

然るに右の如く臺灣銀行の發行券を一覽拂手形とし、手形法の規定に拘束せらるるときは、商法修正案の規定に從ひ其の發行券の呈示期間は一年內に限られ、且引換毎に之を廢紙に歸せしめ、復發行する能はざることとなるべし。斯くの如きは到底銀行の經濟上之を許さざるのみならず、所持人にとりても引換期間制限せらるるを以て流通上不便なり。又臺灣銀行法は明治三十年三月卽ち舊幣制時代の制定に係り、一覽拂手形も亦固より銀貨支拂の意に外ならざりしも、同年十月以降我國の幣制は金貨本位となり、該手形も亦當然金貨拂のものたらざるべからざるに至れり。然るに臺灣に於ては一般取引に專ら銀貨を使用するが故に、金貨拂手形は其の發行困難なるのみならず、取引上甚だ不便なり。加之同銀行は臺灣の金融機關として商工業竝に公共事業に資金を融通し、同島地方銀貨市場の商業貿易の機關となり、以て金融を調整せざるべからず。又臺灣は經濟の程度尙ほ低く日常の取引に小貨幣を使用するに馴るる民俗なるを以て、臺灣銀行の發行券を從來の五圓以上とあるを改めて一圓銀貨一枚以上のものとするを便とし、更に又臺灣は內外の貨幣混淆して流通し、取引上甚だ不便を感ずるを以て、漸次に之を統一せざるべからず。依つて臺灣銀行をして銀貨引換の銀行券を發行せしめ、其の發行力を伸張し以て流通の便を與ふるの必要あり。以上の如き諸事情に鑑み明治三十二年三月法律第三十四號を以て臺灣銀行法を次の如く改正したり。

法律第三十四號（明治三十二年三月二日）

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第八條　臺灣銀行ハ券面金額一圓銀貨一枚以上ノ銀行券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ銀行券ハ臺灣銀行本店及支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ一圓銀貨ト引換フルモノトス但シ支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ引換ヲ延期スルコトヲ得

第九條第十條第二十三條中「無記名式一覽拂ノ手形」第二十五條中「無記名式一覽拂手形」第二十六條中「手形」ヲ「銀行券」ニ改ム

尋いで臺灣銀行法中銀行券に關する規定は明治三十九年二月法律第三號を以て次の如く之を改正したり。

法律第三號（明治三十九年二月十九日）（抄錄）

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第八條第一項中「銀貨一枚」ヲ削リ第二項中「一圓銀貨」ヲ「金貨」ニ改ム

第九條第二項中但書ヲ削ル

附　則

本法施行前第八條ニ依リ發行シタル銀行券ハ臺灣銀行本店又ハ支店ニ於テ一圓銀貨ト引換フヘシ但シ臺灣總督ノ定ムル一圓銀貨ノ公納公定相場ニ依リ金貨又ハ本法ニ依リ發行スル銀行券ト引換フルコトヲ得

第九條ニ依ル銀行券ノ發行高ニハ本法施行前發行ノ銀行券ニシテ引換未濟ノモノヲ併算ス

右は明治三十七年に於ける幣制改革に呼應すると共に、從來銀行券の發行に關し保證準備に依る發行額は其の信用維持上正貨準備の額を超過せしめざる規定なりしも、當時臺灣經濟界の發展に鑑

み此の制限を解除し、伸縮自在機宜に應ぜしむるを妥當と爲したるが爲なり。而して保證準備發行制限額は其の後に於ける臺灣經濟界の趨勢に應じて、先づ明治四十三年四月法律第四十六號を以て從來の五百萬圓を千萬圓に擴張し、更に大正七年三月法律第二十七號を以て之を二千萬圓に擴張し、以て大正の末年に及びたり。

右の如く臺灣銀行法に依れば臺灣銀行券の制限外發行に對して發行稅を徵收する規定なるも、其の始めて制限外發行を行ひしは明治三十九年度にして、爾後大正三・四兩年度を除くの外引續き財政經濟の實情に呼應して制限外の發行を爲し、之に伴ひ發行稅の徵收を見たり。

第十款　糖業稅

第一項　糖業稅の創設

砂糖に對しては清國領有時代釐金、補水、銀輸出稅等の名目を以て租稅を賦課徵收したるが、我が領有後之を廢止すると共に、右の舊稅率を參照して新たに糖業稅を賦課することと爲し、明治二十九年三月日令第十一號を以て次の如く糖業稅則を制定公布したり。

糖業稅則（明治二十九年三月日令第十一號）

第一條　砂糖製造砂糖仲買若ハ砂糖搬出ヲ業トスルモノヲ糖業者トス

第二條　糖業ヲ爲サントスル者ハ管廳ニ願出營業鑑札ヲ受クヘシ但シ一人ニテ二箇所以上ノ營業場ヲ設クル者ハ各別ニ營業鑑札ヲ受クヘシ

第三條　鑑札ヲ受ケタルトキハ鑑札一枚ニ付金二十錢ヲ納ムヘシ

第四條　鑑札ヲ失却毀損シ又ハ代替改名轉居轉場セントスルトキハ管廳ニ届出其ノ再渡又ハ書換ヲ請フヘシ但前條ノ鑑札料ヲ納ムヘシ

第五條　廢業スルトキハ管廳ニ届出鑑札ヲ還納スヘシ但廢業ノ際納稅未濟ノ砂糖ヲ所持スル者ハ其ノ節納稅スヘシ

第六條　鑑札ハ貸借賣買又ハ讓受讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

第七條　糖業者ニシテ製造場ヲ有スル者ハ蔗車一箇ニ付每年金三圓ヲ納ムヘシ但シ蔗車ヲ增加シタルトキハ其節該年分ノ蔗車稅ヲ納ムヘシ

新ニ製造營業ヲ爲ス者ハ營業鑑札ヲ受クルトキハ其年分ノ蔗車稅ヲ納ムヘシ

第八條　前條ノ蔗車稅ハ每年一月三十一日限リ之ヲ納ムヘシ

第九條　砂糖稅率ハ左ノ如シ

白　糖	每百斤	金三十五錢
靑　糖	每百斤	金三十錢

第十條　前條ノ砂糖稅ハ砂糖製造人若ハ砂糖仲買人若ハ砂糖搬出ヲ業トスル者ニ於テ最寄管廳ニ隨時之ヲ納ムヘシ

第十一條　糖業者納稅濟ノ砂糖ヲ海外ニ搬出セントスルトキハ其ノ納稅ヲ爲シタル管廳ニ稅金納濟證書ヲ請求シ運搬ノ際之ヲ現品ニ添附スヘシ但シ納濟證書ハ糖業者ノ需用ニ依リ數箇ニ分チテ交付スルコトアルヘシ

第十二條　糖業者前條ノ砂糖ヲ搬出スルトキハ指定ノ檢查所ニ其搬出高ニ對スル納濟證書ヲ差出シ檢查ヲ受クヘシ

第十三條　糖業者ニシテ自用者又ハ小賣人ニ賣渡シタルトキハ其ノ時々種目斤量ヲ帳簿ニ記載シ每月五日迄ニ前月分ノ賣上高ヲ管廳ニ届出賣上斤量ニ對シ第九條ノ納稅ヲ爲スヘシ但シ廢業若ハ移轉スルトキハ

其當日迄ノ賣上高屆書ヲ管廳ニ差出シ其際納ムヘシ

第十四條　糖業者ノ營業場倉庫其他ノ場所及營業ニ關スル帳簿物品ハ當該官吏之ヲ檢査スルコトアルヘシ

但シ當該官吏ハ其證票ヲ携帶スヘシ

第十五條　納濟證書ノ效力ハ交付ノ日ヨリ三箇月以內トス

第十六條　外國ニ輸出スル砂糖ハ輸出ノ節稅關ノ檢査ヲ受ケ置キ輸入港稅關ノ陸上免狀若ハ其ノ他證憑ト之ヲ輸出港ノ稅關ニ差出シ關稅ニ相當スル製造稅金ノナルヘキ書類ニ該港在留ノ我國領事ノ檢印ヲ受ケ之ヲ輸出港ノ稅關ニ差出ササル者ハ其效力ヲ失フヘシ

下戻ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ證憑ヲ得タル後滿三箇年以內ニ差出ササル者ハ其效力ヲ失フヘシ

第十七條　營業鑑札ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタルモノハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ現在ノ砂糖ヲ沒收ス既ニ賣捌キタルモノハ其代價ヲ追徵ス

第十八條　第十二條及第十四條ノ檢查ヲ拒ミタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條　第十一條ニ違ヒ納濟證書ナクシテ砂糖ヲ搬出シタル者ハ其ノ貨主ノ何人タルニ論ナク十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ其ノ現品ヲ沒收ス

第二十條　第六條ヲ犯シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　第四條第五條及第十三條ノ屆出ヲ怠リタル者ハ一圓以上五圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

第二十二條　何人ニテモ砂糖營業人ノ脫稅ニ係ル處爲ヲ幇助シ又ハ其ノ情ヲ知テ犯則ヲ容易ナラシメタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條　營業者ニ於テ此稅則施行以前ヨリ持越シタル砂糖ニ對シテモ仍ホ此稅則ヲ適用シ第九條ノ稅率ニ從ヒ納稅スヘキモノトス

卽ち右に依れば砂糖の製造·仲買若くは搬出を業とするものを糖業者と爲し、糖業を爲さんとする者は管廳に願出でしめ之を許可するものとす。而して糖業者にして製造場を有するものは蔗車一箇に付毎年金三圓を毎年一月三十一日限納付せしめ、蔗車を增加したるときは其の節該年分の蔗車稅を納めしめ、又砂糖製造人·仲買人若くは砂糖搬出を業とするものに對しては隨時最寄管廳に白糖毎百斤金三十五錢、青糖同金三十錢の砂糖稅を納付せしむ。尙ほ營業者に於て右稅則施行以前より持越したる砂糖に對しても此の稅則を適用し、此の稅率に從ひ砂糖稅を納付せしむるものとす。

右に伴ひて同年三月日令第十四號を以て左の如く糖業稅則施行細則を定めたり。

糖業稅則施行細則（明治二十九年三月日令第十四號）

第一條　稅則第二條ノ營業免許ヲ願出ツル者ハ願書ニ營業ノ場所ヲ揭記シ尙ホ其ノ營業ニ關スル蔗車及器械ノ員數ヲ添ヘ差出スヘシ但シ免許ヲ受ケタル後異動ヲ生シタルトキハ其時々々屆出ヘシ

第二條　營業人其ノ營業場外以外ニ於テ營業場附屬ノ貯藏場ヲ必要トスルトキハ其位置棟數ヲ詳記シ管廳ニ屆出ヘシ

第三條　營業者ハ其營業鑑札ヲ戶外觀易キ所ニ揭出スヘシ

第四條　一箇年全ク使用セサル蔗車ハ納期一箇月前管廳ニ屆出其ノ年分ノ蔗車稅ノ免除ヲ請フコトヲ得

第五條　稅則第十三條ノ屆書ハ第一號書式ニ據ルヘシ

第六條　營業者納稅セントスルトキハ第二號書式ニ據リ納付書ヲ差出スヘシ

第七條　稅則第十一條ニ據リ營業者ニ於テ納濟證書ヲ請求スルトキハ第三號書式ノ請求書ヲ調製シ稅金領收證書ヲ添ヘ管廳ニ差出スヘシ

第八條　納濟證書記載額ノ幾分ヲ搬出スルトキハ搬出高ノ裏書ヲ請フヘシ

第九條　營業者其營業ヲ他管下ニ移轉セントスル者ハ營業鑑札ヲ添ヘ管廳ニ申出添翰ヲ受ケ之ヲ移轉地ノ管廳ニ差出シ鑑札ノ書換ヲ請フヘシ此場合ニ於テハ現在ノ砂糖ニ對シ納稅既未濟仕譯書ヲ差出スヘシ

第十條　稅則第九條白糖トハ氷糖、上白糖、中白糖、下白糖ノ四種トシ青糖トハ上青糖、中青糖、下濕糖ノ三種トス

第十一條　製造ヲ爲スモノハ砂糖製造帳ヲ調製シ製造年月日砂糖ノ種類斤量ヲ記シ每月計ヲ附スヘシ

小賣人又ハ自用者ニ賣渡スモノハ砂糖小賣帳ヲ調製シ賣渡ノ年月日種類斤量ヲ記シ每月計ヲ附スヘシ

第十二條　稅則第十六條ニ依リ外國輸出砂糖ノ檢查ヲ受ケントスル者ハ其ノ砂糖ノ種類記號斤量箇數輸入地名積込船名等ヲ記シタル書面ヲ稅關ニ差出シ其現品ノ檢查ヲ請ヒ檢查濟證明書ヲ受クヘシ

第十三條　製造稅ノ內下戻ヲ請フニハ外國ニ輸入セシ證憑書類ニ當初輸出ノ際受ケタル所ノ證明書ヲ添ヘ稅關ニ申出ヘシ

第十四條　此細則ニ揭クル帳簿ハ記載ヲ了リタル日ヨリ三箇年間保存スヘシ

第十五條　第一條ノ但書及第二條第三條第九條第十四條ニ違犯シ又ハ第十一條ノ帳簿調製若ハ記載ヲ爲サルモノハ一圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條　第十一條ノ帳簿ニ詐僞ノ記載ヲナシ若ハ故ラニ記載ヲ爲ササル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

（書式省略）

第二項　糖業稅の改正及廢止

明治三十一年三月に至り律令第一號を以て糖業稅則中第十六條を、同年四月府令第十八號を以て同施行細則中第十二條及第十三條を削除し、同年四月一日より之を施行したり。之れ當時內地需要の砂糖は主として外國より輸入したるを以て、臺灣に於て輸出糖に對して砂糖製造稅の下戻を爲さざるも、糖業上及貿易上惡影響なしと認め、之に關する規定を削除したるものなり。

然るに明治三十四年八月に至り、勅令第百五十五號を以て同年三月法律第十三號砂糖消費稅法を同年十月一日より臺灣に施行の旨公布あり、同時に律令第七號を以て同年九月三十日限り糖業稅則を廢止することと爲したり。

第十一款　砂糖消費稅

第一項　砂糖消費稅の創設

上述の如く、臺灣に在りては明治二十九年三月糖業稅則を制定して糖業者に對して糖業稅を賦課せしも、右は領有早々の制定に係り、固より不備の點尠からず。偶々明治三十四年に至り內地に於て新に砂糖消費稅法を制定して、內地消費の砂糖に對し總て消費稅を賦課することとなりしを以て、之を機として從來の糖業稅則を廢止して砂糖消費稅法を臺灣に施行することと爲し、明治三十四年八月勅令第百五十五號を以て、砂糖消費稅法を同年十月一日より臺灣に施行することを公布したり。

然るに其の施行規則に至りては、內地と自ら其の事情を異にするものあるを以て、直に採りて之を臺灣に施行すべからず。之れ右勅令第百五十五號第二項但書を以て、其の施行規則は臺灣總督之を定むと規定せる所以なり。卽ち此の規定に基き、同年九月府令第五十六號を以て左の如く砂糖消費稅法施行細則を定め、砂糖消費稅法と同時に之を施行することと爲したり。

砂糖消費稅法施行細則（明治三十四年九月二十三日臺灣總督府令第五十六號）

第一條　砂糖糖蜜糖水ヲ製造セントスル者ハ一製造場每ニ製造場及製造スヘキモノノ種類ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ記シ所轄辨務署ニ申告スヘシ

前項ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄辨務署ニ申告スヘシ

第二條　砂糖糖蜜糖水製造者其ノ製造ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨所轄辨務署ニ申告スヘシ

第三條　砂糖糖蜜糖水製造者砂糖糖蜜糖水ヲ製造場外ニ移出セントスルトキハ其ノ種類量目及移出先ニ付收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

第四條　製造場稅關又ハ保稅倉庫ヨリ砂糖糖蜜糖水ヲ引取ラントスル者ハ外國ヘ輸出ノ目的ヲ以テスルモノト否トニ區別シ砂糖糖蜜糖水ノ種類斤量ヲ所轄辨務署ニ申告スヘシ

第五條　砂糖消費稅法第四條第一項但シ書ニ依リ消費稅ノ徵收猶豫ヲ請ハントスル者ハ前條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄辨務署ニ申請スヘシ

第六條　第四條ノ申告アリタルトキハ辨務署ハ砂糖消費稅法第三條ノ種別及斤數ニ依リ其ノ直チニ消費稅ヲ徵收スヘキモノハ之カ徵收ノ手續ヲ爲シ消費稅ノ徵收猶豫ノ申請アルモノ又ハ直チニ消費稅ノ徵收ヲ要セサルモノハ提供スヘキ擔保額ヲ指定スヘシ

第七條　砂糖消費稅法第四條及第五條ニ依リ提供スヘキ擔保物ノ種類ハ金錢及左ニ列記スル有價證券ニ限ル

一　利付國債證券及地方債券

二　政府ノ保護又ハ特別監視ヲ受クル株式會社ノ株券又ハ債券

第八條　砂糖消費稅法第四條及第五條ニ依リ提供スル擔保物ハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄辨務署ニ提出スヘシ但辨務署所在地ニ金庫ナキトキハ之ヲ供託セスシテ所轄辨務署ニ提供スルコトヲ得

前項但シ書ニ依リ辨務署ニ於テ擔保ノ提供ヲ受ケタルトキハ當該官吏ハ擔保領收證ヲ擔保提供者ニ交付シ之ヲ供託スヘシ

第九條　有價證券ノ價格減少シタリト認メタルトキハ所轄辨務署ハ增擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十條　砂糖消費稅法第四條第五條ニ依リ納稅若クハ擔保ヲ提供シタルトキハ所轄辨務署ハ納稅人若クハ擔保提供者ニ對シ引取承認書ヲ下付スヘシ

第十一條　砂糖糖蜜糖水ヲ製造場稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラントスル者ハ其ノ引取ノ際前條ノ引取承認書ヲ製造者稅關又ハ保稅倉庫ニ交付スヘシ製造者稅關又ハ保稅倉庫ハ前項引取承認書ノ交付ヲ受ケ砂糖糖蜜糖水ノ納稅濟又ハ擔保提供濟ナルコトヲ認メタル後ニアラサレハ現品ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條　砂糖消費稅法第四條第五條ニ依リ納稅若クハ擔保ヲ提供シタル砂糖糖蜜糖水ヲ本島外ヘ搬出セムトスルトキハ所轄辨務署ニ申出納稅濟證明書又ハ擔保濟證明書ノ下付ヲ受ケ運搬ノ際之ヲ現品ニ添付スヘシ

第十三條　前條ノ納稅濟證明書又ハ擔保濟證明書ハ砂糖糖蜜糖水ヲ外國ニ輸出シ若クハ內地ヘ輸送ノ際之ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十四條　砂糖消費稅法第五條ニ依リ提供シタル擔保ノ解除ヲ請求セムトスル者ハ砂糖糖蜜糖水引取承認後六箇月以內ニ左ノ書類ヲ添付シタル申請書ヲ所轄辨務署ニ提出スヘシ

一　輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類

二　外國輸入港稅關ノ輸入免狀又ハ其他外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類

第十五條　砂糖消費稅法第四條第二項及第五條第二項ニ依リ擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ公告初日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ決行スヘシ

第十六條　前條ノ公告ニハ擔保提供者ノ住所氏名證券ノ種類金額公賣ノ場所及時其他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第十七條　公賣決行前ニ消費稅及費用ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ

第十八條　砂糖消費稅法第四條第二項但シ書及第五條第二項但シ書ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第十九條　砂糖消費稅法第十一條ニ依リ金額下付ノ請求ヲ爲サントスル者ハ原料トスヘキ砂糖又ハ糖蜜製造場ニ移入スルトキ其種類量目及使用ノ時期ヲ所轄辨務署ニ申告シ豫メ使用ノ承諾ヲ受クヘシ

前項ノ承認ヲ得テ砂糖糖水又ハ酒精ヲ製造シタルトキハ其ノ種類量目ヲ所轄辨務署ニ申告スヘシ其ノ製造ニ際シ副産物ヲ生シタルトキ亦同シ

第二十條　前條ノ承認ヲ受ケントスル者ハ納稅シタル辨務署ニ申出テ納稅濟證明書ノ下付ヲ受ケ置キ前條第一項ノ申告書ニ添付スヘシ

第二十一條　砂糖消費稅法第十一條ニ依リ金額ノ下付ヲ請求スルトキハ申請書ヲ所轄辨務署ニ提出スヘシ

第二十二條　砂糖糖蜜糖水製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　原料ノ種類量目他ヨリ引取リタルモノニ在テハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所氏名

二　使用シタル原料ノ種類量目及其使用ノ日

三　製造シタル砂糖糖蜜糖水ノ種類量目及其ノ製造ノ日

四　他ニ引渡シタル砂糖糖蜜糖水ノ種類量目價格引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所氏名

第二十三條　砂糖糖蜜糖水ヲ販賣スル者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　引取リタル砂糖糖蜜糖水ノ種類量目價格引取ノ日及其引渡人ノ住所氏名

二　販賣シタル砂糖糖蜜糖水ノ種類量目價格販賣ノ日及其買受人ノ住所氏名

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所氏名ハ記載ヲ要セス

第二十四條　收稅官吏ハ砂糖糖蜜糖水製造者及販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十五條　第十一條第二項ニ依リ製造者ニ於テ交付ヲ受ケタル引取承認書ハ交付ノ日ヨリ又第二十二條及第二十三條ノ帳簿ハ使用濟ノ日ヨリ各三箇年間保存スルヲ要ス

第二十六條　第二十五條ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條　引取承認書納稅濟證明書擔保濟證明書及擔保領收證ハ別記書式ニ依ル

附　則

第二十八條　砂糖消費稅法第十九條ニ依ル申告ハ本則第一條ニ準シテ之ヲ所轄辨務署ニ申告スヘシ

（書式省略）

砂糖消費稅は國內に於て製造するものは其の製造場より、外國より輸入するものは稅關又は保稅倉庫より夫々現品を引取るとき、其の引取者をして納付せしむるものにして、其の稅率は砂糖の色相の上昇するに從ひ漸次昂騰せしむる一種の從價稅なり。而して其の色相は和蘭標本に對照し、之が種別を決定す。玆に和蘭標本とは西曆一千八百四十年和蘭國アムステルダム市の砂糖商人が砂糖の評價に供する目的を以て制定したるものにして、今や世界一般の砂糖取引に共通して多く使用せらるるに至りたるものとす。

砂糖消費稅法の施行に伴ひ、其の過渡的施設として同稅法施行以前製造場より引取りたる課稅未濟の砂糖、糖蜜、糖水に對する取扱方を定むる必要あり、依て明治三十四年九月律令第十二號を以て之に關して次の如く定め、砂糖消費稅法と同時に之を施行したり。

律令第十二號（明治三十四年九月三十日）

第一條　明治三十四年法律第十三號砂糖消費稅法施行前製造場ヨリ引取リタル砂糖糖蜜糖水ニ付テハ明治三十四年十月二十日迄ニ其ノ旨ヲ地方官廳ニ屆出ツヘシ

前項ノ屆出アリタル砂糖ニ付テハ明治二十九年日令第十一號糖業稅則ヲ適用シ直チニ其稅金ヲ納付セシム

第二條　前條ノ屆出ヲ爲ササル砂糖糖蜜糖水ニ付テハ砂糖消費稅法ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ明治三十四年十月二十一日現ニ砂糖糖蜜糖水ヲ藏置スル場所ハ砂糖消費稅法中製造場ト見做シ砂糖糖蜜糖水ヲ所持スル者ハ同法中ノ製造スル者又ハ製造者ト見做ス但シ屆出ヲ爲ササル砂糖

ヲ十月二十日以前ニ本島外ニ搬出スル場合ニ在テハ搬出者ヲシテ納稅セシム

附　則

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　砂糖消費稅の改正

砂糖消費稅法は爾後實施上の經驗に鑑み屢〻其の一部に改正を加へらるる所あり。更に又明治三十七年日露戰役の開始に當り法律第三號を以て非常特別稅法を制定し、砂糖消費稅に對しても增徵を課せらるるや、同年三月勅令第九十三號を以て非常特別稅法中砂糖消費稅其の他に關する規定は之を臺灣に施行せられたり。此等砂糖消費稅法の改正竝に非常特別稅法の制定改廢等に就ては、第五編內國稅の部に於て既に之を詳悉せるを以て玆には總て之を省略し、以下砂糖消費稅法施行細則の改正に就て順次之を列擧すべし。

（一）臺灣總督府令第九十九號（明治三十四年十一月十一日）

明治三十四年九月府令第五十六號砂糖消費稅法施行細則中「辨務署」ヲ「廳」ニ改ム

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

（二）臺灣總督府令第三十一號（明治三十五年五月九日）

明治三十四年九月府令第五十六號砂糖消費稅法施行細則中左ノ通改正ス

第五條　砂糖消費稅法第四條第一項但シ書及同法第十一條ノ一第一項ノ適用ヲ受ケントスル者ハ前條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄廳ニ申請スヘシ

砂糖消費稅法第十一條ノ一第一項ノ適用ヲ受ケントスル者ハ前項申請ノ際製造スヘキモノノ種類製造場及製造ノ時期ヲ申出ツルコトヲ要ス

第六條中消費稅ノ徵收猶豫ノ申請アルモノ又ハ直チニ消費稅ノ徵收ヲ要セサルヲ「其ノ擔保ノ提供ヲ要スル」ニ改ム

第七條及第八條中第四條及第五條ヲ「第四條第五條及第十一條ノ一第二項」ニ改ム

第十二條中第五條ノ下ニ「及第十一條ノ一第二項」ヲ加フ

第十條　砂糖消費稅法第四條第五條及第十一條ノ一第二項ヲ要セス引取ノ承諾ヲ爲シタルトキハ引取人ニ對シ引取承認書ヲ下付スヘシ

第十一條第二項中納稅濟又ハ擔保提供濟ヲ「納稅濟擔保提供濟又ハ無擔保引取承認濟」ニ改ム

第十四條ヲ「第十四條ノ一」ニ改メ第二號ヲ削リ同條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十四條ノ二　砂糖消費稅法第十一條ノ一第二項ニ依リ提供シタル擔保ノ解除ヲ請求セントスル者ハ申請書ニ擔保提供濟ナルコトヲ證スヘキ書類ヲ添付シ擔保ヲ提供シタル廳ニ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ申請スヘキ廳カ製造場所轄廳ト異ナルトキハ砂糖糖水又ハ酒精ヲ製造シタルコトヲ證スヘキ書類ヲモ添付スルコトヲ要ス

第十五條中第四條第二項及第五條第二項ヲ「第四條第二項及第十一條ノ一第四項」ニ改ム

第十八條中第四條第二項但シ書及第五條第二項但シ書ヲ「第四條第二項但シ書及第五條第二項但シ書及第十一條ノ一第四項」ニ改ム

第十九條　砂糖消費稅法第十一條ノ一第一項ニ依リ政府ノ承認ヲ得テ砂糖糖蜜ヲ原料トシ砂糖糖水又ハ酒精ヲ製造シタルトキハ其ノ使用シタル原料及製造シタルモノノ種類量目ヲ所轄廳ニ申告スヘシ其製造ニ際シ副產物ヲ生シタルトキ亦同シ

「第二十條」及「第二十一條」ヲ削ル

附　則

明治三十五年法律第二十一號附則ニ依ルヘキ場合ニ於テハ仍從前ノ規定ニ依ル

（書式中改正省略）

（三）臺灣總督府令第五十三號（明治三十七年六月二十二日）

明治三十四年九月府令第五十六號砂糖消費稅法施行細則中左ノ通改正ス

第十條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラルル砂糖糖蜜又ハ糖水ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條中「稅關又ハ保稅倉庫」ヲ削ル

第二十七條ノ二　本令中廳ニ屬スル事務ハ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラルル砂糖糖蜜又ハ糖水ニ付テハ稅關之ヲ行フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（四）臺灣總督府令第九十六號（明治四十年十一月七日）

明治三十四年九月府令第五十六號砂糖消費稅法施行細則中左ノ通改正ス

第四條中斤量ノ下「及引取先」ヲ加フ

（書式中改正省略）

（五）臺灣總督府令第五十三號（明治四十一年九月十三日）

明治三十四年九月府令第五十六號砂糖消費稅法施行細則中左ノ通改正ス

第一條　砂糖糖蜜糖水ヲ製造セントスル者ハ一製造場毎ニ左ノ事項ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

一　製造場ノ位置

二　製糖ノ種類

三　製糖器械ノ種類壓榨能力原動力ノ區分

四　製造者ノ住所氏名又ハ名稱

製造場ハ敷地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

製造場ノ敷地及建物圖面ハ第一項ノ申告書ニ添付シ提出スヘシ

第一條ノ二　砂糖糖蜜糖水ノ製造者ハ每年製糖開始前左ノ事項ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

一　製糖ノ開始及終了見込期日

二　製糖區分（青糖、分蜜糖、原料糖、氷糖等）及各製造見込高

三　一日ノ製糖作業時間、製糖能力及一期間作業豫定日數

四　原料ノ種類斤量及其ノ引取先

五　舊式糖廊ニ於テ使用スル牛ノ頭數及煮沸用釜數

第一條ノ三　前二條ノ申告事項及圖面ニ異動ヲ生シ又ハ製造廳ニ申告スヘシ製造休止後更ニ著手セントスルトキ亦同シ

第二條　砂糖糖蜜糖水ノ製造者同一ノ場所ニ於テ販賣業ヲ兼營セントスルトキハ所轄廳ノ承認ヲ受クヘシ

第三條　砂糖糖蜜糖水ヲ製造場外ニ移出セントスルトキハ其ノ種類區分斤量移出ノ日及移出先ヲ定メ所轄廳ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ノ一部ト看做ス

第四條　製造場稅關又ハ保稅倉庫ヨリ砂糖糖蜜糖水ヲ引取ラントスル者ハ左ノ事項ヲ記シ所轄廳ニ申告スヘシ

一　外國輸出、內地輸送、島內消費、原料使用ノ區別

二　製糖ノ種類、區分、斤量、箇數

三　引取先

製造場ヨリ砂糖糖蜜糖水ヲ引取ル場合ニ於テハ前項申告ノ際第二十條ニ依リ收稅官吏ノ交付シタル檢查濟證ヲ提出スヘシ

第六條　第四條ノ申告アリタルトキハ廳ハ其ノ種類及斤量ヲ査定スヘシ

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ擔保額ハ所轄廳之ヲ指定スヘシ

第七條ノ二　擔保ヲ提供セントスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル擔保提供書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ

一　擔保スヘキ稅金額又ハ稅金相當金額

二　引取ルヘキ砂糖糖蜜糖水ノ種類及斤量

三　擔保物ノ種類數量價格

四　期間

五　擔保提供者ノ住所氏名又ハ名稱

六　前各號ノ外必要ナル事項

第十一條第二項中「砂糖糖蜜糖水ノ納稅濟擔保提供濟又ハ無擔保引取承認濟ナルコトヲ認メ」ヲ削ル

第十二條　砂糖糖蜜糖水ヲ本島外ヘ搬出セントスル者ハ引取申告ノ際左ノ事項ヲ記シ所轄廳ニ申出搬出證明書ノ下付ヲ受ケ運搬ノ際之ヲ現品ニ添付スヘシ

一　搬出先

二　搬出港稅關

三　搬出スヘキ期限

搬出期限內ニ搬出ヲ終ラサルトキハ更ニ搬出證明書ノ書替ヲ受クルニアラサレハ其ノ效ヲ失スルモノトス

第十三條　搬出證明書ハ外國輸出又ハ內地輸送ノ際之ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十九條ノ二　第六條ニ依リ査定濟ノ砂糖糖蜜糖水ヲ製造場內ニ藏置スルトキハ査定未濟ノモノト區別シ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

第二十條　收稅官吏ハ隨時砂糖糖蜜糖水ノ製造場又ハ販賣場ニ就キ砂糖糖蜜糖水其ノ原料品製造用器具器械又ハ帳簿書類ヲ檢査スヘシ

收稅官吏砂糖糖蜜糖水ノ檢査ヲ爲シタルトキハ檢査濟證ヲ交付スヘシ但シ檢査濟證ハ製造者ノ請求アルトキハ數箇ニ分割シテ交付スルコトヲ得

檢査濟ノ砂糖糖蜜糖水ヲ製造場內ニ藏置スルトキハ檢査未濟ノモノト區別シ收稅官吏ノ承認ヲ受クルニアラサレハ其ノ位置ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十條ノ二　收稅官吏ハ必要ト認ムルトキハ砂糖糖蜜糖水其ノ貯藏場又ハ製造用器具器械ニ封緘其ノ他監督上必要ナル方法ヲ施スコトヲ得

第二十一條　砂糖製造者ハ其ノ製造濟ニ係ル砂糖ニ一定ノ包裝ヲ施スヘシ包裝ノ制限ハ所轄廳長之ヲ定ム

第二十二條及第二十三條中「量目」ヲ斤量ト改ム

第二十六條　第一條ノ二及第一條ノ三ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタル者又ハ第二條第十二條第十九條ノ二第二十條第三項第二十一條及第二十五條ニ違反シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條　引取承認書搬出證明書擔保領收書及檢査濟證ハ別記書式ニ依ル

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行以前ニ交付シタル砂糖糖蜜糖水納稅濟證明書又ハ擔保濟證明書ハ明治四十一年十月三十一日限書替ヲ受クルニアラサレハ其ノ效力ヲ失フ

（書式省略）

然るに明治四十二年七月に至り右の規定を全般的に改正する必要を認め、府令第五十二號を以て新に砂糖消費稅法施行規則を定め、之と同時に從前の施行細則は之を廢止したり。新施行規則の全文左の如し。

砂糖消費稅法施行規則（明治四十二年七月二十日臺灣總督府令第五十二號）

第一條　砂糖、糖蜜、糖水ヲ製造セムトスル者ハ一製造場毎ニ土地、建物ノ詳細ナル圖面ヲ添ヘ左ノ事項ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

一　製造場ノ位置
二　製造ノ種類
三　製糖器械ノ種類、壓榨能力、發動力ノ區分
四　製造者ノ住所、氏名又ハ名稱

製造場ハ數地ノ連續スルト否トヲ問ハス總テ一製造場ト認ムヘキモノヲ謂フ

原料採取區域外ニ於テ舊式糖廓ヲ設立セムトスルトキハ豫メ所轄廳ノ承認ヲ受クヘシ

第二條　砂糖、糖蜜、糖水ノ製造者ハ每年製糖著手三十日以前ニ左ノ事項ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

一　製糖ノ著手及終了豫定期日
二　製糖ノ種類別見込高
三　製品ノ記號
四　一日ノ製糖作業時間、製糖能力及一期間作業豫定日數
五　原料ノ種類、見込斤量及原料採取區域外ニ在リテハ其ノ引取先
六　糖廓ニ在リテハ煮沸用釜數、從業者氏名及牛ノ頭數
七　舊慣ニ依ル共同組織ノ糖廓ニ在リテハ各共同者ノ住所氏名及其ノ組織ノ內容

第三條　前二條ノ申告事項及圖面ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄廳ニ申告スヘシ

製造ヲ休止セムトスルトキハ其ノ事由竝休止期間ヲ定メ直ニ申告スヘシ休止期間ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄廳ニ申告スヘシ

第四條　砂糖、糖蜜、糖水ヲ製造場外ニ移出セムトスル者ハ移出場ヲ定メ土地、建物ノ圖面ヲ添ヘ所轄廳ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ移出場ヲ以テ製造場ノ一部ト看做ス

前項ノ移出場ニ砂糖、糖蜜、糖水ヲ移出セムトスルトキハ其ノ種類記號、斤量箇數及移出ノ日ヲ定メ其ノ都度收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前項ニ依リ砂糖、糖蜜、糖水ヲ移出シタルトキハ收稅官吏ノ下付シタル移出承認書ヲ移出場所轄廳ノ收稅官吏ニ提出スヘシ

第五條　製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ砂糖、糖蜜、糖水ヲ引取ラムトスル者ハ左ノ事項ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

一　引取ノ目的
二　引取先
三　製糖ノ種類、記號、斤量箇數
四　引取ノ日
五　稅金額（稅金相當金額）
六　徵收猶豫期間（擔保期間）
七　擔保物

製造場ヨリ砂糖、糖蜜、糖水ヲ引取ル場合ニ於テハ前項申告書ニ第二十一條第二項ニ依リ收稅官吏ノ下付シタル檢查濟證ヲ添附スヘシ

第六條　砂糖消費稅法第十一條ノ一ニ依リ砂糖又ハ糖蜜ヲ引取ラムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ檢查濟證ヲ添附シ所轄廳ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ前條第一項ノ申告ヲ要セス

一　引取ノ目的
二　引取先
三　製糖ノ種類、記號、斤量箇數

四　稅金相當金額
五　引取ノ日
六　製造場ノ位置
七　製造ノ時期
八　引取者ト製造者ト異ナルトキハ製造者ノ住所氏名又ハ名稱
前項ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ更ニ承認ヲ受クヘシ
第七條　第五條ノ申告又ハ前條ノ申請アリタルトキハ廳ハ檢査濟證ニ依リ砂糖糖蜜糖水ノ種類及斤量ヲ査定シ引取承認書ヲ下付スヘシ
第八條　砂糖消費稅法ニ依リ提供スヘキ擔保物ノ種類ハ金錢及有價證券ニ限ル
前項ノ擔保額ハ所轄廳之ヲ指定スヘシ
第九條　擔保ヲ提供セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シタル擔保提供書ヲ所轄廳ニ提出スヘシ
一　擔保スヘキ稅金額又ハ稅金相當金額
二　引取ルヘキ砂糖糖蜜糖水ノ種類及斤量
三　擔保物ノ種類數量價格
四　擔保期間
五　擔保提供ノ原因
六　擔保提供者ノ住所氏名又ハ名稱
根擔保提供ノ場合ニ於テハ前項第一號及第二號ノ記載ヲ要セス
第十條　擔保物ハ提供者之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄廳ニ提出スヘシ
但シ廳所在地ニ金庫ナキトキハ之ヲ供託セスシテ所轄廳ニ提供スルコトヲ得
前項但書ニ依リ廳ニ於テ擔保ノ提供ヲ受ケタルトキハ當該官吏ハ擔保領收證ヲ提供者ニ下付シ擔保物ハ之ヲ供託スヘシ
第十一條　擔保物ノ價格減少シタリト認メタルトキハ所轄廳ハ增擔保ヲ提供セシムルコトヲ得
第十二條　砂糖消費稅法第五條ニ依リ提供シタル擔保ノ解除ヲ請求セムトスル者ハ砂糖糖蜜糖水引取承認後六箇月以內ニ輸出免狀又ハ之ニ代ハルヘキ書類ヲ添附シ所轄廳ニ申請スヘシ
第十三條　砂糖消費稅法第十一條ノ一第二項ニ依リ提供シタル擔保ノ解除ヲ請求セムトスル者ハ供託受領證又ハ擔保ヲ提供シタル廳ニ申請スヘシ
前項ノ場合ニ於テ砂糖糖水又ハ酒精ノ製造場カ擔保解除ヲ申請スヘキ廳ノ所轄外ナルトキハ製造場所轄官廳ノ下付シタル砂糖糖水又ハ酒精ヲ製造シタルコトヲ證スヘキ書類ヲモ添附スルコトヲ要ス
第十四條　擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ公告初日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ決行スヘシ
公告ニハ擔保提供者ノ住所氏名又ハ名稱證券ノ種類金額公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ
第十五條　公賣決行前ニ消費稅及費用ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ
第十六條　砂糖消費稅法第四條第二項但書第五條第二項但書及第十一條ノ一第四項ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得
第十七條　砂糖糖蜜糖水ヲ製造場ヨリ引取ラムトスル者ハ其ノ引取ノ際第七條ノ引取承認書ヲ製造者ニ交付スヘシ製造者ハ引取承認書ノ交付ヲ受ケタル後ニ非サレハ現品ノ引渡ヲ爲スコトヲ得ス
第十八條　砂糖糖蜜糖水ヲ本島外ニ搬出セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記シ製造場所轄廳ニ申請シ搬出證明書ノ下付ヲ受クヘシ但シ搬出期限ハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス
一　製糖ノ種類記號斤量箇數
二　引取先
三　引取ノ年月日及引取者ノ住所氏名又ハ名稱

四　搬出先
五　搬出港名
六　搬出期限
七　搬出スヘキ砂糖糖蜜糖水ノ藏置場
八　搬出者ノ住所氏名又ハ名稱

前項ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ書替ヲ受クヘシ

搬出期限内ニ搬出ヲ終ラサルトキハ搬出證明書ハ其ノ效力ヲ失フ

第十九條　搬出證明書ハ砂糖糖蜜糖水ノ藏置場ニ於テ外國ニ輸出シ又ハ内地ニ移送スル際之ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十條　砂糖消費稅法第十一條ノ一第一項ニ依リ政府ノ承認ヲ得テ砂糖糖蜜ヲ原料トシ砂糖糖水又ハ酒精ヲ製造シタルトキハ左ノ事項ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

一　原料引取年月日
二　原料ノ種類斤量
三　製造濟年月日
四　製造シタルモノノ種類數量

第二十一條　收稅官吏ハ隨時砂糖糖蜜糖水ノ製造場又ハ販賣場ニ就キ砂糖糖蜜糖水其ノ原料品製造用器具、器械又ハ帳簿書類ヲ檢查スヘシ

收稅官吏製造場ニ於テ砂糖糖蜜糖水ノ檢查ヲ爲シタルトキハ其ノ包裝ニ檢印ヲ押捺スヘシ

前項ニ依リ砂糖ノ檢查ヲ爲シタルトキハ其ノ包裝ニ檢印アル包裝ハ收稅官吏ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ再用スルコトヲ得ス

第二十二條　檢印アル包裝ハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケ使用前收稅官吏ノ檢定ヲ受クヘシ

第二十三條　糖汁又ハ糖蜜ノ容器及貯溜所ハ其ノ使用前收稅官吏ノ檢定ヲ受クヘシ

第二十四條　收稅官吏ハ必要ト認ムルトキハ砂糖糖蜜糖水其ノ貯藏場又ハ製造用器具器械ニ封緘其ノ他監督上必要ナル方法ヲ施スコトヲ得

第二十五條　砂糖糖蜜糖水ノ製造又ハ販賣ニ關シ收稅官吏カ必要ト認メテ承認ヲ受クヘキコトヲ命シタルトキハ製造者又ハ販賣者ハ其ノ承認ヲ受クヘシ

第二十六條　砂糖製造者ハ其ノ製造ニ係ル砂糖ヲ一箇實量百斤トシ「アンペラ」包裝ヲ施スヘシ但シ所轄廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

砂糖ノ包裝ヲ改裝セムトスル者ハ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

第二十七條　查定濟ノ砂糖糖蜜糖水ヲ製造場内ニ藏置スルトキハ查定未濟ノモノト區別シ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

檢查濟ノ砂糖糖蜜糖水ヲ製造場内ニ藏置スルトキハ檢查未濟ノモノト區別シ收稅官吏ノ承認ヲ受クルニ非サレハ其ノ位置ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十八條　砂糖糖蜜糖水ノ製造者其ノ製造場内ニ常居スル能ハサルトキハ代理人ヲ定メ所轄廳ニ屆出ヘシ

第二十九條　砂糖糖蜜糖水ノ製造者其ノ製造場區域内ニ於テ販賣業ヲ兼營セムトスルトキハ其ノ旨所轄廳ニ申告スヘシ但シ其ノ製造場ト販賣場トハ明確ニ區劃シ之カ圖面ヲ添附スヘシ

第三十條　消費稅納付前又ハ擔保提供前ノ砂糖糖蜜糖水ニシテ災害其ノ他ノ事故ニ因リ亡失シタル場合ニ於テハ製造者ハ直ニ之ヲ所轄廳ニ申告スヘシ

第三十一條　砂糖糖蜜糖水ノ製造者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　原料ノ種類斤量他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ其ノ價格引取ノ日及引渡人ノ住所氏名又ハ名稱
二　使用シタル原料ノ種類斤量及使用ノ日
三　製造シタル砂糖糖蜜糖水ノ種類記號斤量箇數及製造ノ日